

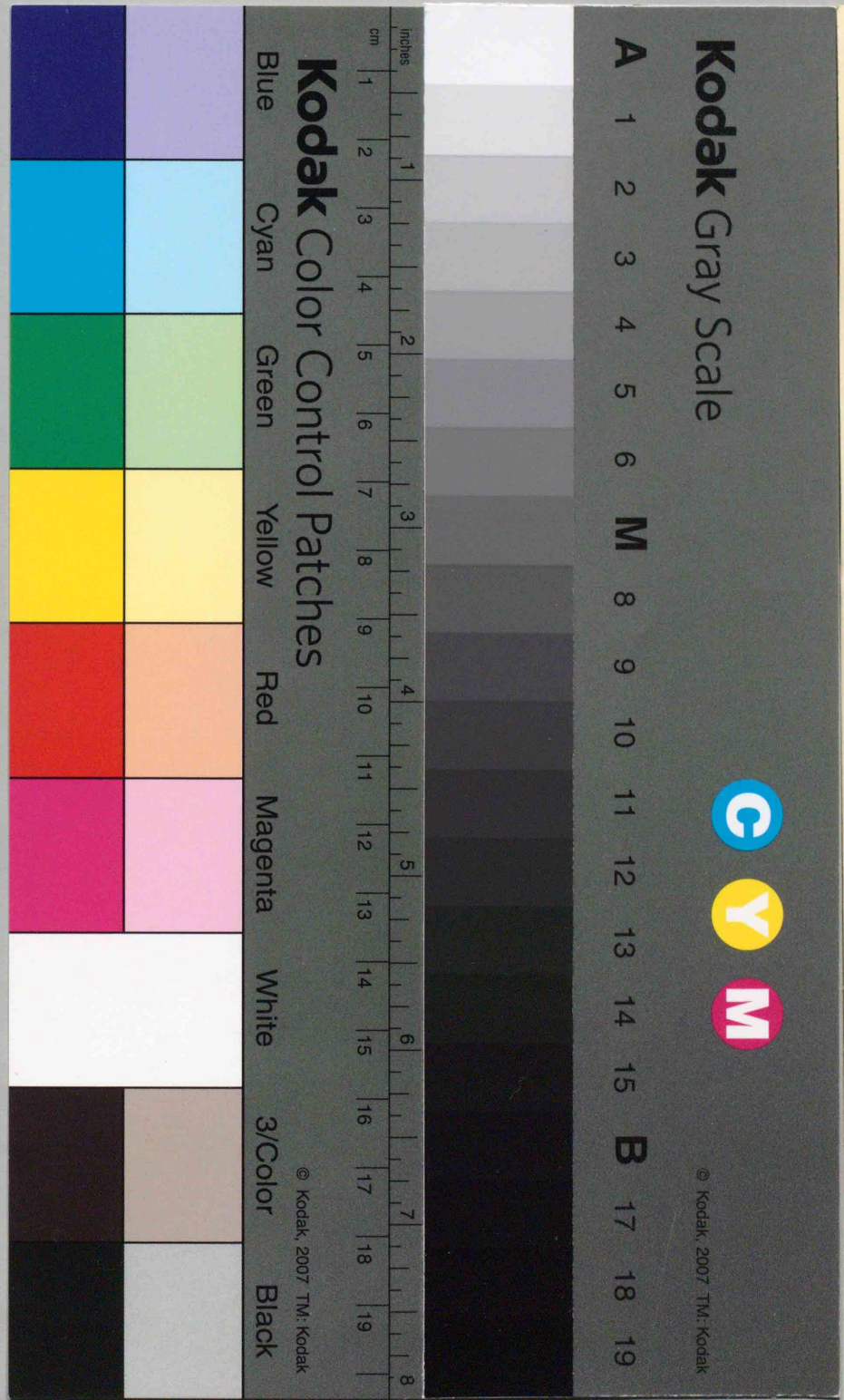
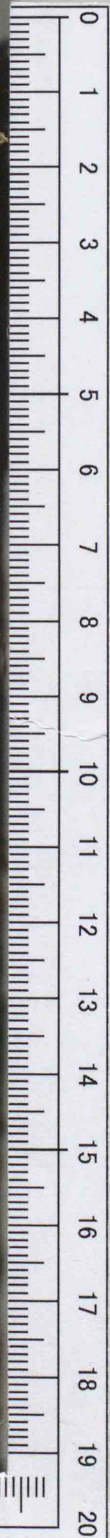
編所輯編堂省三
 訂 四
 用 校 學 女
書 科 教 史 歷 本 日

用 級 上



社 會 式 株
 堂 省 三

教科書文庫
 4
 210
 42-1931
 2000065684



430C9

教科書文庫

4
210
42-1931
20000 65684



昭和六年一月二十二日
文部省檢定
高等女學校用科史

三省堂編輯所編

第四訂
女學校用

日本歷史教科書

上級用

株式會社
三省堂

教科書文庫
4
210
42-1931
2000065684

資料室

4b
210
昭6

広島大学
教
65684
書

広島大学図書

2000065684



明治天皇即位式御圖

明治天皇(時に御)は、慶應四年(明治元年)八月二十七日、京都御所の紫宸殿(むらさきのみくら)に於て、御即位式をお舉げになつた。この御式典は、王政復古の大精神(わうせいふくごのだいしんじん)に基き、神武天皇の御即位式に倣ひ、先づ天神(あまのかみ)に御幣(みへい)を奉り、次に群臣(ぐんしん)に即位の旨を宣告せられたのであつた。本圖の右端最上方にあるのは高御座(たかのみくら)で、南階の下に地球儀(ちきゅうぎ) (水戸藩主徳川齊昭(すいとから)を据ゑ、それから少し隔て、奉幣案(ほうへいあん)を置いてある。この日天皇は高御座にましまし、神祇知官事(かみかみ)鷹司輔熙(たかつかひ)は御前に進んで御幣を拜受し、退いて之を奉幣案に立て奉り、更に進んで之を奏上し、それから、天皇は即位の勅語(ちくご)を宣らせられ、之に對して、外辨首席三條西季知(さいじゆち)は進んで壽詞(じゆじ)を奏し奉つた。本圖は其の時の光景を寫し奉つたものである。この御即位式は、たゞに復古の精神をあらはされたのみならず、地球儀を据ゑつけたことなどは、一面に於て、開國進取の大精神を表現せられたもので、我が帝國の歴史上實に意義ある御式典であつたのである。



圖式位即御皇天治明

例言

本書の初版發行以來、御採用の學校數が年々増加するやうになつたのは、實に編者の感謝に堪へざる所である。このたび、この四訂版を發行するに當り、左に本書編纂の趣旨を略陳する。

(一) 抑も、高等女學校の教科書は、固より専門學者が學說を發表する著書と全然その目的を異にし、専ら教師の教授上の便宜を圖り、學生に普通の知識を授けることを主眼とすべきものである。それ故に、これを編纂するに際しては、主として實地教授者の意見を尊重すべきことはいふまでもない。それで、本書及び初年級用の日本歴史教科書はいづれもこの見解から、現に教授せらるゝ多數教官の御高見を仰いで編纂改訂した。

(二) 本書の文章は、口語體を用ひた。たゞし、口語體の文章は、とかく冗漫に

流れる恐れあるが故に、編者は特にこの點に注意し、及ばずながら、成るべく明快簡潔の文章とするやうに努めた。

(三)本書の編纂改訂の際、高等女學校第三學年生乃至第五學年生をして原稿を讀ましめ、難解の文字、熟語等の右側に振假名をつけ、その左側又は括弧の中に簡単な説明を加へ、以て教官の勞力時間を節減するやうに努めた。

(四)本書は、小活字を以て、明治天皇、昭憲皇太后の御逸事及び御製御歌、並に維新以來の功臣等の言行などを本文の所々に附載した。これは要するに學生をして自ら讀ましめ、一は以て歴史に對する興味をひき起さしめ、一は以て明治天皇、昭憲皇太后等の御徳を慕はしめ、知らずくの間、忠君愛國の精神を鼓舞し、徳性を涵養せしめんがためである。

(五)本書は、皇室御略系圖、歴代内閣表及び明治以後の重要な詔勅等を集めた附録を卷末に附載した。

これを要するに、本書は、特に女子に適當する教科書を作る目的を以て、多數

教官の御高見を仰ぎ、教材、文章、繪畫、年表等、諸般に互り、深甚の注意を加へて編纂改訂した筈であるが、なほ實地教授の經驗に富まれる教官各位の御垂教により、將來改善に改善を加へて、完全な良教科書としたい考であるから、何とぞ及ばない所を補ひ、悪い所を指摘せられんことを切望する。

昭和五年九月

編者しるす

訂四
校女學

日本歴史教科書

上級用 目次

緒

言

第一期 内治整理時代

第一章	王政維新 東京奠都	二
第二章	明治初年の官制	七
第三章	版籍奉還 廢藩置縣	九
第四章	明治初年の外交 諸般の改革	三
第五章	朝鮮との關係 征韓論	五
第六章	清國との修好 臺灣事件 琉球問題	六
第七章	北海道の拓殖 千島樺太の交換	六
第八章	地方の騒亂	三
第九章	朝鮮京城の變 天津條約	七
第十章	憲法發布 議會開設	三

目

次

一

第二期 對外發展時代

第十一章 日清戰役 戦後の經營……………三六

第十二章 條約改正……………三七

第十三章 北清事變 日英同盟……………三八

第十四章 日露戰役……………三九

第十五章 戦後の經營 外國との關係……………四〇

第十六章 韓國の併合……………四一

第十七章 明治天皇の崩御 大正天皇の即位……………四二

第十八章 世界大戰役 日支條約……………四三

第十九章 各方面の進歩發達……………四四

第二十章 裕仁親王の攝政 大正天皇の崩御……………四五

第二十一章 約説……………四六

訂四
校女
用學

日本歴史教科書

上級用 目次終

訂四
校女
用學

日本歴史教科書

上級用

緒言

さきに、初年級に於て、おもに太古タイコから明治維新メイシンに至るまでの歴史を説いたが、これから明治維新メイシン以後の歴史即ち現代史をや、くはしく述べようと思ふ。そもく、明治維新以後はこれを大別すると、内治整理時代、對外發展時代ゲイナツンの二期となる。前者は明治維新から日清戰役前に至り、おもに内治を整理し、専ら潛勢力センリキョクを養つた時代で、後者は日清戰役の頃から現時に至り、おもにその潛勢力を發揮し、遂に世界五大強國の一となつた時代である。それで本書も二期に分けて記し、次にこの二期にわたる各方面の進歩發達について述べようと思ふ。

第一期 内治整理時代

第一章 王政維新 東京奠都

●王政維新 明治天皇(第十二代)は孝明天皇の第二子にましまし、御名を睦仁と申し上げる。天皇は、慶應三年(七五三)正月、御年十六で踐祚(ミクラホヒ)あらせられたが、その時はあたかも我が

明治天皇の踐祚

明治天皇とその御親筆

大政奉還

(慶應三年十月約六五年前)

王政復古の大號令

三職



睦仁

大將軍徳川慶喜の大政奉還の奏請を許され、ついで同年十二月九日、王政復古の大號令を發して、諸事神武天皇の創業の始めにもとづいて、政を行ふべき旨を宣言せられ、攝政・關白・征夷大將軍等の官職を廢し、新に總裁・議定・參與の三職を置き、熾

建國大主義の復活

慶應の末頃から明治の初頃にかけての大改革を世に明治維新といふ。

熾仁親王

この日江戸では西郷隆盛は勝安房と會合して江戸城明渡しの談判をして居つた。

五箇條の御誓文 (慶應四年三月十四日)



仁親王(有栖川宮)を總裁に任じ、王政復古に功勞ある親王・公卿・諸侯を議定に任じ、俊秀の公卿諸藩士を拔擢して參與に任ぜられた。かくて大政は古に復し、萬機は皆天皇に決し、政令は悉く朝廷から出て、我が建國の大主義(即ち天皇親政の大主義)は再び行はれることになつた。世にこれを王政維新(又は王政復古)といふ。

◎維新の功臣 前記の如く、熾仁親王は總裁に任ぜられたが、議定には山階宮晃、親王三條實美、中山忠能、島津茂久(後に忠義と改む。薩摩)、山内豊信(土)、徳川慶勝(尾)、松平慶永(越)等が任ぜられ、參與には岩倉具視(後、議定)、西園寺公望、西郷隆盛大久、保利通、後藤象二郎等が任ぜられた。これらの中、三條實美、岩倉具視、西郷隆盛大久、保利通及び木戸孝允等は、實に維新功臣中の大功臣であつた。

●五箇條の御誓文 翌慶應四年(明治元年)三月十四日、天皇は親王・公卿・諸侯等を率ゐて紫宸殿に親臨し、天神地祇を祭り、左の五箇條の誓を立てられた。世にこれを五箇條の御誓文といふ。

一、廣ク會議ヲ興シ、萬機公論ニ決スヘシ。
 一、上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ。

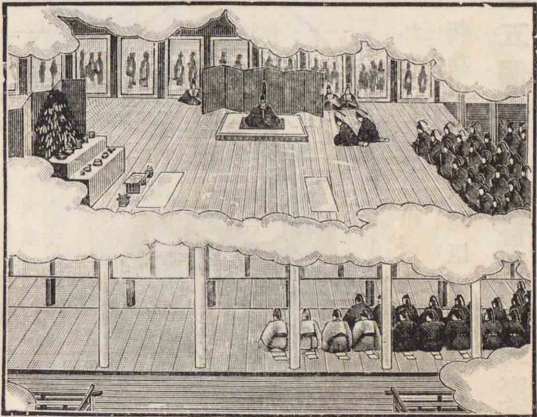
一、官武一途、庶民ニ至ル迄、各其志ヲ遂ケ、人心ヲシテ倦マサラシメンコトヲ要ス。

一、舊來ノ陋習ヲ破リ、天地ノ公道ニ基クヘシ。

一、智識ヲ世界ニ求メ、大ニ皇基ヲ振起スヘシ。

我國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ、朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ、天地神明ニ誓ヒ、大ニ斯

國是ヲ定メ、萬民保全ノ道ヲ立ントス。衆亦此旨趣ニ基キ、協心努力セヨ。



明治天皇御神前に五個條の誓を立てさせ給ふ圖
 正面には明治天皇、左は祭壇である。これは文部省著作高等小學國史による。

開國・進取の大方針

五個條の御誓文は、實に開國進取の大方針を立て、明治維新の基礎を

定められたもので、これから一切の政治は皆これに基いて行ふことになつた。

◎御誓文に對する讚辭 五個條の御誓文は、西洋の識者もまた稱讚して措かないものである。かつて英國有名の雜誌レビュー・オブ・レビューの記者は、この御誓文を發せられた明治天皇を稱讚して、『嗚呼一八六八年(明治元年)の頃に於て、かくの如き立派な思想・感情が、歐洲列國の何れの帝王の唇頭からも發せられなかつたと斷言しても、決して誇張の言葉でない』と述べた。

◎即位式と改元 やがて慶喜は朝廷に謝罪し、東北地方を除くの外、全國皆平定した。天皇は、同年(慶應四年)八月二十七日(太陽曆十月十二日)、古式によつて

即位式を紫宸殿(都京)に擧げられ、翌九月年號を改めて慶應四年を明治元年とせられ、且つ一世一元の制度を定められた。

◎東京奠都と皇后册立 これより先き、參與大久保利通(薩州藩士)は人心を一新



昭憲皇太后

即位式 (慶應四年八月) 改元

大久保利通の建議

江戸改稱—東京

皇后冊立
(明治元年)

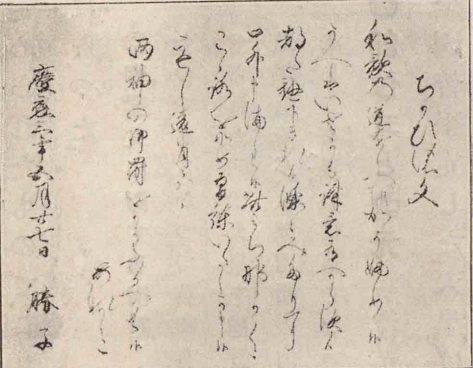
東京奠都
(明治二年)

勝子姫の御筆蹟
ちかひの文
和歌の道をし
へをかうふり候
うへは、いささ
かも疎意有べか
みだり候。つたへ
下され候條々々
みだりに口外申
まじく候。此み
ち(道)なむく、
こころをこめ、
習練いたし可申
候。もし違背候
は、兩神(天神・
地神)の御罰を
からふるべく

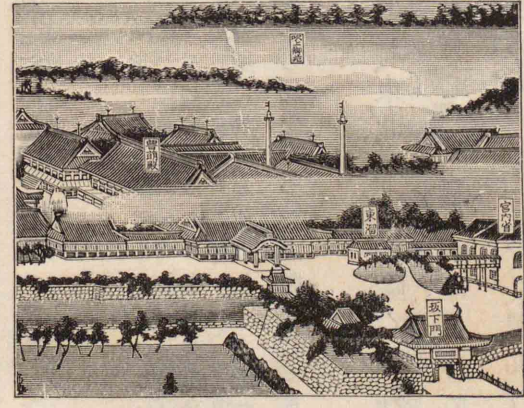
候。あなかしこ。
慶應三年五月二
十七日
右は勝子姫が
御歳十八の
時、和歌を學
ばれんとて、
近衛忠熙に御
入門の折、御
誓文であられた
御

東京宮城現景

するため、大阪に都を遷さんことを建議した。天皇は、慶應四年(明治元年)七月、江戸を東京と改稱し、明治元年十月、始めてこゝに幸し、江戸城を東京城と改め、十二月、一先づ京都に還幸せられた。ついで、同月、一條忠香の第三女美子を立て、皇后とし、翌二年二月、中央政府を東京に移し、三月、再びこゝに幸し、これより永くここにおとゞまりになつた。これから東京は我が國の首都となり、開國・進取の大國策は、こゝを中心として行はれた。同五月、函館戦争が終はり、天下は全く一統した。



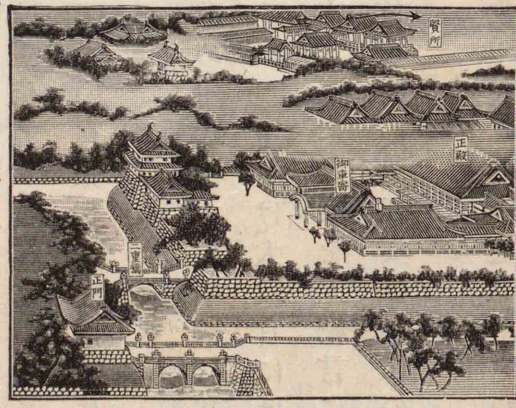
◎皇后、宮の御幼時
皇后は初め勝子姫と申し、後、御入内の時、美



子と改められた。皇后は御幼年の時から御聰明に渡らせられ、御年十歳の頃、侍女達の御供で京都の郊外にお出での時、稲の穂を取つてもてあそばれながら、『稲はいかに延びたとて、實を結ばなければ、何の役にも立たぬことは、論語の教の通りである。これから益、學びの道に力を入れて、立派な人にならなければならぬ』とおほせられた。これは前日漢學の先生から教へられた『苗にして秀でず、秀でて稔らず、苗而不秀、秀而不稔』といふ論語の一句を御思ひ出されておほせられたのである。それで、お供の人達はこれを聞いて、皆その御悟りの早いのに驚いたといふ。

第二章 明治初年の官制

前章に述べた如く、慶應三年、三職(總裁・議定・參典)を置いてから、中央政府の官制は屢、改革せられた。今左に五個條の御誓文以後の重なる改革につ



いて列記する。

●慶應四年(明治元年)の改革 御誓文の翌々月(慶應四年(明治元年)閏四月)その御趣旨に

基きなほ西洋立憲國の制度をも参考して官制を改革し、太政官(廳)の内に七官(表を見よ)を置き、議定三條實美・同岩倉具視を輔相(行政官)に兼任し、また表に



三權分立の形式

神祇官・太政官

七官
正院
*一位より八位まで各、正從を設け、初位を大少に分ち、總べて十八階とす。

示した如く、三權(立法・司法・行政)分立の形式を取った。
●明治二年の改革 明治二年、更に官制を改め、王政復古の精神に基き、専ら大寶令を本にして、神祇・太政の二官(官廳)を設け、太政官には左大臣・右大臣・大納言・參議等を置き、實美を右大臣に、具視を大納言に任じ、また六省(刑部・民部・大藏・兵部・宮内・外務)を設け、十八階の位を定め、勅任奏任判任の制度を設けた。

●明治四年の改革 明治四年また官制を改め、太政官に正院・左院・右院

三條 實美

左院・右院

大化の改新の詔
土地・人民の私領



議員(後に議官と改稱す)を置いて立法院とし、右院をば諸省の長官等の政務を議する所とした。

第三章 版籍奉還 廢藩置縣

●版籍奉還 (一)土地・人民・直轄の必要 明治初年の最大急務は諸藩の處分であつた。仰も朝廷が土地・人民を直轄すべきであることは、大化の改新の詔によつても明かにわかる。然るに、武家政治の世となつてから、全國の土地・人民は殆ど全く將軍・大名等の私領となつた。されば、正政復古の實行上、諸藩を廢して再び土地・人民を朝廷の直轄に移

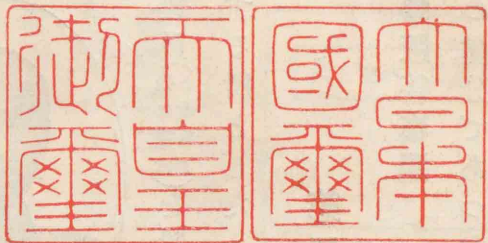
府・縣の始
(明治元年)

國體と天皇御體

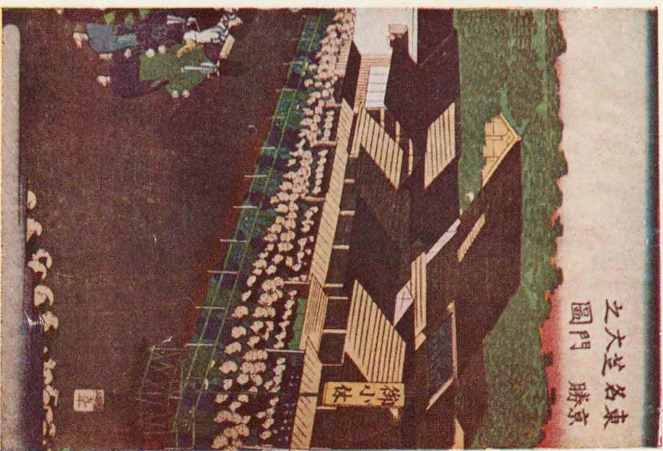
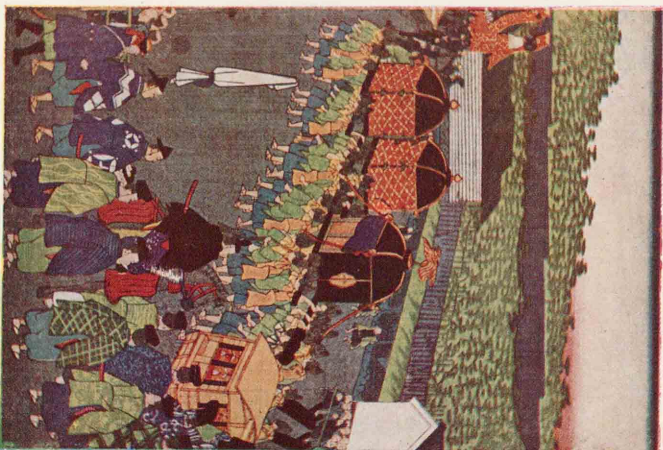
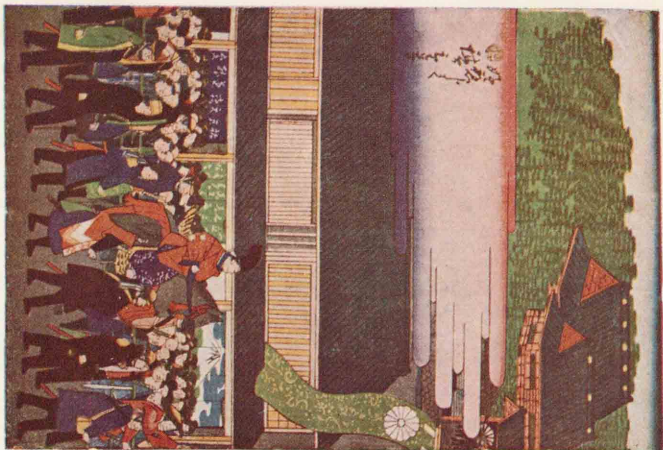
版籍を朝廷に收める必要

木戸孝允の建議

酒井忠邦の建議



す必要があつた。(二)土地・人民・直轄の始め。慶應四年(明治元年)朝廷は前將軍徳川慶喜等の罪をたゞし、舊幕府・舊幕臣の領地(約七百萬石)及び人民を收めて直轄とし、是等の地を府・縣に區分し、國家の官吏たる知府事・知縣事をして之を治めしめられた。これが土地・人民の直轄及び府・縣制度の始めである。(三)版籍奉還の請願。かくて舊幕府・舊幕臣の私領地は朝廷の直轄となつたが、大小二百六十餘藩の諸侯は、なほ依然として土地(約二千萬石)・人民を私有し、兵權を握つてゐたから、自然に朝廷の御威光も薄く、國家の収入も少く、従つて十分に王政復古の實を擧げることが出来なかつた。參與木戸孝允はこれを憂へ、諸侯をして版(即ち圖地)及び籍(戶籍即ち人民)を朝廷に還し奉らしめんことを建議し、ついで、明治元年十一月、姫路藩主酒井忠邦もまた上書して版籍を朝廷に收められんことを建議した。やがて孝允及び大久保利通等の奔走により、翌



圖城入御京東皇天治明

慶應四年(明治元年)官軍が江戸城を収むるや、江戸遷都の議が起り、遂に同年七月左の詔が下つた。

朕今萬機ヲ親裁シ億兆(民)ヲ綏撫ス。江戸ハ東國第一ノ大鎮、四方輻輳ノ地ナリ。宜シク親臨シテ以テ其ノ政ヲ視ルベシ。因リテ自今江戸ヲ稱シテ東京トセン。是レ朕ノ海内一家東西同視スル所以ナリ。衆庶(衆)此意ヲ體セヨ。

其の翌々月(九月)車駕京都を發し、其の翌月、江戸に御到着あらせられた。其の時、車駕は品川から江戸に入り、芝の大門を過ぎて、増上寺に御休憩あそばされ、それから進んで江戸城に入らせられた。表面の錦繪は當時の御有様を寫し奉つたものである。やがて、同年十二月、京都に還幸あらせられ、翌明治二年三月、再び東京に幸せられた。それから東京は實際上の帝都となつて今日に至つた。

四藩主の奏請

版籍奉還

(明治二年六月)

舊藩主を地方官吏とす

封建制度の廢止

木戸 孝允

明治初年の寫眞による。



二年正月、薩長土肥(佐賀)の四藩主(島津忠義、毛利敬親、山内豊範、鍋島直大)は連署して版籍奉還を奏請し、ついで他の諸藩主もこれに倣ふものが多かつた。(四)版籍奉還 同年(二)六月、朝廷は版籍奉還の奏請を許し(未だ奏請しないもの)、これまでの封建的の藩を改めて國家の行政區としての藩となし、舊藩主を國家の地方官吏たる知藩事に任じ、各その藩(行政區と)を治めしめられた。是に於て全國の土地人民は悉く朝廷の直轄に復し、封建制度は全く廢止された。

◎版籍奉還に對する批評 版籍奉還は、各藩主及び藩士が忠君愛國の精神を振ひ興し、國家公共の爲に、殆ど無條件で多年有する特權を放棄したものである。そしてかゝる大事業が平和の間に解決したのは、實に世界の歴史にその類例を見ない大盛事で、個人の權利を主張する西洋人の大に驚くところである。かつて露國の一新聞(大正元年七月發行ウラジウストフ)は、「この日本武士の全階級が利己的計算を放棄した事實(即ち版籍奉還)は、到底歐洲人のまねの出来ないことで、吾人は歐洲人の個人主義的道德觀及び心理狀態と、日本人の己れを捨つるを以て最高の

廢藩の必要なる理由

名譽とする思想との間に、大なる差異があることを認めざるを得ない」と論じた。
●廢藩置縣 (一)廢藩の必要 かくて、全國は府(八)縣(二十)藩(二百六)の三種の行政区に分れたが、(1)知藩事(元は藩主、今は地方官吏)は多年の習慣により、人民(元は藩士、藩民、今は國家の人民)に對して、なほ君臣の如き有様をなし、(2)知藩事を監督する中央政府の大官の中には、之に對して舊臣の關係を有する者

大久保利通



もあり、(3)各藩の位置・區域などが頗る亂雑であつたから、藩を廢して地方制度を整理する必要があつた。(二)廢藩置縣 明治二年十二月、朝廷は吉井(上野、群馬縣)・狹山(河内、大阪府)兩藩の知藩事の辭職願を許し、その藩(行政區と藩)を廢して縣とした。これが廢藩置縣の始めてある。やがて木戸孝允・大久保利通・西郷隆盛等の盡力により、廢藩の機運が大に熟して來た。そこで、天皇は、明治四年七月、廢藩置縣の詔(附錄二)をお下しになり、各藩の知藩事(主藩)を諭し、一令の下に悉く藩(行政區と藩)を廢し、知藩事を罷めて東京に

廢藩置縣の始

廢藩置縣

明治四年七月
約六〇年前

*封建的の藩は版籍奉還の時絶滅した。廢藩置縣の藩は一の行政区であることに注意せよ。

郡縣制度の確定

王政復古の通告

外國公使の拜謁

公使の派遣
(明治三年)

大使の派遣
(明治四年)

在任せしめ、同年十一月、全國を三府七十二縣に區分し、府知事・縣令(後、知事と改稱した)をして之を治めしめられた。是に於て郡縣の制度が定まり、王政復古の實が擧がり、全國一統の政治が完成した。その後、屢、縣の廢合があつたが、同二十二年から三府四十三縣となつて今日に至つた。

第四章 明治初年の外交 諸般の改革

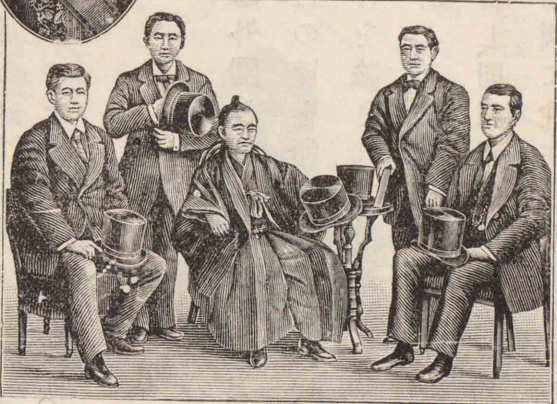
●外國との和親 明治天皇は、慶應四年(元年明治)正月、外國公使に王政復古の旨を通告し、また臣民に萬國の公法に基いて外國と和親すべき旨を諭され、二月、始めて紫宸殿(京都)に於て外國公使(佛蘭西和蘭兩國公使)に拜謁を許し、三月、前記の如く、五個條の御誓文を以て開國・進取の大方針を宣言し、同三年、公使を英吉利・佛蘭西・普魯西(獨逸)・亞米利加合衆國(米國)の諸國に駐在せしめられた。

●大使の派遣 明治四年、天皇は各國との和親を厚くし、且つその制度・文物を視察せしめるために、右大臣岩倉具視を特命全權大使とし、

*イギリス・フランス・ベルギー・オランダ・ドイツ・ロシア・デンマーク・スウェーデン・イタリア・オーストリア・スイスの諸國。

岩倉具視と
その一行

明治五年米國
シオン
でとつた寫眞
よる。向つて右
から大久保・伊
藤・岩倉・山口
木戸である。岩
倉は頭に公家風
の鬚を戴き、羽
織袴を着け、洋
靴をはき、シル
クハットを持っ
てゐる。實に是
れ好個のポンチ
繪。



木戸孝允(議)・大久保利通(大藏)・伊藤博文(工部大輔)・山口尙芳(外務)を副使とし、これに多くの俊秀な青年を従はせて歐米諸國に遣はされることになつた。やがて岩倉大使等は米國に渡

航し(この時五人の少女は、米國留學のため、後章挿畫参照)、ついで歐洲各國を巡廻し、前後三年を経て、明治六年九月に歸朝した。この時、大使の一行は大に泰西文化の進歩に驚き、深く内治整理の急務を悟つた。明治政府が内治整理を以て眞先にする方針を取るやうになつたのは、多くこの一行巡廻の結果であるといふ。

●諸般の改革 西洋の事情が漸くわかるに従ひ、政府はこれを斟酌して諸般の改革を行つた。即ち、(1)明治二年、版籍奉還の際、公卿・大名の名稱を廢して華族とし、ついでその舊臣を士族とし、同三年、平民の氏(苗)を稱するを許

華族・士族・平民

太陽曆の採用

*明治五年十二月一日を明治六年一月一日とした。

*大元君はかつて基督教徒を虐待して佛蘭西艦隊に攻撃せられた。かゝる艦隊は間もなく退いたので、益々威張つて鎖國主義を取つてゐた。

し、同四年、華族・平民の結婚及び華士族の農工商業を營むを許し、(2)同年(四)、士民の斬髮・脱刀を許し、同五年、洋式に倣つて大禮服・通常禮服の制度を定め、(3)同五年十一月、太陽曆を廢して太陰曆を採用し、ついで五節句などを廢して新に祝日祭日の制を設け、(4)その他、政治・經濟・兵事・教育・交通・産業等諸般にわたつて大改革を行つた(後章に詳)。是に於て萬事面目を一新し、興國の氣象が勃然として大に起るやうになつた。

よきをとりあしきをすて、外國に
おとらぬ國となすよしもがな (明治天皇)

第五章 朝鮮との關係 征韓論

●修好の交渉 日鮮の國交は、幕末(江戸幕府)の混雜によつて中絶の有様であつたが、明治元年、我が政府は對馬の宗氏(ソウウヂ)に命じて朝鮮に王政復古の旨を告げしめ、ついで使を遣はして舊好を修めしめようとした。然るに、當時、朝鮮國王李熙(キ)(後の李熙)は年なほわかく、生父大院君(リ)(李熙)

修好の勸告

大院君

朝鮮の無禮



は政を攝してゐたが、鎖國主義を取り、種々の口實を設けて我が勸告に應じなかつた。その後、我が政府は屢使を朝鮮に遣はして舊好を修むべきことを勸めたけれども、朝鮮は我が國を侮り、頑として聞き入れないので、我が國人中に、これを憤慨して征韓論を唱へる者が出るやうになつた。

明治六年の征韓論

征韓論者

●征韓論 明治六年、朝鮮の官吏がまたも我が國を侮るやうなことをしたので、征韓論は大に起つた。この時、西郷隆盛(参議近衛都督陸軍大將)は自ら使節として行つて朝鮮を諭し、彼が若し聴き入れなければ兵を加へようと主張した。副島種臣(参議外務卿)、板垣退助(外務卿)、後藤象二郎(参議)、江藤新平(以上参議)等は熱心にこれを賛成し、三條實美(大政)もまたこれに同意し、外遊中の岩倉大使一行の歸朝を待つて發表することに内定した。然るに大使の一行が歸朝するや、岩倉、大久保、木戸等は内治の急務を説いて、大に

汝實美再辭表
之趣全職崇對
至誠衷情出朕之
容納然雖方今國
家多事際朕朕服
百不可缺更汝親往
汝實美其之ヲ勉

明治維新以來の大議論は征韓論であつた。本文に記したる如く、岩倉大使一行の外遊中、参議(當時の國務大臣)西郷隆盛等の間に征韓の議が決定し、太政大臣(首相)三條實美もこれに同意し、岩倉大使一行の歸朝を待つて聖斷を乞ふばかりになつてゐた。然るに大使の一行が歸朝するや(六年九月十三日)これに反對し、國論大に沸騰するに至つた。この時實美は大に處置に窮し、病氣の故を以て辭職を乞ひ奉り、参朝しなかつた。そこで天皇は岩倉具視をして代つて事を視せしめたところ、具視は征韓の非を上奏し、聖斷を得てこれを止めることに決定した(六年十月二十三日)。隆盛は大に憤慨して翌

日職を罷め、翌々日副島後藤、板垣、江藤等の諸参議も職を辭し、其の他文武官で辭職する者多く、物議騷然たる有様であつた。この頃實美の辭意もまた甚だ固かつたが、當時實美を除いて首相となるべき門閥、經歷、手腕のある者は、具視の外になかつた。しかも具視は征韓論者に惡まれて居る場合であるから、到底適任でなかつた。そこで天皇は大に憂慮あそばされ、實美の別邸に幸して親諭せられ、ついで宸翰を賜はつた(十二月二日)。それが表面に掲げ奉つたものである。實美はこの宸翰を拜して感激し、遂に辭職を思ひ止まつて毎日参朝するやうになつたといふ。

征韓反對論者

征韓論敗る

征韓論の圖

當時の想像畫による。卓を叩いて論じてゐるのは隆盛、それに対して衣冠の人は、右具視、左實美である。

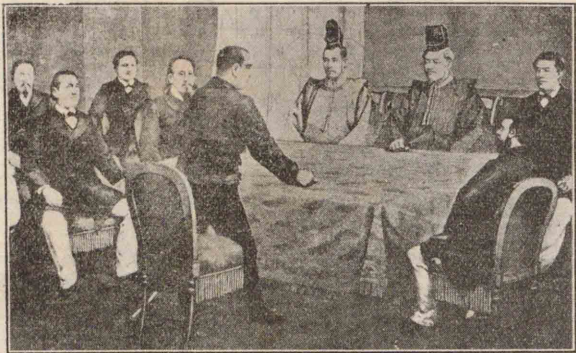
江華島事件

(明治八年)

朝鮮の獨立宣明

朝鮮の開國

(明治九年二月)



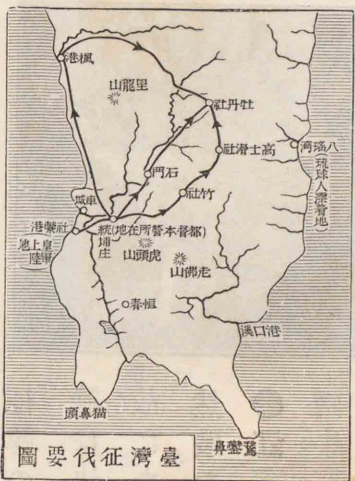
征韓の議に反對した結果、朝議が一變して非戰に決した。かくて、せつかくの計畫も全く反故になつたので、隆盛等は大に憤慨し、遂に斷然戰を辭して去つた。

◎江華島事件 明治八年九月、我が軍艦は清國牛莊(ニウヂヤン)に赴く途中、たまく飲料水を求めるために朝鮮の江華島に近づいたところ、その守兵が俄に發砲したから、これに應戰して遂にその砲臺を陥れた。そこで我が政府は参議黒田清隆(キョウタカ)を朝鮮に遣はし、砲撃の理由を問ひ、兼ねて修好(親和)貿易の事を議せしめた。翌九年二月、朝鮮政府は罪を謝し、且つ修好條約を結び、その自主獨立國たること(即ち清の屬國に)を明かにし、釜山(プサン)の外、二港(後に元山、仁川)を開くことを約した。これが朝鮮開國の始めて、この後、朝鮮は歐米各國とも條約を結び、國交を開いた。

第六章 清國との修好 臺灣事件 琉球問題

●清國との修好 豊臣秀吉の朝鮮戦役以来、支那(清)との國交は断絶したまゝであつたが、維新以来、我が商人の清國に渡航する者がだんだん多くなつたので、明治四年、我が政府は伊達宗城(大藏)を使節として北京に遣はし、修好通商の條約を結ばしめた。是に於て久しく中絶してゐた日支の國交はまた開けることになつた。

●臺灣事件 (一)起因 同年(四)琉球の漂流民は臺灣の生蕃に虐殺せられ、同六年、備中(岡山)の漂流民もこれがために害をかうむつた。同年我が使節副島種臣(外務)は、先年結んだ條約の批准交換のため、清國に行つた時、ついでに清國に對して生蕃の事を質問した。然るに、清國はこれを化外の民だとして、



清國との修好條約 (明治四年)

臺灣事件 (明治七年)

起因

生蕃に關する質問

稱して責任を負はないので、我が政府は遂に臺灣を征伐することに



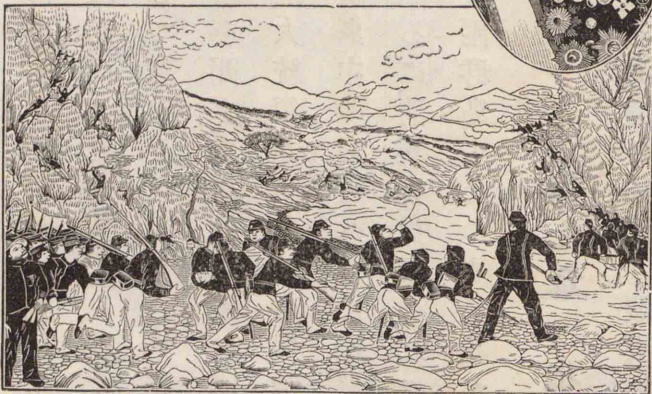
西郷従道の臺灣征伐

西郷従道と臺灣征伐の圖

臺灣征伐圖は從軍者岸田吟香の畚もいたものによる。

大久保利通の談判

英國公使の仲裁條約の要領



により、清國は、(1)我が出兵の正當なるを認め、(2)償金五十萬兩(我々金七十五萬圓)を出し、(3)將來生蕃をして害をなさしめないことを約し、また我が

國は征臺の軍を引揚げて、事を平和の間に解決した。

●琉球問題 琉球は古くから我が國に入貢し、特に慶長以來薩州藩に屬し、また時々支那にも通じてゐたが、明治四年廢藩置縣の際、我が政府はこれを鹿兒島縣に編入し、翌年、その國王尙泰を琉球藩王に封じて華族とし、同十二年、琉球藩を廢して沖繩縣を置いた。清國はこの事を聞き、琉球は兩屬の國であると主張して抗議したが、やがて米國前大統領グラントの仲裁により、兩國の委員が會議し、我が國は琉球群島中の宮古八重山兩群島を清國に與へることに協定した(明治十)。然るに、清國委員はこれに調印せず、自らその權利を放棄したので、この兩群島もそのまゝ我が國の領土となつた。

第七章 北海道の拓殖 千島樺太の交換

●北海道の拓殖 蝦夷地(今之北)は、もと松前氏の領土であつたが、安政年間に、幕府はこれを取り上げて直轄地とし、益開拓の歩を進めた。

沖繩縣を置く
(明治十二年)

グラントの仲裁

清國の權利放棄

*幕末に幕府は蝦夷地を松前氏から取り上げたが、文政四年また之を松前氏に與へ、安政二年に至り、再び之を取り上げて直轄地とした。



圖 幸御巡幸發轅圖

歴代の天皇は政治を武家に一任して、殆ど一步も京都の外に出られることがなかつたが、英明なる明治天皇は、この舊慣を打破し、御一代の間、屢、諸國に幸して親政の實をお舉げになつた。明治五年五月、始めて新式の軍服を召して西巡の途に上り、遠く鹿兒島に到つて、七月、還幸あらせられ、ついで、同九年六月、奥羽巡幸の途に上り、栃木縣に於ては、日光廟を天覽あらせられ、宮城縣に於ては、林子平の遺族に祭料を賜はり、青森縣に於ては、新渡部傳木地方開拓者の功勞を追賞せられ、遂に函館に至り、土人數十人を召して、酒、煙草等を賜はり、こゝから軍艦に召し、横濱を経て還幸せられた。表面の錦繪は、明治九年六月二日、東京御發聲の光景を寫し奉つたものである。其の後、明治十一年には、北陸及び東海地方を、同十四年には、更に東北及び北海道の地方を巡幸せられ、到る處、故人の功勞を追賞し、人民の疾苦を問ひ、孝子節婦義僕等をねぎらつた。我が國民が、明治天皇を慈父の如く敬愛し奉るのは、まことに故あることである。

開拓使
北海道

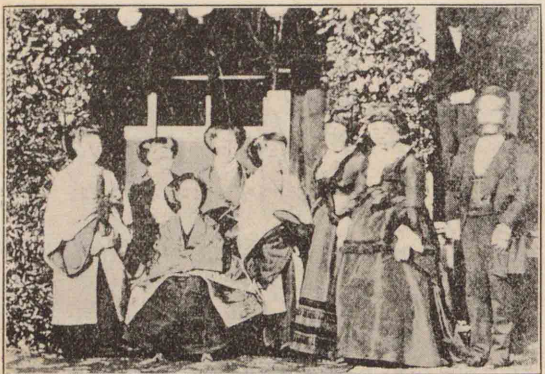
黒田清隆の施設
皇后開拓使假學校
校に行啓の圖

本圖は明治六年十二月五日、皇后が開拓使假學校(在東京)に行啓せられた時の御寫眞による。椅子は皇后(御まふは皇后)に足に洋靴を召さる。右端は開拓次官黒田清隆、その隣りの二人は洋装婦人、御雇教師の外國婦人、その他は御供の女官である。これは皇后の學校行啓の始めてある。

安政元年の協定

その後、明治二年函館戦争が終つてから、政府は新に開拓使(官)を置いて、蝦夷地及び樺太の開拓をつかさどらしめ、蝦夷地を一括して北海道と名づけ、これを十一國に分けた。その翌年、黒田清隆を開拓次官(官)に任じ、内地人の移住を奨励し、交通を開き、産業を興し、同八年、東北三縣(岩手、青森、秋田)の士族等を移住せしめて、屯田兵を組織し、同十五年、開拓使を廢して三縣(函館、根室、札幌)を設け、後またこれを廢して北海道廳を置き、また屯田兵をやめて師團(師團)とした。

② 千島樺太の交換 安政元年日露和親條約の時、千島に於ける日露の境界を定め、擇捉島以南を日本領、得撫島以北を露領とし、樺太はそのまゝ、雜居地として置いた。その後、幕府は露國に對して、北緯五十度を以て兩國の境界とすることを提議したこともあつたが、相談が



副島種臣の計畫

ましまらなかつた。明治五年に至り、外務卿副島種臣は露國から北緯五十度以北の地方を買収して、樺太全島を得んことをはかつたが、こ

黒田清隆の建議

れも成功しなかつた。やがて、黒田清隆(開拓)

は建議して、樺太を棄てて全力を北海

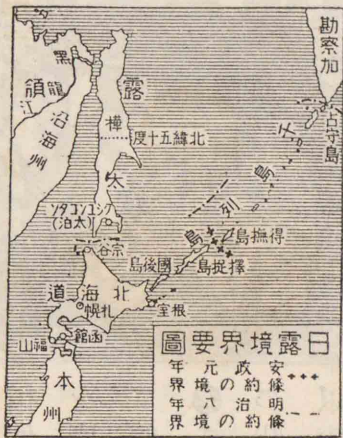
道につくすがよいと説いた。政府はこの

説を納れ、露國駐在公使榎本武揚をして

露國と交渉せしめ、明治八年、千島全島を

我に收め、樺太全島を彼に譲つて多年の

千島・樺太の交換
(明治八年)



懸案を解決した。世にこれを千島樺太の交換といふ。

第八章 地方の騒亂

人心動搖の原因

● 人心の動搖 維新以來、政治上社會上の變化が頗る急激であつたから、これを喜ばない者もあり、また政府に志を得ないで不平を抱く者もあり、特に征韓論が敗れてから、人心が益々動搖し、祿を離れ、職を失

つた士族の中には、亂を思ふ者も少くなかつた。

佐賀の亂
(明治七年)

● 各地の騒亂 (1) 明治七年二月、江藤新平(前參議)等は亂を佐賀に起し

熊本の亂
(明治九年)

たが、忽ち大久保利通(參議)に討ち平げられた。(2) 同九年十月、神風連

萩の亂
(明治九年)

と稱する守舊主義の徒は亂を熊本に起したが、忽ち熊本鎮臺の兵に

西南の役
(明治十年)

平げられた。(3) この月、前原一誠(前兵部大輔)等は亂を萩(山口)に起したが、

これも忽ち廣島鎮臺の兵に討ち平げられた。

● 西南の役 (一) 戦役の由來 さきに西郷隆盛が官を辭して郷里の

鹿兒島に歸るや、桐野利秋(シノノノ)篠原國幹等と共に、

私學校を設けて子弟を教育した。隆盛は勳功

人格共に群を抜き、雷名天下にとゞろいてゐ

たから、私學校徒等は皆隆盛に心服し、常に政

府に對して不平を抱いてゐた。明治十年一月、

政府は萬一のことを憂ひ、鹿兒島に在る陸軍省所有の彈藥類を大阪

に移さうとした。然るに私學校徒は急に起つてこれを奪ひ、且つ當時



西郷隆盛

私學校の設立

西郷隆盛の人望

西南の役

私學校の設立

西郷隆盛の人望

西南の役

私學校の設立

西郷隆盛の人望

西南の役

私學校の設立

西郷隆盛の人望

西南の役

私學校の設立

西郷隆盛の人望

西南の役

私學校の設立

西郷隆盛の人望

西南の役

私學校の設立

西郷隆盛の人望

西南の役

私學校の設立

西郷隆盛の人望

西南の役

私學校の設立

西郷隆盛の人望

西南の役

私學校の設立

西郷隆盛の人望

西南の役

私學校の設立

西郷隆盛の人望

西南の役

私學校の設立

西郷隆盛の人望

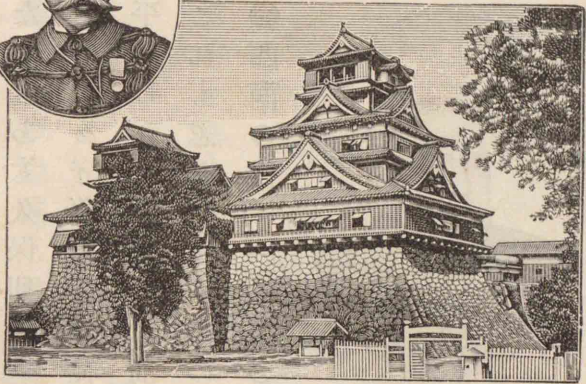
谷千城の守城

熊本城は慶長年間加藤清正の築造したもので規模もと頗る大規模であつたが、賊軍の焼かれ、又賊軍に軍來攻前火事を出し、今はその一部分のみは残つて居る。この写真は明治五年の寫真による。

征討總督 熾仁親王



熊本城の圍を解く



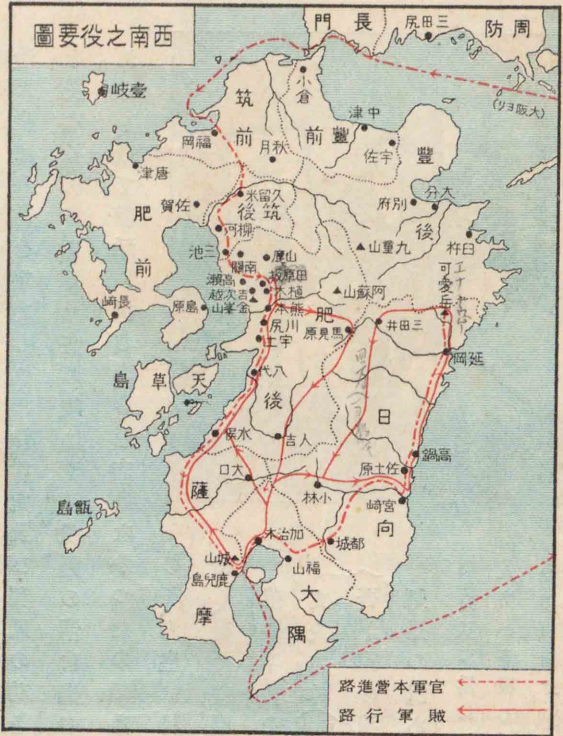
中將黒田清隆等

本城に入り、ついで本隊もまた賊軍を破つて來り合し、それから共に

鹿兒島歸省中の警官を捕へて、政府の刺客であると稱し、遂に隆盛を擁して兵を擧げた。(二)戰況 同年二月、隆盛等は政府に質問があると言言し、兵(五約一萬)を率ゐて鹿兒島を出發し、進んで熊本城を圍んだが、鎮臺司令長官谷千城(少陸軍)は固く守つて屈しなかつた。この時、天皇は近畿地方行幸中であらせられたが、そのまゝ京都におとゞまりになり、直に熾仁親王(有栖)を征討總督に任じ、山縣有朋(中陸軍)川村純義(中海軍)を參軍とし、諸鎮臺の兵等を發して賊軍を討伐せしめられた。官軍は先づ熊本の圍を解かんと欲し、その本隊は、高瀬(肥後、熊)の方

城山の陥落

政策の確立



賊軍を追ひかけて各地に轉戦し、九月城山(鹿兒島市)を陥れて隆盛等を自殺せしめ、遂に平定の功を奏した。世にこれを西南の役といふ。(三)効果 この役により、(1)政府の威嚴及び政策(内治を先とする政策)はいよいよ確立

し、(2)平民出身の兵士の價値がよくあらはれ、徴兵制度の有効なることが益、明かになつた。

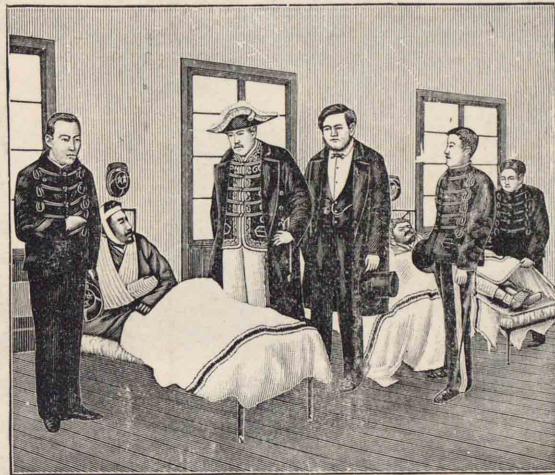
◎維新の三傑 世に西郷隆盛・大久保利通・木戸孝允の三人を維新の三傑と稱する。この中、隆盛は人物最も偉大で、度量頗る廣く、三傑中の筆頭にかぞへられてゐるが、惜しいかな、叛賊

の名をおうて空しく城山の露と消えた。孝允は西南の役の時、聖駕に隨つて京都に居つたが、隆盛の歿する數月前即ち明治十年五月、病にかゝつて薨じ、又、利通は、その

幾經辛酸志始
堅丈夫玉碎愧
人知否不爲兒
孫買美田

明治天皇大阪陸
軍病院行幸の圖
東京靖國神社の
掲額による時
は明治十年三月
三十一日中央
は天皇、その右
は木戸孝允、左
(床上の人)は
内正毅(後の寺
閣總理大臣)

陸軍病院行幸



翌十一年五月、退朝して東京麴町紀尾井坂を通る時、隆盛を敬慕する刺客に刺され
て薨じた。かくて、維新の三傑は、凡そ一年の間に相ついで世を去つた。明治十七年、明
治天皇は五爵を定められた時、孝允及び利通の功を賞せられて、その嗣子に各侯爵
を授けられた。また隆盛の叛は至誠愛國の情に出で、時の政府當局者に反抗したけ
れども、敢て朝廷に抗し奉る意志はなかつたのであるから、明治二十二年憲法發布
の際、天皇は特にその罪を赦して正三位を追
贈し、後、その嗣子に侯爵を授けられた。

幾か辛酸を経て志始めて堅し。

丈夫玉碎(玉となつて)甄全(瓦となつ)を愧づ。

吾が家の遺法人知るや否や。

兒孫の爲めに美田を買はず。(西郷隆盛)

○兒孫の爲に美田を買はずの一句は實に隆盛の
人格を表現して遺憾がない。隆盛は頗る寛大の人
であつたけれども、賄賂を取るやうな者に對して
は頗る嚴重であつたとへふ。

四 日本赤十字社の起原 この役に、天
皇は大阪陸軍病院に幸して親しく傷

博愛社の創立

病者を御慰問あらせられ、皇太后皇后は御手づから綿織絲(綿布の絲を
液に浸したものを)を造つて負傷者に賜はつた。又、この役に、元老院議官佐野常民
等は、熾仁親王に請願して博愛社を創立し、戦地に病院を設け、官軍、賊
軍を問はず、すべての傷病者を治療した。これが即ち今の日本赤十字
社の起りである。

國のためあだなす仇はくだくとも

いつくしむべき事な忘れそ

(明治天皇)

第九章 朝鮮京城の變 天津條約

●明治十五年京城の變 (一)黨争 朝鮮王李熙が年長ずるに及び、生
父大院君は政を王に還したが、その實、外戚(王妃の)の閔氏は政權を握
ることになつた。閔氏は名士金玉均等の開化論を採用し、大院君及び
守舊黨を排斥し、我が陸軍武官を招聘して軍隊を訓練せしめ、しきり
に新政を行つたが、大院君の一派は、大に閔氏及び開化黨を惡み、これ

閔氏及び金玉均
等と大院君一派

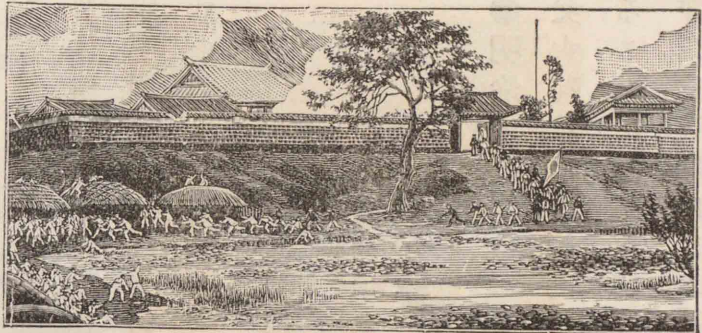
京城守兵の亂暴

花房公使等公使館を退去する圖

公使館員一同が園みを破つて公使館の正門を出ようとする時、芳柳筆の繪巻物による。

花房義質の談判

清國の態度



あるといつて、これを天津につれ去つた。是に於て閔氏は再び政權を

を倒さうとしてその機會をねらつてゐた。(二)事變 明治十五年七月、給料の不渡りを憤る京城の守兵等は、大院君に煽動せられて亂を起し、王宮に亂入し、開化黨の官吏及び我が應聘の武官等を殺し、我が公使館をも焼き打ちした。我が公使花房義質等は、かくも逃げて長崎に歸り、政府に急報したが、政府は直に義質に護衛兵を附し、再び京城に行つて朝鮮政府に談判せしめた。然るに、この時大院君は政權を握り、清國の助力をたのみ、容易に我が要求に應じなかつたので、義質は怒つて仁川に去り、國交は殆ど破裂しかけた。(三)濟物浦條約 この時、清國は日鮮兩國の開戦が自國に不利であると考へ、急に大院君を取調べる必要があるといつて、これを天津につれ去つた。是に於て閔氏は再び政權を

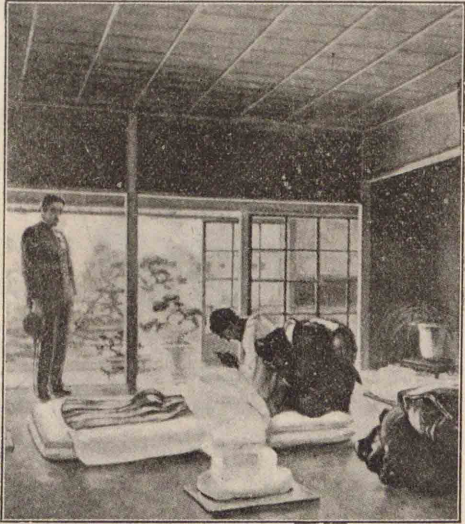
濟物浦條約 (明治十五年)

岩倉邸行幸圖

明治神宮聖徳記念繪畫館壁畫。北運藏筆。明治十六年七月五日、明治天皇が岩倉邸に行幸あらせられ、親しく病を見舞はせられる有様である。

朴泳孝と金玉均

獨立黨と事大黨



握り、俄に義質を追ひかけて、これと濟物浦(仁川)に會議し、同年八月、條約を結び、(1)償金(償金五十萬圓、被害者撫恤金五十萬圓)を出し、(2)謝罪使を遣はし、(3)我が京城公使館に護衛兵を置くことを承諾した。

◎岩倉具視 明治十五年の京城の變の翌年、即ち明治十六年七月に、前右大臣岩倉具視は病に罹つて薨じた。具視は三條實美と共に天皇を輔佐し奉り、その功勞が多かつたから、天皇は深く哀悼あそばされて、太政大臣を贈り、國葬を以て弔せられ、後に正一位を追贈せられ、明治十七年、五爵制定の際、その嗣子に公爵を授けられた。

◎明治十七年京城の變 (一)黨争

朝鮮政府は濟物浦條約に従ひ、朴泳孝等を謝罪使として我が國に遣はした。朴泳孝及びこれと同行した金玉均等は、我が國情を視察して大に感激し、我が國にたよつて國政を改革し、獨立を固くしたいと考へた。世にこれを獨立黨といふ。閔氏

獨立黨の陰謀

竹添進一郎の守護

金玉均

清・韓兵の暴行



の一派はこれに反対し、専ら清國にたよつて政權を握らうとした。世にこれを事大黨といふ。この兩黨は對立して常ににらみあつてゐた。

(二)事變 やがて獨立黨は清國が佛國と戦つて敗れたのに乘じ、非常手段を以て政權を握らうと企て、明治十七年十二月、急に起つて事大黨の領袖を殺傷した。この時、朝鮮國王は驚いて我が公使竹添進一郎に保護を求めたから、公使はこれに應じ、兵を率ゐて王宮を守護した。然るに、清國の袁世凱は事大黨を助けて國王を奪ひ、清韓の兵は合同して我が兵を攻め、居留民を殺傷し、公使館を焼き打ちした。そこで公使は難を仁川に避けて急を政府に報じ、朴泳孝、金玉均等もまた逃げて我が國に來た。

(三)京城條約 是に於て我が政府は井上馨(外務卿)を使節として京城に遣はし、翌十八年一月、朝鮮政府と條約を結び、朝鮮をして罪を謝し、償金(被害者撫恤金十一萬圓、公使館再建費金二萬圓)を出させることにした。

京城條約 (明治十八年)

伊藤博文と李鴻章

天津條約 (明治十八年)

御誓文と立憲政體

民選議院設立の建議 (明治七年)

●天津條約 我が政府は、右の事變に關して清國とも談判すべき必要があつたから、伊藤博文(參議兼宮内卿)を使節として清國に遣はした。博文は清國全權大臣李鴻章と天津に會議し、同年(明治十八年)四月、條約を結び、(1)兩國各、朝鮮駐在兵を引き揚げ、(2)將來出兵の必要ある時は、互に文書を以て通知し、事の定つた時は直に撤兵することを約した。世にこれを天津條約といふ。

第十章 憲法發布 議會開設

●立憲政體創立の詔 我が國の立憲政體は、源を廣ク會議ヲ起シ、萬機公論ニ決スヘシといふ御誓文に發したもので、維新以來、我が政府は、この御誓文に基いて、着々その施設を進めた。明治六年、參議木戸孝允は憲法制定の建議をなし、翌年副島種臣、後藤象二郎、板垣退助、江藤新平(以上は皆征韓論が敗れたの)等は連署して民選議院(國會)の設立を建議したが、政府は時がまだ早いといつて、いづれも採用しなかつた。さ

立憲政體創立の詔

(明治八年)

元老院・大審院・地方官會議

地方官會議

明治神宮聖德記念繪畫館壁畫。磯田長秋筆。地方官會議は明治八年六月二十日東京淺草本願寺別院に於て開會式を舉ぐ。勅語を讀み給ふは明治天皇、それより右へ四人目の大禮服の人は議長木戸孝允である。

府縣會—人民參政の始

政論の流行

愛國社

れど、英明なる明治天皇は、時勢に鑑み、八年四月、詔(附錄(三))を下して立憲政體創立の旨を宣言せられた。政府はこの詔に基いて官制を改革し、左右兩院を廢し(第二章)、新に元老院(立法を掌る官廳)・大審院(最高の裁判所)を設け、ま



た地方官會議を東京に開き、地方の警察、土木、衛生、教育等について審議せしめ、ついで、明治十二年、府縣會を開き、民選の議員をして各、その地方の經費等を議せしめた。これが即ち人民の地方政治に參與した始めて、また我が國の代議制度實施の始めである。

②國會開設の請願 西南の役の後、政府反對者は暴力を捨て、専ら言論によることゝなつたので、政論が大に流行し、特に板垣退助は郷里土佐(高知縣)に歸つて愛國社を組織し、盛に自由民權論を唱へた。明治

憲法發布勅語

朕、國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ、中心ノ欣榮トシ、朕カ祖宗ニ承クルノ大權ニ依リ、現在及將來ノ臣民ニ對シ、此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス。
惟フニ、我カ祖、我カ宗ハ、我カ臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ、我カ帝國ヲ肇造シ、以テ無窮ニ垂レタリ。此レ我カ神聖ナル祖宗ノ威德ト、茲ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ、國ヲ愛シ、公ニ殉ヒ、以テ此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ。朕、我カ臣民ハ、即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ、其ノ朕カ意ヲ奉體シ、朕カ事ヲ獎順シ、相與ニ和衷協同シ、益、我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ、祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ、此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハサルナリ。

國會開設の詔
(明治十四年十月)

大隈重信

自由黨と立憲改進黨

立憲政友會總裁
伊藤博文・西園寺公望・原敬
高橋是清・田中義一・大隈毅
立憲同志會
立憲民政黨
立憲進進黨
立憲國民黨
立憲同志會
憲政會
立憲民政黨
總裁 犬養毅
濱口雄幸



に起り、民権論者はこれに乗じて盛に専制政治の弊害を論じ、國會開設の急務を唱へた。そこで同年十月十一日、天皇は御前會議を開いて、拂下を停止せしめられ、同時に明治二十三年を期して國會を開くの議を裁可し、翌日詔(附録(四))を發してこれを公布せられた。是に於て有志者は頻に國會開設に應ずる準備を始めたが、その中で、板垣退助の率ある自由黨員と、大隈重信の率ある立憲改進黨員とは、最も活動した。

◎我が國の政黨 自由黨は、明治十四年、板垣退助等が組織したもので、本邦政黨の元祖である。その翌年、大隈重信等は立憲改進黨を組織した。それから種々の變遷を経て、唯今では立憲政友會(明治三十三年伊藤博文等創立)・立憲民政黨(昭和二年創立)等の諸政黨がある。左に本邦政黨變遷の略表を掲げる。



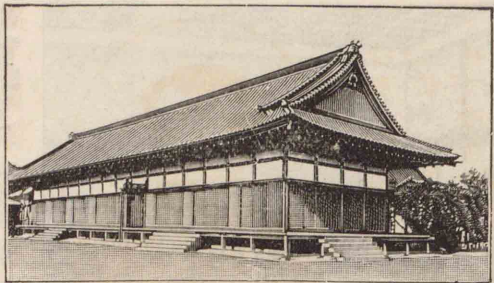
伊藤博文の渡歐

憲法の起草

官制大改革
(明治十八年)

憲法記念館

この館はもと赤坂御所構内にあり、帝國憲法、皇室典範等を審議し、明治天皇の臨幸せられた所である。その後、天皇はこれを伊藤博文に賜ひ、博文はこれを東京市外大井町に私邸に移した。今は東京市内、明治神宮の外苑に保存してある。



④立憲制度の取調 明治十五年、參議伊藤博文等は、大命を奉じ、立憲制度取調べの爲め歐洲に赴き、おもに獨逸に滞在して研究し、凡そ一年を経て、翌年歸朝した。その翌年(十七年)、博文は制度取調局の長官となり、憲法の起草及び諸制度の調査を始めた。また同年(十七年)、天皇は華族令を制定し、公侯伯子男の五爵を設けられた。

⑤内閣制度の創設 明治十八年、天皇は太政大臣三條實美の奏請により、立憲政體創立の準備として、大に官制を改革せられた。抑も、維新以來、屢、官制を改革したけれども、大抵大寶令を本として定め、たものである(第二章)。然るに、このたびは大寶令にもとづいた官制を全廢し、西洋先進國に倣つて内閣制度を創設し、内閣總理大臣及び諸省大臣(外務・内務・大藏・陸軍・海軍)を置き、相共に内閣を組織して、天皇を輔けしめ、別に内大臣・宮内大臣を置

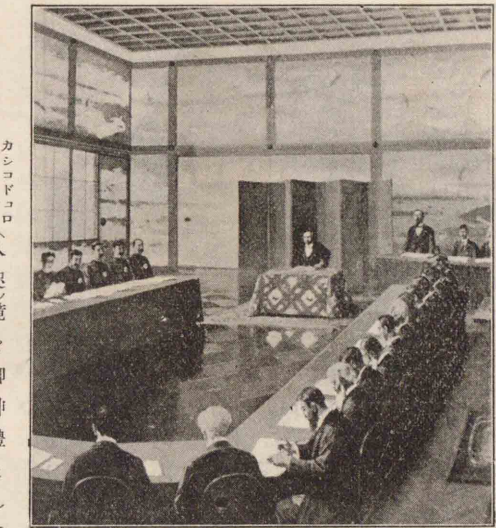
いて宮務を取扱はしめることに定め、伊藤博文は内閣總理大臣兼宮内大臣に任命せられた。この時の内閣を世に第一次伊藤内閣といふ(卷末内閣。表参照)。

樞密院の設立

樞密院憲法會議

明治神宮聖徳記念繪畫館壁畫。五姓田芳柳筆。

憲法の欽定



憲法發布
明治二十二年
二月十一日

宮中の賢所(カシドコロ)に憲法制定の旨を告げ、更に皇后と共に正殿に親臨し、皇族及び内閣總理大臣黒田清隆、樞密院議長伊藤博文以下の官民及び外國使臣を召して憲法發布の式典を挙げ、玉

*この勅語と附録(五)の勅諭とを同時に公布した。

第一回帝國議會の開會
明治二十三年
十月

伊藤博文

皇室典範の制定
(憲法發布の日)

立太子式
(明治二十二年)



音朗(ホカウ)かに別記の勅語(勅諭)を讀ませられた。この日、全國上下、皆歡聲(クワンセイ)を揚げてこの盛典を祝し奉つた。抑も憲法發布は我が國政治上の一大變化で、君民和樂の間にかゝる大改革を行つたのは、世界の歴史に稀な大盛事である。(三)議會開會 翌二十三年十一月、天皇は憲法の規定により、第一回帝國議會を東京に召集し、ついで親臨して開院式を挙げられ、伊藤博文は貴族院議長、中島信行(ナカシマノブユキ)は衆議院議長となつて議事を開いた。かくて我が國の立憲政體は確立し、東洋に初て憲政國が現はれた。

七 皇室典範の制定と立太子式 天皇は、憲法發布の當日、皇室典範を制定せられた。皇室典範は、我が皇祖・皇宗(天皇)の遺訓に基き、皇位繼承攝政皇族皇室經費等について規定したもので、これによつて皇室の基はいよゝゝ固くなつた。この年(三十)十一月三日(節)天皇は古式によつて皇子嘉仁親王(コシノヒコ)の立太子式を行はせられたが、その後、明治三

市制・町村制・府
縣制・郡制

郡制は大正十二
年廢止せられ、
又郡役所は大正
十五年廢止にな
つた。

十三年五月、公爵九條道孝の第四女節子を皇太子妃に立てられた。
八 自治制度の實施 これよりさき、政府は地方共同の利益を増進す
るため、明治二十一年、市制町村制を、同二十三年、府縣制郡制を發布し、
それらこれを實施して地方自治制度を確立した。これから我が國
は、これらの自治制度と内閣制度及び議會制度と相待つて、立憲政體
の美果を收めんことをつとめつゝある。

◎三條實美 三條實美は、公家中第一の功勞者で、明治十七年公爵を授けられた。翌
年官制大改革の際、實美は太政大臣をやめて内大臣に任ぜられ、相かはらず忠誠を
つくしてゐたが、帝國議會開設の翌年(明治二十四年)に重い病にかゝつた。この時、天皇は御
心配あらせられ、親しく病床にお見舞あそばされて正一位をお授けになつた。生前
に正一位を授けられることは實にまれなことである。そのむかし、天智天皇が親し
く藤原鎌足の病を御見舞あそばせられ、最高の位の大織冠を授けられたことが何と
なくしのばれる。やがて實美は薨せられたが、天皇は國葬を以て弔せられた。
をりくりに思ひぞ出づる國のため
心くださし人のむかしを (明治天皇)

第二期 對外發展時代

第十一章 日清戰役(明治二十七年) 戰後の經營

●戰役の由來 (一)天津條約締結後の形勢 明治十八年の天津條約
で、日清兩國の朝鮮に於ける權力が均等であることを定めたけれど
も、事實上、朝鮮獨立黨(親日派)の志士は大抵國を去り、政權は全く事大黨
(親清派)の手に歸した。そして朝鮮政府は清國公使袁世凱の後援をたの
み、屢々我を侮る態度に出たから、我が國民は常にこれを憤慨した。(二)
東學黨の亂 明治二十七年、朝鮮の南部に東學黨が起り、官吏の暴政
に反抗して騒亂を起した。この時、清國は屬國の亂を鎮めると稱して
大兵を朝鮮に出し、これを我が國に通知したが、我が政府(第二次伊藤内閣
卷末内閣表参照)も、居留民保護のため、混成旅團(司令官陸軍少將大島義昌)を朝鮮に派遣し、出兵の旨
を清國に通知した。(三)日清の交渉 やがて東學黨の亂は鎮定した
が、我が政府は朝鮮をして内政を改革せしめ、以て東洋全局の平和を
我が國の提議
清國の出兵
我が國の出兵
東學黨の亂
(明治二十七年)
事大黨の優勢

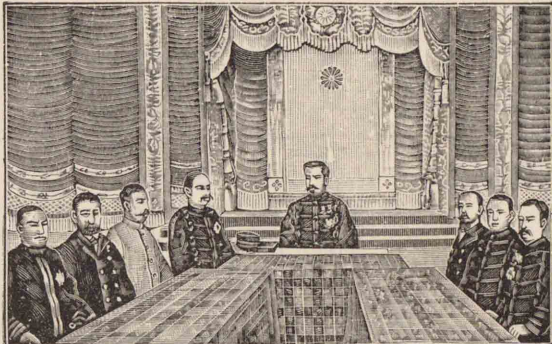
清國の無禮

維持せんと欲し、清國に對して協同してこの事に當らんことを申込んだ。然るに清國はこれを拒絶し、依然として朝鮮を屬國と見なし、却つて我に對して頻に撤兵を求めのみならず、益兵を朝鮮に出して我を威壓しようとした。

開戦
(明治二十七年七月)

廣島大本營
御前會議

中央 明治天皇
左一 參謀總長 齋藤實
左二 樞密院議長 西園寺公望
左三 海軍大臣 東鄉平八郎
左四 陸軍大臣 桂 元
右一 內閣總理大臣 伊藤博文
右二 陸軍大臣 大島圭三
右三 參謀次長 川上操六

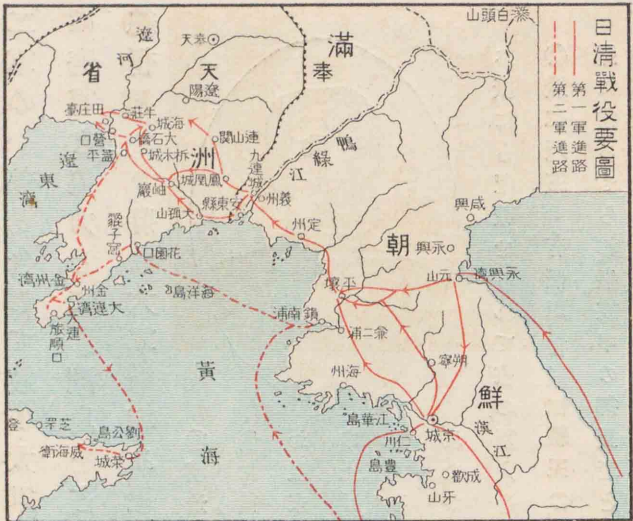


開戦 同年(二十七年)七月二十五日、我が艦隊は、豊島の沖で清國軍艦の發砲に應戦し、その一艦を淺瀬に乗り上げしめ、一艦を走らし、ついで來た一艦を降し、一船(運船)を撃沈した。これが日清戦役の始めである。ついで、我が混成旅團は、朝鮮國王の依頼に應じて、悉く清兵を京城以南から驅逐し、翌八月一日、天皇は遂に宣戦(附録六)の詔をお下しになつた。

◎國民の愛國心 當時、清國は世界の大國を以て自ら任じ、その艦隊は東洋第一と稱せられてゐた。それで、豊臣秀吉の朝鮮戦役以來、外戦に経験のない我が國民は、開戦と聞いて一時はどうなることかと皆心配した。従つて國民

*日清戦役の時、我が將卒は大抵これを以て大速に行動して、敵に外國從軍者を驚かした。

山縣有朋
平壤陥落
黄海の海戦
陸軍の進撃



の愛國心は燃ゆるが如く、宣戦の詔が下るや、從軍を請ひ、または軍資を献納するものが甚だ多く、山間の農童までも、自ら『わらぢ』を作つて献上するが如き有様で、實に涙ぐましい程であつた。

◎戦況 翌九月十五日、天皇は大本營を廣島に進められた。その翌日、我が陸軍(司令官陸軍中將野津道貫)は、清兵の拒守する平壤を陥



れ、翌々日、我が艦隊(司令官長官海軍中將伊東祐亨)は、敵の北洋艦隊(提督丁汝昌)を黄海に撃ち破つて制海権を得た。やがて我が第一軍(司令官初陸軍大將山縣有朋)は、朝鮮から滿洲(領清國)に進んで敵の諸城を抜き、第二軍(司令官陸軍大將大山巖)は、遼東半島に

旅順口・威海衛の占領

澎湖島占領

上陸し、海軍と協力して旅順口を陥れ、翌二十八年、山東半島に轉戦し、二月威海衛を占領して北洋艦隊を滅ぼした。その翌三月、第一軍と第二軍の一部と合して敵の大軍を田庄臺デンシヤウタイに撃破し、また陸軍の別働隊は海軍と協力して澎湖島を占領した。やがて彰仁親王アキヒト（宮小松）は征清大總督となり、將に大軍を率ゐ、北京を指して進軍しようとしてせられた。

彰仁親王



◎明治天皇の御仁徳 この戦役中、天皇は廣島の大本營に御起居あそばされたが、宮内大臣はそのあまりにお粗末なのに恐縮して、新に一室を建てたいと御願ひ申上げたところ、天皇は「こゝに居る朕と、滿洲の野に露營する兵士と、どちらが苦しいか」とおほせられて、許されなかつたといふ。この事實は英國ロンドンのタイムズ紙にも記載せられて彼の國人をも感動せしめた。

The Times

◎熾仁親王 有栖川宮熾仁親王は、慶應三年總裁に任ぜられてから、常に政府の要路に當らせられ、皇族中の御長老として御信任最も厚く、明治二十二年から參謀總長の職に就かせられ、日清戦役の際、聖駕にお供して廣島に居られたが、はからずも御病にかゝり、二十八年一月薨ぜられた。天皇はいたく惜しませられ、特に廢朝テンシヨウ（天皇

をとりました）三日をおほせ出され、國葬を以て弔せられた。

下、關係約
（明治二十八年四月）

下、關講和會議

明治神宮聖徳記念繪畫館壁畫。明治二十八年四月、永日、下、關、講、和、條、約、に、於、て、伊、藤、博文、と、李、鴻、章、と、の、相、對、し、て、ある、の、電、燈、の、下、に、光、を、照、ら、し、て、講、和、の、條、約、を、調、印、し、た。此、の、時、に、伊、藤、博文、は、右、に、描、か、れ、た。李、鴻、章、は、左、に、描、か、れ、た。

三國の干涉



四、講和 清國は連戦連敗にこり、李鴻章を講和全權大臣として我が國に派遣した。そこで我が政府は伊藤博文（内閣總理大臣）、陸奥宗光（外務大臣）を全權辨理大臣とし、李鴻章と下、關に會議して、明治二十八年四月、講和條約を結び、清國をして、(1)朝鮮の獨立を認め、(2)遼東半島、臺灣、澎湖島を割き、(3)償金（銀二億兩、約金三億圓）を出し、(4)四港（沙市、重慶、蘇州、杭州）を開くことを約せしめた。世にこれを下、關條約といふ。

五、遼東還附 下、關條約が成立するや、露、獨佛の三國は、我が遼東半島の領有を以て東洋の平和を害するものであると唱へ、その還附を我が國に勸告した。我が政府は内外の形勢に鑑み、やむを得ず、これに同意し、同年（二十八年）十一月、遼東半島を清

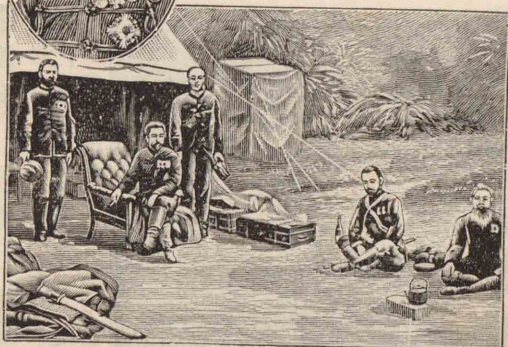
遼東半島還附
(明治二十八年十月)

國に還附し、その代償金(銀三千萬兩(約金四千五百萬圓))を受け取ることにした。

◎國民の憤慨 この時、我が國民は皆三國の干渉を憤慨したが、残念ながら新にこの三大強國を向ふにまはして戦ふだけの力がなかつた。この時、明治天皇は特に詔(參照(七))を下して諭されたが、國民は皆感泣して詔を拜し、臥薪嘗膽以て他日の報效を期した。そしてその効果が後にあらはれて、日露戦役の大勝利となつたのである。

臺灣の平定
(明治二十九年)

能久親王とその臺灣陣中の御有様



るやうになつた。

◎臺灣の平定 我が國は、下、關係約によつて臺灣を領することになつたが、元の清國官吏劉永福等は土匪(賊)を煽動して服従を拒んだ。そこで、

天皇は能久親王(北白川宮)を遣はしてこれを討たしめられたが、明治二十九年四月に至り、全島が全く平定した。我が政府は、臺灣に臺灣總督を置いてこれを治めさせたが、同三十一年、兒玉源太郎(陸軍中將)がこの職についてから、治績が大に擧が

露國の野心

朝鮮王李熙

大韓帝國と改稱す
(明治三十年)



王)は皇帝の尊號を稱した。

七 朝鮮の形勢 日清戦役の後、朝鮮に對する清國の干渉は止んだけれども、露國は漸く親露派を助けて親日派を排斥し、その勢力を朝鮮に張らうとした。かくて我が國にとつては、實に一難去つて一難又來るの有様であつた。明治三十年(朝鮮建國五百六年)朝鮮王國は大韓帝國と改稱し、その國王李熙(李熙(後)李熙(太)の

◎能久親王 能久親王(近衛師團長)は詔を奉じ、近衛の精兵を率ゐて臺灣に向ひ、明治二十八年五月、先づ基隆を陥れ、八月頃にはその北部地方を平定し、更に南部に向つて進ませられたが、十月の初頃、はからずも御病に罹らせられた。されど剛毅な親王は少しも屈したまはず、輻にめしてなほも軍を指揮せられたが、遂に臺南ではかなくも薨ぜられた(御年四十九)。そのむかし、日本武尊が近江の賊を討つて御病にかゝり、遂に能褒野で薨ぜられた古事(西村天)のばれて、國民皆涙を流して惜しみ奉つた。琵琶歌の『臺灣入り』(西村天)は、親王の御事をうたひ奉つたもので、聞く人をして涙をふるはしめる。

●戦後の經營 日清戦役により、我が國は漸くその價値を列國に認められると共に、一層奮勵を要することゝなつた。そこで官民舉つて戦後の經營に従事し、増税の苦みを忍び、陸海軍を擴張し、教育を興し、産業・交通の發達を圖り、松方正義(大藏大臣、後、内閣總理大臣)等の盡力により、清國償金を基礎として金貨本位制を定めるなど、一致協力して開國・進取の大方針を貫徹せんことをつとめた。

金貨本位制
各方面の振興

第十二章 條約改正

◎條約改正の必要 我が國は、清國に勝つて國威を輝かしたと共に、條約を改正して大に國際上の地位を高くすることを得た。抑も幕末に結んだ安政假條約は、當時外交に無經驗な幕府の役人が殆ど米國の言ふがまゝに結んだもので、(1)外人の治外法權(我が裁判官の裁判を)を認め、(2)關稅賦課の自由を制限せられるなど、我に不利なことが甚だ多かつた。それで、條約改正は、維新以來、我が國民の輿論となつたが、その成功する迄に、屢、困難に遭ひ、數多の失敗を重ねた。左にその成功に至る迄の經過の概要を記する。

岩倉大使の失敗
寺島宗則の失敗

パークスは自國に不利な事はいつても斯くいつては、隆盛は決して回答を延ばさずから、隆盛はかくいつたのである。

●條約改正の失敗 (一)安政假條約は、明治五年五月に改訂し得る約束であつたから、明治四年、岩倉大使一行の外遊の時、先づ米國に至り、條約改正を申込んだけれども、遂にその目的を果さなかつた(參照第四章)。(二)明治十一年、外務卿寺島宗則は主として關稅權の恢復を目的として條約改正を圖り、やうやく米國の承諾を得たけれども、英國公使パークス等に反對されて、またも失敗に終つた。

◎西郷隆盛とパークス 當時、西洋列國の使節は、我が國を小國と侮り、特に英國公使パークスの如きは、自國の強大を笠に着て、随分傲慢であつた。然るに西郷隆盛がこのパークスを閉口させた痛快な話がある。隆盛は、ある時、突然パークスに向つて、『貴國はフランスの屬國であるか』と問うたところ、パークスはこの奇問に驚いて、『ノー』と叫び、『なぜそんなことを問はるゝか』と反問した。そこで隆盛は平然として、『貴君はいつでもフランスの公使に相談してからお答しようといはれる。それで私は貴國はフランスの屬國かと思つてゐた』と答へた。これにはさすがのパークスも閉口したといふ。

(三)明治十五年以來、外務卿(後、外務大臣)井上馨は、司法權・關稅權共に恢復を

井上馨の失敗

目的として條約改正を圖つたが、同二十年(第一次伊藤内閣の時)に至り、その案の中に、外人の裁判官を採用する條項があるといふので、官民の間に反對論が大に起り、遂にやむを得ず中止した。

◎國粹保存主義の興起

外務大臣井上馨の頃、條約改正促進の一方法として、盛に

歐化主義が唱へられ、紳士貴女の間には、一時舞踏假装などが流行し、山縣有朋、大山巖の如き人でさえ、デコレーション丁髷姿などで、鹿鳴館や首相官邸の假裝會に出るといふ有様であつたが、やがてそれに反對して國粹保存又は國粹顯彰を唱へる者が漸く現はれて來た。これは我が國の近世思想史上注目すべき一現象である。



(四)明治二十一年(黒田内閣の時)、大隈重信は外務

大臣となり、また條約改正を圖つたが、その案は馨の案と大差がないといふので、官民の間に反對論が大に起り、またも中止するに至つた。

◎條約改正の成功 (二)司法權の恢復 その後も、我が政府は引き続き

いて熱心に條約改正を圖つてゐたが、明治二十五年(第二次伊藤内閣の時)、陸奥宗

井上馨

日英改正條約

大隈重信の失敗

陸奥宗光の成功

陸奥宗光

日英改正條約の調印

(明治二十七年)

全部調印

司法權の恢復

小村壽太郎の成功

關稅權の恢復



光が外務大臣となるや、先づ英國と改訂の交渉を開いて、同二十七年七月十六日(日清開戰前九日)、遂に改正條約の調印を終つた。ついで我が國は他の列國とも交渉したが、この時あたかも清國に勝つて、その眞價が漸く世界に認められて來たので、談判が着々功を奏し、同三十年十二月までに全部改正條約の調印を終つた。そして同三十二年から改正條約を實

施し、外人に内地雜居を許し、同時に治外法權を撤廢して司法權を恢復した。(二)關稅權の恢復 されど關稅權はまだ完全に恢復されなかつたが、明治四十四年(第二次桂内閣の時)、外務大臣小村壽太郎は更に關稅の改正を圖り、その結果、同四十五年(第二次桂内閣及び第二次西園寺内閣の時)、各國との間に新に通商航海條約を結んで關稅權を恢復した。かくて我が國は始めて歐米先進國と對等條約を結び、久しく國民の熱望した條約改正の目的を完全に達することが出來た。

第十三章 北清事變(明治三十三年) 日英同盟

露國の強迫

獨逸の強迫

露國の再強迫

英國の強迫

佛國の強迫

●列強の清國壓迫 清國は久しく『眠れる獅子』として西洋人に恐れられてゐたが、日清戦役によつてその真相が暴露するに及び、露獨英佛の諸國は、競うてこれを強迫し、各次の如く利權を獲得した。(一)露國は遼東半島還附の盡力を口實とし、明治二十九年、清國に迫つて東清鐵道の敷設權及び鑛山採掘權を得た。(二)獨逸は、その宣教師が清人に殺害されたのを口實として、明治三十年、膠州灣を占領し、翌年、その地方の租借權(九十九年間)及び山東省内の鐵道敷設、鑛山採掘の權を得た。(三)同年(三十一年)、露國は、更に關東州の租借權(二十五年間)、東清鐵道支線(爾哈順より旅順に至る)の敷設權及びその附近の鑛山採掘權を得た。(四)同年(三十一年)、英國は、他國と勢力の平均を口實として、威海衛及びその附近の地方並に九龍半島(英領香港の對岸)の接續地方の租借權を得た。(五)佛國は、その士官が廣州灣地方で清人に殺害されたのを口實として、明治三十二年、こ

の地方の租借權(九十九年間)を得た。かくて西洋列強は支那分割の端緒を開きかけた。

我が國は明治三十一年、清國をして福建省を他に割讓若くは貸與しない約を結びしめた。是れ我が領土臺灣保全の必要から出たもので、前記の侵略的行爲とは、固より大に異なるものである。

●北清事變 (一)義和團匪 是に於て清人は大に外人の横暴を憤慨

した。明治三十二年、義和團(排外主義の暴民團)が山東省に起り、ついで、直隸省にも及び、到る處外人を殺傷し、基督教會堂を焼き、翌年、天津に侵入して外國居留地を攻め、進んで北京に亂入した。この時、清國政府は密に團匪を援け、官兵も之に加はつて、共に各國公使館を圍み、我が公使館員及び獨逸公使を殺害したが、やがて、清帝は勅諭を發して列國と開戦の旨を布告した。(二)聯合軍の進撃 この時、各國は先づ海軍陸戰隊を組織して大沽の砲臺を陥れ、ついで我が國から急派した陸兵は、各國軍隊の中堅となつて天津城を陥れた。やがて、我が陸軍(司令官陸軍中將山口素臣)は、

北清事變
明治三十二年
一三十四年

義和團匪の暴舉

清國政府の團匪援助

清帝の開戦勅諭

天津城を陥る

北京の圍を解く

北京籠城の義勇兵及び水兵

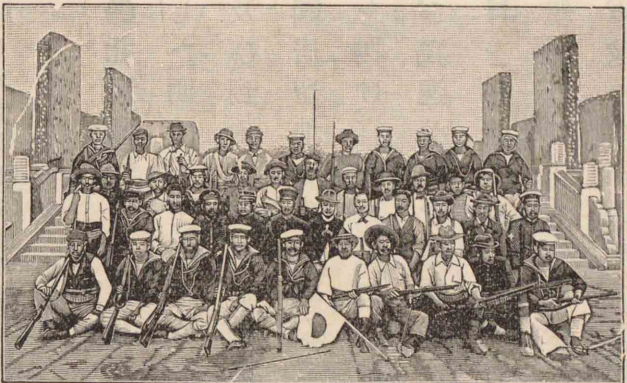
明治三十三年六月から八月十三日まで六十三日間、我が公使館に籠城した人々の寫真による。

講和條約 (明治三十四年)

我が軍隊の名譽

露國の野心

我が國の抗議



各國(日英米露獨佛奧伊)聯合軍の主力となつて北京に進み、各國公使館の圍みを解き、騷亂を鎮定した(明治三十三年八月)。(三)講和 この時、清帝(光緒帝)は西太后と共に難を西安(長安)に避けたが、やがて慶親王李鴻章をして和を列國に請はしめ、遂に(1)日獨兩國に謝罪使を特派し、(2)暴徒の巨魁(キョクワイ)を罰し、(3)償金(四五百萬圓)を出すとを約した(明治三十四年九月)。世にこれを北清事變(明治三十三年)といふ。この事變に、我が軍隊は、勇武紀律共に拔群のほまれを博し、我が國の眞價は益、列國に認められるやうになつた。

露國の滿洲占領

北清事變の際、露國は鐵道保護を口實として、頻りに兵を滿洲に送り、事變鎮定後も撤兵せず、清國を強迫して密約を結び、永く滿洲を占領しようとした。そこで我が國は露國に抗議し、また

日英同盟の成立 (明治三十五年)

同盟協約の要領

初の六個月間に、盛京省の一部に、次六個月間に、盛京省の殘部及び吉林省の間に、龍江省の兵を撤退する約。

英・米二國と共に清國に警告して、その密約を中止せしめた。されど露國はなほ滿洲及び韓國をねらひ、種々の策略をめぐらした。

日英同盟

やがて、我が國は極東に於て利害を同じうする英國と謀り、明治三十五年一月(第一次桂内閣の時、外務大臣は小村壽太郎)、協約を結び、(1)清韓兩國の領土を保全し、(2)清韓に於ける日英兩國の利益を保護し、(3)將來日英の一方が他の一國と戰ふ時は、他の一方は中立を守り、若し二國以上と戰ふ時は、兩國協同して戰闘に従ふべきことを約した。かくて、我が國は『名譽の孤立』をほこつてゐた英國と同盟したが、この日英同盟は、外交界の權威として、後に大に効果を奏した。

第十四章

日露戰役(明治三十七年)

原因 露國は日英同盟の成立を見て、聊かこれまでの態度を改め、明治三十五年四月、清國と條約を結び、將來十八個月間に、三期に分けて悉く撤兵すべきことを約し、なほその旨を列國に宣言した。然るに

露國の撤兵條約
不履行

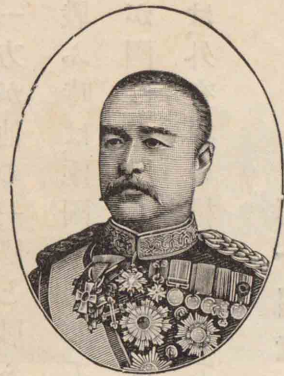
我が政府の交渉

桂 太郎

國交斷絶の通告
(明治三十七年
二月六日)

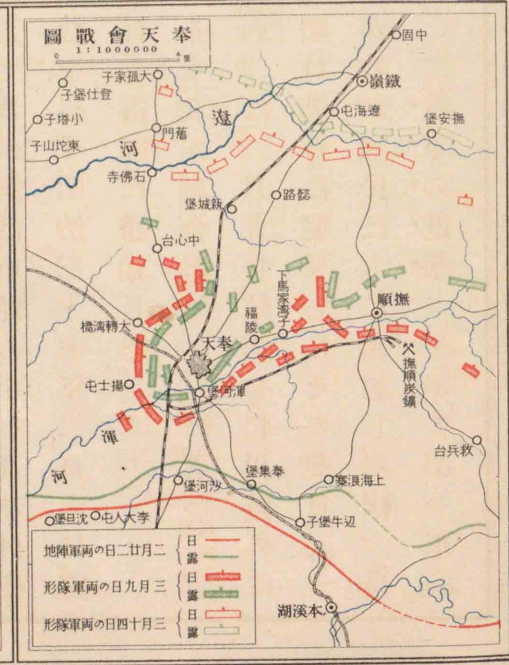
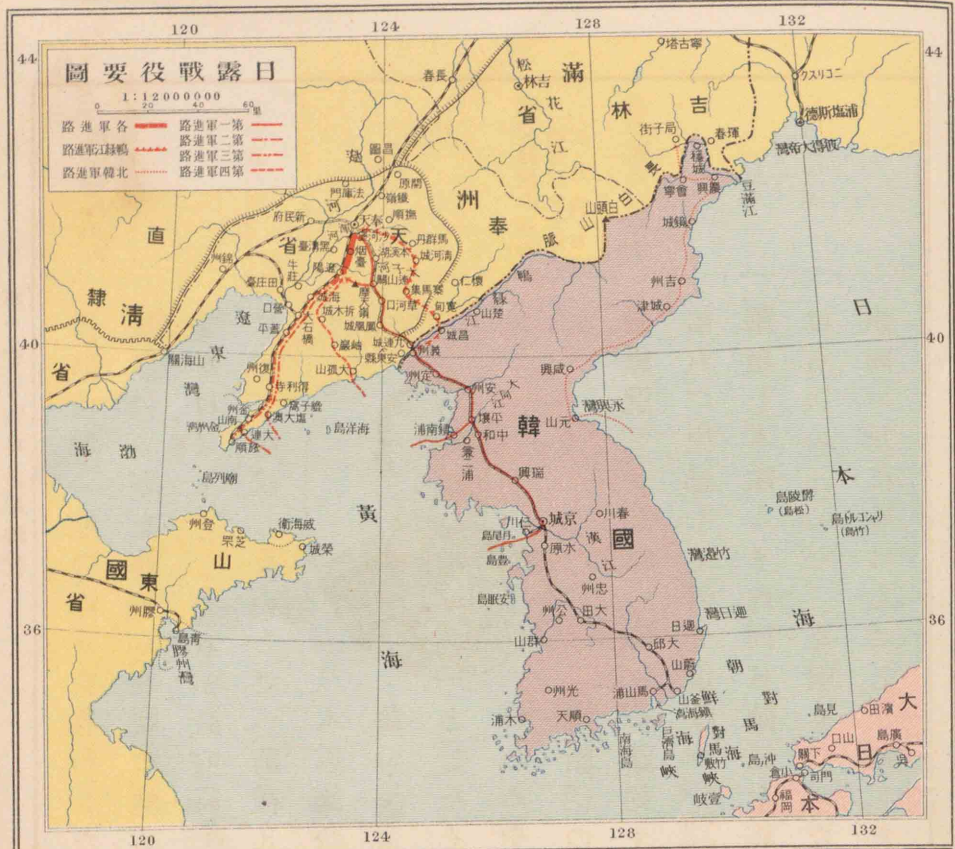
聯合艦隊の出動

宣戰の大詔



露國は第一期の撤兵を實行したのみで、その後、約束を履行せず、且つ旅順の要塞を修築し、北韓の地方をも壓迫し、あくまでも侵奪の野心を遂げようとした。我が政府(第一次桂内閣、卷)は、初め、成るべく平和の間に事を解決したいと考へ、前後凡そ十回、誠意を以て交渉したけれども、露國政府は故意に回答を延ばし、その間に益々軍隊、軍艦を増遣して我が國を威壓しようとした。そこで、我が國は、東洋の平和及び自衛のため、やむを得ず、明治三十七年二月六日、國交斷絶の旨を露國に通知した。

●戰況 (一)開戰 國交が斷絶するや、我が聯合艦隊(司令長官海軍中將六月)は直に出動し、その分遣隊(司令官海軍少將瓜生外吉)は、二月九日、敵艦を仁川港外に擊破し、本隊もまた同日敵艦を旅順口港外に襲撃した。その翌日、天皇は宣戰の詔(附録(八))を發せられたが、我が國民は大に奮起し、舉國一致、祖國の爲に戦はんことを期した。(二)陸軍の進撃 やがて第一軍(司令



奉天占領
 (明治三十八年三月十日)
 日本海の海戦
 明治三十八年五月二十八日
 日露戦争後一
 百年

東郷大將書
 日本海海戦に
 東郷大將は信
 譽を以て皇國
 興廢の一戦に
 在り、各員努力
 せよ」と訓示し
 た。

軍大將(川)もまた北進して他の三軍と聯絡を通じ、全軍約四十萬、大に敵軍(全軍約六十萬)と奉天附近に會戦し、力戰奮闘、遂にこれを破つて奉天を占領した(三月十日)。(六)日本海海戦 これよりさき、敵のバルチック艦隊は東航の途に上り、三十八年五月、我が近海に來たが聯合艦隊は對馬海峡にむかへ撃つて大にこれを破り(五月二十七八日)、敵の司令長官ロゼストウンスキーを虜にした。ついで、同年七月、我が陸軍別働隊は樺太全島を平げた。



次に掲げ奉るは、日露戦役の頃の御製御歌で、これを拜誦し奉らば、何人もありがたさにおのづから涙が流れるであらう。

いくさ人いかなるのべにあかすらむ
 蚊の聲しげくなれる夜ごろを (明治天皇)
 もろこしの畑のたかきびふく風に
 霜ふるよはの寒さをぞ思ふ (昭憲皇太后)

◎國民の愛國心 露國との戦は、三國干渉以來、かねて我が國民の覺悟する所であ

つたけれども、何しろ敵は世界の大強國であるので、戦のすむまではどうなることかと一同心配に堪へなかつた。それだけまた國民は皆一生懸命になり、たとひ石にかじりついても、勝たねばならぬといふ精神は全國に溢れ、或は公債募集に應じ、増税に甘んじ、或は出征軍人を慰問し、その家族を救護するなど、舉國一致して戦争に従事し、婦人も愛國婦人會員をはじめ、女學生に至るまで、それぞれ分に應じて活動した。日清・日露の兩役は實に我が國の實力を世界に示したもので、當時の國民の盡忠報國の態度は、長に後世子孫の**カザミ**とすべきものである。



ポーツマス講和會議
 右列の向つて右より二人目は高平小五郎、三人目は小村壽太郎、左列の向つて右より三人目はウイッテである。
 ポーツマス講和條約
 (明治三十八年九月五日)
 條約の要領

③講和 やがて日露兩國は米國大統領(ルーズベルト)の勸告に應じ、我が全權委員小村壽太郎(大外務大臣)高平小五郎(米公使)等は、露國全權委員ウイッテ等と米國のポーツマスに會議し、九月五日、講和條約を結び、露國は、(1)日本が韓國に於て政治・經濟・軍事の上に優越權を有するを認め、(2)樺太の南半(北緯五十度以南)を日本に割讓し、(3)關東州(旅順口・大連及びその附近一帯)の租借權、長春以南の鐵道、その沿道の鑛山に關

する特權及び沿海州の漁業權を日本に與へ、(4)滿洲から撤兵することを約した。この講和條約に對し、我が國民中、一時不平を抱く者も少くなかつたが、後、當時の真相が漸くわかるやうになつてから、自然にこの感情がやはらぐやうになつた。

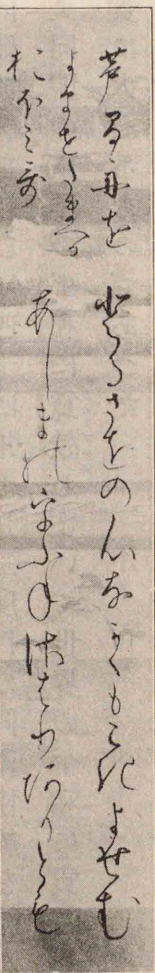
第十五章 戦後の經營 外國との關係

●概説 我が國は、日露戦役の結果、世界第一等國の列に入ると共に、その責任が益々重くなつたので、官民一致して力を戦後の經營に盡し、特に外交に注意して、平和の間に國運の發展をはかつた。

●戦後の經營 (一)諸般の施設 ポーツマス講和條約公布の日(明治十八年十月十六日)、天皇は特に詔を下して國民の心得を示し、勝になれて驕怠の心を生ずるを戒しめ、勤勉力行、以て國家富強の基を固くすべきことを諭された。政府(時の内閣總理大臣は桂太郎)は、この聖旨の傳達を努め、また國民と協力して益々教育を盛にし、産業を興し、鐵道を國有に定め、陸海軍を擴張

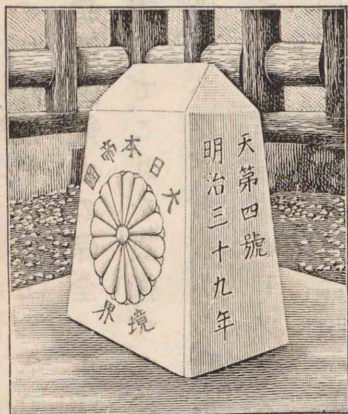
*その後、明治四十一年十一月十三日、更に戊申詔書を下して、忠實・勤儉の風を獎勵せられた。

し、列強國に特命全權大使を派遣するなど、種々の施設をした。



右は明治天皇の明治三十八年の御製を昭憲皇太后が御書きあそばされたものである。御製は短しといへども、御旨は長し。我が國民は常にこの御旨を奉じて遠大の志を抱き、萬難を排して目的の彼岸に漕ぎ寄せなければならぬ。

(二)租借地の經營 明治三十九年、我が政府は關東都督府を置いて、政務を統べしめ、旅順口に鎮守府を置いて、關東州の海岸海面の防備に



當らしめ、また南滿洲鐵道株式會社を設立せしめて、鐵道及びその沿道の鑛山、水運等の事業を經營せしめた。(三)樺太の經營 我が政府は、明治三十八年、樺太民政署を設け、同四十年、之を廢して新に樺太廳を置き、又、日露境界の劃定を完成し、現に益々この地

昭憲皇太后御筆

盧間舟をよませたまへるおほみ歌。とるさをの心なむくもこぎよせむ、あしまのをぶね(小舟)さばりありとも。

關東都督府・旅順鎮守府

滿洲鐵道會社

日露境界の石標

樺太廳

外交の大方針と清國

ポーツマス條約と清國

露國の撤兵

第二次同盟協約 (明治三十八年)

第三次同盟協約 (明治四十四年)

の拓殖^{タクシヨク}開發を圖りつゝある。

●清國領土の保全 東洋の平和を維持することは、我が國外交の大方針で、これを貫徹するには、清國の獨立及び領土を保全することが最も必要であるから、我が外交政策は大抵これを基本として定めた。さて我が國はポーツマス條約を結んだ後、清國をしてこの條約中の同國と關係ある條項を認めしめ、また戰時中占領した滿洲の地を還附し、露國をして滿洲から撤兵せしめた。かくて我が清國領土保全の目的の一部が達せられた。

●日英同盟の繼續 日英同盟の成立以來、兩國は共に大なる利益を得たので、いづれもその繼續を希望し、明治三十八年八月(ポーツマス會議中)、二度目の同盟協約を結び、同四十四年七月、三度目の同盟協約を結んだ。この日英同盟の東洋の平和に貢獻^{コウケン}し、ひいて世界の平和に貢獻した効力は實に大なるものであつた。^{チカラツツク}

●日佛協約と日露協約 露國は我が敵國であつた關係上から、また

*當時、米國は日露兩國に屬する滿洲の鐵道を下に共同經營するに移さんとの提議をしたが、兩國はこれを應ぜず、この新協約を結んで現狀維持を圖つた。

日米外交文書の交換 (明治四十一年)

佛國は露國の同盟國である關係上から、我が國と兩國との感情は、とかく圓滿を缺くの嫌ひがあつた。我が國はこれを遺憾に思ひ、明治四十年、日佛協約及び日露協約を結び、同四十三年、更に日露新協約を結び、相互の親善をはかつた。

●日米外交文書の交換 米國人中には我が國の真相を誤解して排日主義を抱く者があるので、日米兩國は將來の誤解を除くために、明治四十一年十一月、互に外交文書を交換し、(1)太平洋上に於ける兩國商業の發達を希望し、(2)各自の領土を尊重し、(3)太平洋方面の現狀を維持し、(4)清國の獨立及び領土を保全し、同國に於ける商工業の機會均等を擁護^{ヨウゴ}すべきことを約した(日米問題については、後章に再説する)。

●努力の效果 かくて、我が國が多年東洋平和の爲めに努力した効果がやうやくあらはれ、今では、どの國でも、我が國をさしおいて、東亞に單獨行爲をなすことが出来ない有様となつた。

◎外國新聞の批評 日本が現代の一大勢力として出現したから、列國はこれを度

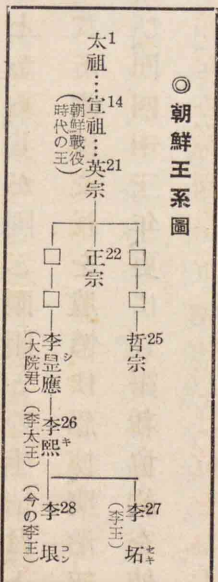
外視することが出来なくなった。日本人は武勇に富むと共に政略にも富み、區々の怨恨に永く囚はれずして、その戦勝を利用する方法を講じた。かくて、彼は戦後露國と協約を結んで一切の疑を避け、英國と同盟を重ね、佛國と協約し、歐洲の國際的關係より出で来るべき一切の危険を除いた(大正元年七月發行白耳義國ブリッセルの「ランデパンダンス」ヘルジ紙論説の一節)。

第十六章 韓國の併合

我が國は東洋平和の爲め、初め極力韓國の獨立を圖つたけれども、その國の種々の事情から觀察して、しひて獨立させることは、却つて韓國民の幸福でないことが明かになった。それで、やむを得ず、對韓政策を改めて先づこれを保護國とし、次にこれを併合することになった。左にその經過の概要を記する。

●韓國の保護 我が國は韓國を保護するについて、凡そ四度約を重ねた。(一)明治三十七年二月(開露戰)の、日韓議定書を作成し、(1)我が國は韓國の獨立及び領土の保全を保障し、(2)韓國はその施政の改善

韓國の獨立保障



韓國の外交權を收む

内政の指導

日韓兩國の皇太子

明治四十年十月皇太子(大正天皇)御渡韓の時御撮影



伊藤博文の遭難(明治四十二年) 韓國併合の必要

に關し、我が國の忠告を容れることを約した。(二)翌年(三十四年)十一月(ポツマス講和條約)我が國は韓國と約してその外交權を收め、伊藤博文を統監に任じて京城に駐在せしめた。(三)同四十年、ハーグ平和會議密使派遣事件起り、韓國皇帝(後李熙)は位を皇太子(李熙)に譲つた。この時、我が國は統監伊藤博文をして韓國と約し、その内政を指導することにした。(四)同四十二年、我が國は韓國と約し、その司法權を收めた。かくて韓國は遂に我が完全なる保護國となつた。

●韓國併合の必要 我が國は韓國を保護し、熱心にその指導をつとめたけれども、韓人の中にはなほ不平を抱く者があり、これがために、我が功臣伊藤博文(前韓國統監)は滿洲ハルビン(哈爾濱)驛に於て暗殺された(明治四十二年十月)。これらの事によつて、日韓の平和を保ち、東洋禍亂の根源を絶ち、韓國民の幸福

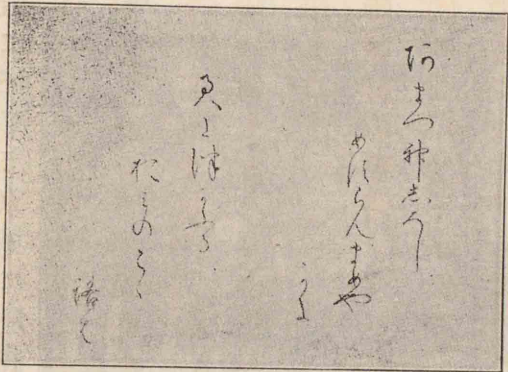
一進會の請願

昭憲皇太后御親筆

あまつ神しろしめすらん、まめやかに君につかふるおみのこゝろは。

これは昭憲皇太后から伊藤博文に賜はつたもので、伊藤公爵家に所藏せらるる。

韓國併合條約 (明治四十三年)



を進めるためには、どうしても韓國を併合しなければならぬことが頗る明かになつた。この時、韓國の有識者もまた我が國民と所感を同じくし、それらの韓國人の組織した一進會は、同國皇帝(後の李王李熙)に上奏して日韓合邦(カッパウ)を請願した。

◎伊藤博文 伊藤博文は長州藩の小祿の家から身を起し、早くから國事に奔走して漸く顯要(シヨウヤウ)の地位に進み、功を以て明治十七年伯爵を授けられ、始めて内閣總理大臣、樞密院議長、貴族院議長等の要職に就き、明治四十年、遂に公爵を授けられた。然るに、圖らずも兇徒一發の銃丸に斃れたのは、まことに惜しむべきことである。この時、天皇は深く哀悼あらせられ、特に國葬を以て弔せられ、勅語を賜はつたが、その中に「忠貞君ニ奉シテ公正事ニ當リ、勲績倍顯(イクニ)レテ望一世ニ高シ」といふ御言葉があつた。

◎韓國併合條約 明治四十三年八月、我が政府の代表者寺内正毅(アサダク)(陸軍大臣兼統監)と韓國政府代表者李完用(韓國内閣總理大臣)との間に條約を結び、(1)天皇は韓國皇帝から韓國の統治權を譲り受けてこ

併合についての詔

れを日本帝國に併合し、(2)天皇は韓國皇帝及びその一族に對し、相當の尊稱、威嚴及び名譽を與へ、且つこれを保つに十分なる歳費を供給することを約した。ついで、天皇は詔(附錄九)を下して韓國の併合を宣明せられ、韓國皇帝もまたその臣民に日本の新政に服従すべき旨を諭告した。かくて、朝鮮半島は、天智天皇の時、これを放棄してから、約一千二百五十年(朝鮮建國五百十八年)を経て再び帝國の領土となり、多年の懸案が全く解決した。

◎朝鮮の經營 やがて、我が政府は韓

◎朝鮮王室 明治天皇は、前韓國皇帝を王とし、之を昌德宮李王と稱し、又、皇太子(今李熙)の李王を王世子、太皇帝を德壽宮李太王と稱し、皆皇族の禮を以て之を待遇し、又、朝鮮貴族令を定め、朝鮮の名族功臣等を貴族に列し、それぞれ優遇の道を開かれた。

最初の朝鮮總督併合と對外條約

國の號(帝國)を除いて單に朝鮮と稱し、朝鮮總督府を設け、寺内正毅を朝鮮總督に任じ、又これを列國に通知し、韓國・列國間の條約を廢棄し、帝國・列國間の條約をその適用し得る限り、これを朝鮮にも適用することにした。これから我が政府は熱心に朝鮮の開發を圖り、新附の民に對して仁政を努めつゝある。

しろしめす國ひをまれどみめぐみの

露にはもるゝ民草もなし

(昭憲皇太后)

第十七章 明治天皇の崩御 大正天皇の即位

明治天皇の功業

『』は大正天皇朝見式勅語中の御言葉

國民の熱禱

國民二重橋の外に御平癒を祈り奉る圖

明治天皇の崩御

(明治四十五年七月三十日)



られた(御年六)。この時、國民は擧つて歎き悲しみ、惜しみ奉ること、あた

●明治天皇の崩御 以上は明治天皇の御代の歴史の概要である。天皇の『盛徳鴻業』萬民具に仰ぎ、列邦共に視る、寔に前古未だ曾て有らざる所である。天皇は、明治四十五年七月はからずも御病にかゝり、次第に重くならせられたから、全國民は皆その御平癒を祈り奉り、特に東京宮城二重橋の外には、炎天の下、地に伏して祈りをさゝぐる者が數を知らざる有様であつた。されど定まれる御命數にや、同月三十日、遂に崩御あらせ

かもまことの父を喪つた時のやうであつた。

◎明治天皇に對する讚辭

明治天皇崩御の報各國に傳はるや、殆ど全世界の新聞雑誌は皆これを惜しみ、絶世の明君稀代の英雄等の語を以て稱讚し奉つた。世界言論界の權威を以て稱せらるゝ英國ロンドンのタイムズ紙は、『日本の先帝陛下』と題する一論文を掲げ、末段に次の如く記した。『陛下は居常進退最も簡易を尊び、その趣味高尚で、恰もその御製の歌詞に現はるゝが如く、滿腔の同情を以て民の疾苦を心配せられた。凡そ陛下の如く烈しい試練を被つた御方は世に極めて稀である。おもふに史上幾多の困難を経て大業を成就した君主は少くない。然るに陛下はこれらに倍する困難を凌ぎ、しかも連続した成功を奏しても、常に謙遜して君主の美德を全うせられた。陛下は實に偉大なる時代に於ける偉大なる統治者であつた。世は如何に換り行くとも、陛下の芳名は永遠に歴史の上に輝くであらう。』(大正元年八月一日所載)

●大正天皇の即位 明治天皇崩御の日、皇太子嘉仁親王は皇室典範

の規定により、直に踐祚せられた。これが即ち大正天皇である。天皇は

即日大正と改元し、翌日皇族以下文武百官を召して朝見式を行ひ、詔

(附録一)を下して『祖宗(皇祖及歴)の宏謨に遵ひ、憲法の條章に由りて、統

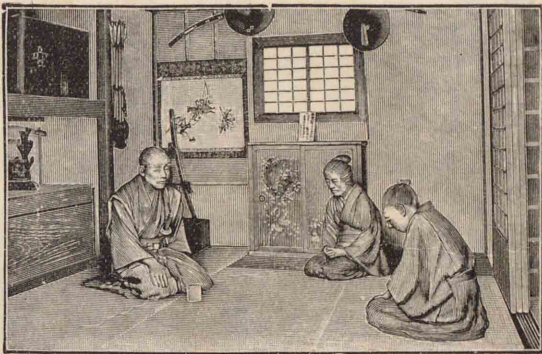
即位

改元・朝見式

『』は朝見式勅語中の御言葉

大喪儀

乃木大將の舊宅
これは乃木大將の舊宅を模造したもので、郷里の山口縣長の邸にあり、乃木大將の父乃木大將の舊宅を模造したものである。乃木大將の父乃木大將の舊宅を模造したものである。



治の大權を行はせらるべき旨を宣言せられた。
③明治天皇の大喪儀 その翌八月、天皇は先帝を明治天皇と追號し奉り、九月大喪の御儀式を行ひ、靈柩を伏見桃山陵にをさめ奉つた。この時、英吉利、獨逸、西班牙の三國は特に皇族を派遣し、その他友邦の使節は悉く會葬し、その儀式は實に莊嚴を極めた。さて靈柩が東京宮城を出でさせ給ふ日(九月十日)、乃木希典(陸軍大將)夫妻が殉死し、全國民をして非常の感慨を起さしめた。

④乃木大將 乃木大將は長州藩の小祿の家に生れ、夙に身を陸軍に投じ、日清戰役の功により男爵を、日露戰役の功により伯爵を授けられ、晩年明治天皇の特別の恩召によつて學習院長となり、至誠純忠、實に日本武士の典型であつた。維新以來、功臣雲の如く多いが、死後人をして感動せしむること、大將の上に出づるものが恐ら

昭憲皇太后の崩御
(大正三年四月十一日)

大正天皇
皇后(現皇太后)
御成婚當時の御寫眞による。

國民の哀慕
大喪儀



くあるまい。これ全く大將の至誠の結果であるが、その至誠の人となつたのは、實に父母の教訓の力によることが多いといふ。

④昭憲皇太后の崩御 明治天皇がおかれになつて、國民哀慕の涙が未だ乾かない中に、大正三年三月、皇太后(明治天皇の皇后)もまた御病にかゝらせられ、翌四月十一日遂に崩御せられた(御年六)。皇太后は賢明にましまして、淑徳に富み、常に教育、學藝を勵まし、御心を慈善の事業にそゝぎ、明治天皇を助けて大業を成さしめられた。さればその崩御の報傳はるや、全國民のこれを哀慕し奉ること、あたかもまことの母を喪つた時のやうであつた。やがて追號を奉つて昭憲皇太后と申し、ついで大喪の御儀式があつて、靈柩を明治天皇御陵の東(即ち伏見桃山東陵)

即位式

(大正四年十一月)

即位式勅語

大嘗祭

立太子式

(大正五年)

我が國民の幸福

世界大戰役起る
(大正三年七月)

對獨要求

にをさめ奉つた。

五 式典と國民の和樂 翌大正四年十一月、天皇は京都に幸し、同月十日、紫宸殿に親臨し、高御座に昇つて、即位の詔(附録(一)を参照)を下され、同月十四日、大嘗宮に於て大嘗祭(新穀を天照大神及び天神地祇に上り、天皇も自ら之を食したまふ大祭)を行はせられたが、またその翌年(五年)十一月、皇子裕仁親王(今上天皇)の立太子式を挙げられた。この頃、歐洲に於ては、屍山血河の大慘劇が演ぜられ、親を討たれ、子に別れ、夫を失ふ者が無數であつたが、我が國に於ては、全國民和樂の間に、これらの大祝典を挙げ得たのは、誠に有難いことである。

第十八章 世界大戰役 日支條約

一 日獨交戰 大正天皇即位式の前年即ち大正三年七月(八月二十日)奥太利セルビア兩國間の衝突が動機となつて、忽ち露・佛・英・白(白耳)對獨(對獨逸)の開戦となり、遂に世界の大戦亂となつた。我が國は日英同盟の誼を重んじ、先づ獨逸に對して、その東洋に在る軍艦の武装解除及び膠州灣

對獨宣戰
(大正三年八月)

青島陥落

(大正三年十一月)

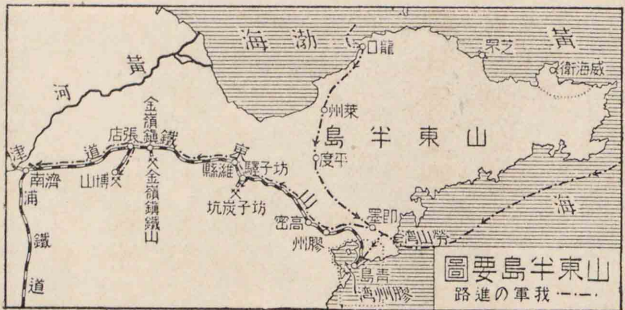
大體赤道以北は日本、以南は英國で占領した。

日本海軍の功績

露國の革命

過激派の單獨講和

チエッコスロヴァク人の奮起

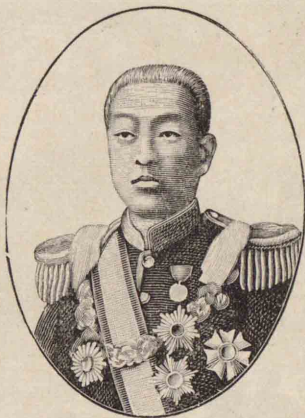


地方の引渡を要求した。然るに、獨逸はこれに應じないので、天皇は獨逸に對して戰を宣し(八月三日)ついで奥國との國交をも斷絶せられた。やがて我が陸海軍は青島を包圍し、遂に敵をして開城降伏せしめ(十一月)また我が海軍は英國海軍と協力して、太平洋上の獨逸軍艦を滅ぼし、獨領南洋諸島を占領し、なほ進んで地中海方面に出動し、聯合國及び世界各國に對して多大の力を盡した。

二 シベリヤ出兵 歐洲に於ては、初め同盟軍(獨逸)

の勢が甚だ強く、聯合軍は屢敗れ、特に露國は甚しく醜態を暴露した。露國革命黨はこれを憤慨し、遂に皇帝(ニコラ)を廢し、新に假政府を立てたが(大正六年三月)やがて過激派は起つてこれを倒し(大正六年十一月)遂に同盟側と單獨講和を結んだ(大正七年三月)。さて、奥太利に屬するチエッコスロヴァク族(露人と同じくスラヴ種族に屬す)は早くからこれ

洋赤道以北に在る舊獨領諸島の統治を委任せられた。この講和條約に於て、我が國は、英・米・佛・伊の四國と共に、『主なる聯合國』と明記せられて他の諸國と區別せられ、國際上の地位が大に向上した。翌九年一月、天皇は詔(附錄一)を下し、國民一般に對して平和克復を告げ、且つその將來の心得として浮華驕奢を戒しめられた。



日支條約
(大正四年五月)
西園寺公望
條約の要領

九十九個年に延長すること(即ち大正四年より向ふ八十二個年)、(即ち昭和七十二年までとする)、(2) 支那は日本の南滿洲・東蒙古に於ける特殊の地位・利益を認めること、(3) 日本は獨逸の山東省に於て有する權利等を繼承し、將來條件を附して膠州灣地方等を支那に還附すべきことなどを定めた。

四 日支條約

これよりさき、我が國は、青島を攻め落して間もなく、大戰後の形勢を慮り、大正四年五月、支那共和國(即ち中華)と條約を結び、(1) 日本の有する旅順口・大連等の租借期限をその露國設定の年から通算して

◎ 日支條約の内容

右の日支條約の草案が二十一個條であつたので、俗にこれを二十一個條の條約といふ。されど實際に結ばれた條約は十三個條で、内容も餘程草案と異つてゐる。そして膠州灣地方問題の解決した今日では、單に(1) 旅順・大連の租借期限、竝に南滿鐵道(安奉(奉天)鐵道)に關する期限の延長、(2) 日本國民が南滿洲に於て、農・工・商業の目的を以て土地を借り入れることについての許可、(3) 日本國民が東部内蒙古に於て支那國民と合資して農・工業を営む權利の承認、(4) 外國貿易のため、東部内蒙古の諸都市の開放に關する規定が残存するに過ぎない。しかも何れも當然な規定のみである。然るに、支那の無智の學生や、職業的煽動家等が、この條約の結ばれた五月七日を國恥日(コクチジツ)と稱して、毎年騒いでゐるのは、實に亂暴至極といはねばならぬ。

五 日米共同宣言

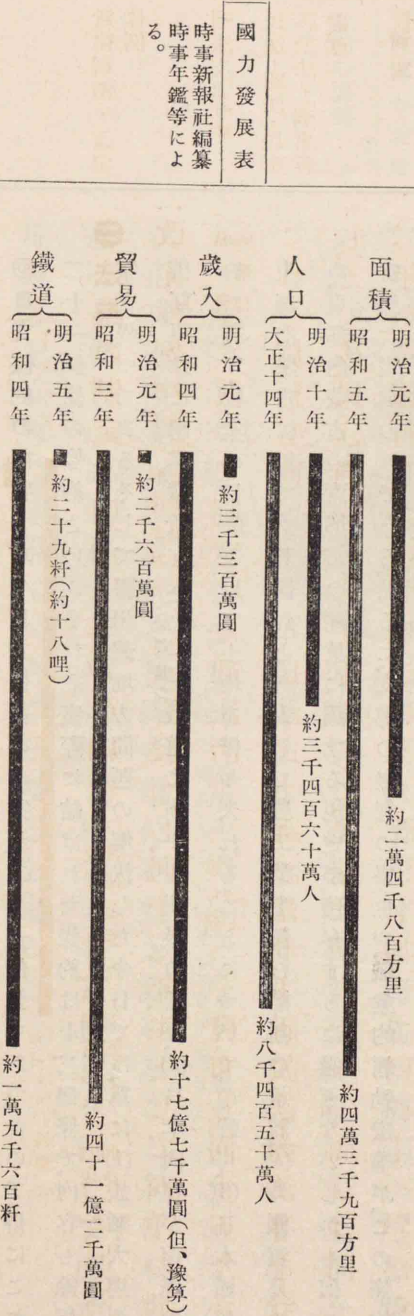
右の日支條約について、列國特に米國は頗る疑念を抱いてゐたので、我が國はこれに對して諒解を求め、大正六年十一月、米國と外交文書を交換し、(1) 米國は我が國が支那に於て特殊の利權を有することを認め、(2) 兩國は共に支那の獨立を保全し、その門戶解放と商工業の機會均等主義とを支持する旨を宣言した。

日米外交文書の交換
(大正六年十一月)

第十九章 各方面の進歩發達

我が國は、維新以來、短日月の間に各方面にわたつて非常の進歩發達を遂げた。左にそのおもなものについて略説する。

●**國力の發達** 維新以來、我が國力の發達の非常なることは、外國人の驚き且つ恐るゝ所である。その發達の程度は、左の表を見れば、多言を要せずして自ら明かであらう。



新律綱領・改定律例

刑法・治罪法
民法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法

新刑法
條約改正と法典

徵兵令發布
(明治六年)
軍人に對する勅諭

●**法典の制定**

明治三年、新律綱領(大寶律に基き、舊幕時代及び明治清の諸律を參考して制定した刑律)を、同六年、改定律例(西洋の刑律を參考して新律綱領を修正したもの)を發布し、同十三年、主として西洋の刑律(特別刑律)に倣つて制定した刑法・治罪法(即ち刑事訴訟法)を發布し、同十五年からこれを施行し、同二十三年、民法・民事訴訟法・刑事訴訟法・商法等を發布し、その後、民法・商法に修正を加へて、民法は同三十一年、商法は同三十二年から施行し、ついで刑法にも大改正を加へて、同四十一年から新刑法を施行した。なほ維新以來、條約改正の問題が大に我が國の法典改良を促したことは、特に注意すべき價がある。

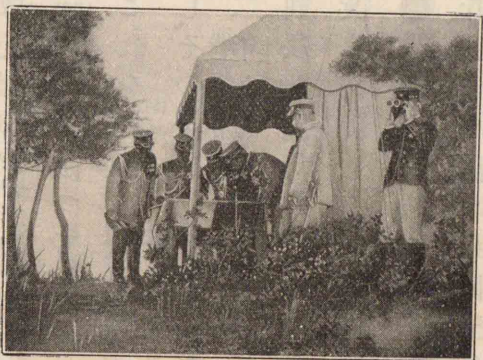
●**軍備の整頓**

(一) **徵兵令** 明治三年、各府藩縣に令して一萬石毎に兵五人を出させ、同五年、兵農一致(平時は農業をつとめ、戦時は兵士となる)の古の制度に基き、なほ西洋諸國の法をも參考して徵兵令を定め、翌年これを發布し、同十五年、明治天皇は勅諭を下して軍隊教育の大方針を定められた。
(二) **陸軍** 明治六年、全國に六鎮臺(東京・仙臺・名古屋・大阪・廣島・熊本)を置き、ついでこれを

師團の増加
大正十四年四師團を減じた。

軍艦の増加

明治天皇の御觀戰
明治四十四年久留米大演習の時、立川村御野立所の御有様である。



聖朝これを上つたところ、天皇は『なぜ夜中直に差出さなかつたか。今は演習だから左程手落ちにもなるまいが、これが實戰ならば由々しき一大事ではないか。演習は戯れにしてゐるのではない。それ故に何事も實戰と同じ心得でやらなければならぬ。將來よく氣を付けよ』とおほせられたといふ。

改めて七師團(近衛師團及び第一師團乃至第六師團)としたが、その後漸く増加して二十一師團となり、今や世界の大陸軍國となつた。(三)海軍 海軍は初め幕府の船艦を收めてこれを組織し、明治七年、二提督府(横須賀、鹿兒島)を設け、後にこれを廢して横須賀、吳、佐世保等に鎮守府を設け、軍艦の噸數も次第に多くなつた。かくて西南の役の頃には、僅か二萬噸位の小海軍國に過ぎなかつたが、今や英米について世界の大海軍國となつた。

◎明治天皇の御訓戒 或る年、宇都宮附近に大演習があつた時、或る報告書が夜の一時頃行在所に達した。侍從武官は明治天皇の御夢を驚かし奉らんことを恐れ、

學制頒布
(明治五年)

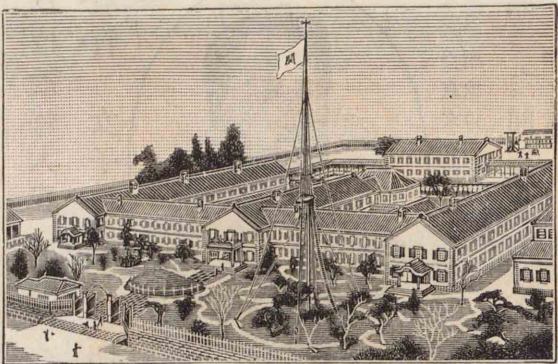
小學校・中學校・師範學校・高等女學校

開成所
明治初年の景である。

東京帝國大學の由來

帝國大學

官立專門學校



四 教育の隆盛

(一) 普通教育

明治五年、學制を頒布して義務教育の

大方針を定め、男女共に滿六歳になれば必ず小學教育を受けさせ、同

年、また東京師範學校(今の東京高等師範學校の前身)を設け、ついで

漸く各府縣に師範學校・中學校を設け、同十

九年、師範學校令・中學校令・小學校令を、同三十

二年、高等女學校令を定め、大に普通教育制度

を整へた。(二) 専門教育 明治二年、舊幕府の

昌平學を大學本校(主として皇漢學教授)、開成所(初名書院)を

大學南校(主として洋學教授)、醫學所を大學東校(主として醫學教授)と

改稱したが、やがて本校を廢し、同十年、南校・東

校を合併して東京大學と稱し、同十九年、帝國

大學令を公布し、東京大學を帝國大學(今の東京帝國大學)と改稱し、後、遂に七帝國

大學(北海道・京都・東北・九州)を設けた。その他、農・工・商・醫等の各種の官立・公立

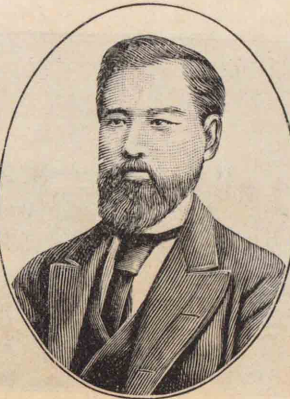
私立諸學校

女子の初等教育

森有禮

第一次伊藤内閣の時の文部大臣定めて教育制度を大功勞のあつた人である。

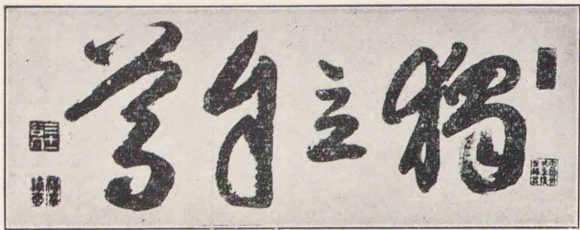
女子の中等教育



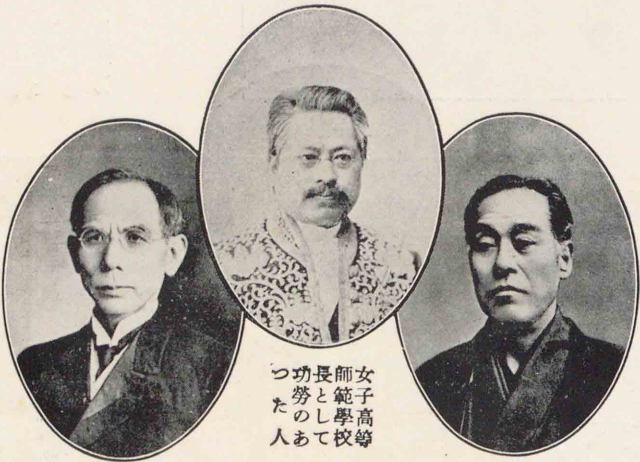
女子高等師範學校(前身) 同十七年、東京女子師範學校(今東京)

の専門學校が設立せられ、又、慶應義塾(福澤諭吉創立)・早稻田大學(大隈重信創立)・同志社大學(新島襄創立)等の私立の諸學校も漸く隆盛に赴きつゝある。なほ近時大學令改正の結果、官・公・私立の大學が續々起つた。(三)女子教育 女子の教育は、明治維新以前甚だ振はず、女子の爲に特設された學校は全くなかつた。然るに、明治五年の學制頒布により、女兒も男兒と同じく、小學教育を受けることになつてから、女子の初等教育は漸く興つた。また同年(明治五年)、東京女學校(今東京)興つた。同三十二年、高等女學校令の發布があり、これから女子の中等教育も年を追うて益々盛になり、今や官・公・私立の高等女學校は、普く全國に設けられ、その數殆ど四百に達せんとする盛況である。また女子の高等教育機關としては、初め殆ど女子高等師範學校があるのみで

福澤諭吉書



高嶺秀夫



福澤諭吉(慶應義塾創立者)

女子高等師範學校校長として大功勞のあつた人

成瀬仁藏(日本女子大學創立者)

開成初の學期生



中央はハウス教授、他は皆學生である。學生が各、一刀を腰に帯び、しかも其の頭髮をわけたハイカラ姿に注意せよ。

明治四年岩倉大使外遊の際、良家の少女五人（後の大山陸軍元帥妻捨松・瓜生海軍大將妻繁子・女子英學塾創立者津田梅子等）が選ばれて外國留學生となり、大使に伴はれて米國に渡航した。これが即ち女子の外國留學の始である。この圖は五少女の出發前の寫眞である。

最初の女子留學生



明治十八年の東京女子師範學校（今の女子高等師範）附屬高等女學校卒業生（現今名高い同校の卒業生は、明治十八年に於てかやうに少數であつた。之を今日の全國高等女學校卒業生の多いのに比較すると、實に隔世の感がある。

中圖と下圖と僅に一年を隔てた女學生風俗の大變化には何人も驚くであらう。これは當時の外務大臣井上馨が條約改正を圖り、大に歐化主義を鼓吹した結果で、この風俗は其の後一兩年にして忽ち純日本風に復した。そして女學生が今の如く一般に袴をはくやうになつたのは明治三十年頃からである。

明治二十年同上卒業生



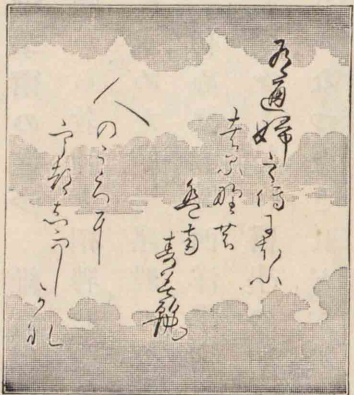
女子の高等教育
思想界の混亂

教育勅語

皇后御親筆

うつふしてはほふ春野の花すみれ人の心にうつしてしかな。

あつた。然るに、明治三十三年、私立日本女子大學校（成瀬）が設立せられてから、女子の高等教育の學校の設立若くは計畫が續々あらはれ、また女子の入學を許可する官立大學も出て來り、かくて女子の高等教育もまた益々興るべき形勢となつた。（四）教育勅語 維新以來、佛敎は益々權威を失ひ、儒敎も振はず、基督教も未だ興らず、これが爲に思想界は混亂し、國民は殆どたよる所を知らざる有様であつたが、明治二十三年、明治天皇が教育勅語をお下しになつてから、教育の大方針は確定した。



◎德育 維新以來、我が國民は西洋の物質的文明の隆盛を羨み、急速にこれに倣はうとして、とかく智育に偏し、德育體育をゆるがせにした傾きがあるが、その惡影響が漸くあらはれて來たので、近時識者は大にこれを憂ひ、頻にその救済方法を講じてゐる。幸にして體育の方は年々盛になつて來たが、德育の方はまだ頗る憂慮すべき狀況に在る。大

正天皇及び皇后(現皇太后)は、かしこくもこれを御心配になり、特に皇后は、大正十二年六月、こゝに掲げ奉った御親筆の御歌を女子學習院に賜はり、女子の謙徳をおすゝめになつた。

五個條の御誓文と學術

醫學の進歩

五 學術の進歩 維新以來、我が國民は、五個條の御誓文を奉じ、或は外國から教師を招聘し、或は留學生を諸國に派遣して廣く知識を世界に求めた結果、諸般の學術は鬱然(ウツゼン)として大に興るやうになつた。そして、初めは大抵西洋學術を學ぶに過ぎなかつたが、後、漸く獨創の發見、發明をし、特に醫學の如きは、その進歩殆ど西洋先進國に劣らないやうになつた。されど大體からいへば、我が國の學術は、まだ彼に及ばないところが多々あるから、我等は一層の努力を要する。

外國トウゴクのふみのはやしの下風に

なびきなはてそやまとなでしこ

(昭憲皇太后)

萬國郵便條約

六 交通の發達 (一)郵便 明治四年、東京、京都、大阪間に始めて郵便を設け、翌年、これを全國に及ぼし、同十年、萬國郵便條約に加入した。(二)

萬國電信條約

明治初年の郵便
模形による。乗馬の者は集配人、郵便函には書狀集箱、毎日八時開函、驛遞局と記してある。

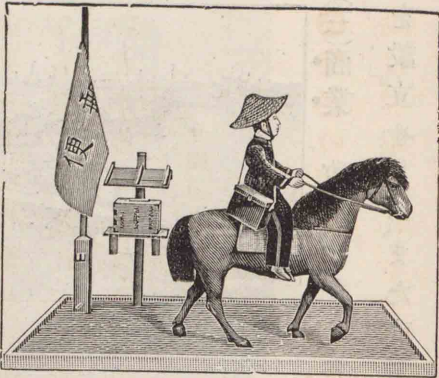
鐵道の始

鐵道國有

三菱會社

岩崎彌太郎

日本郵船會社



電信電話 明治二年、東京横濱間に始めて電信を架設し、同十年、同所間に始めて電話を通じ、同十二年、萬國電信條約に加入した。

馬車や蒸氣じや便りがおそい

かけて置きたやテリグラフ (明治七年出版東京新繁昌記所載俗歌)

(三)鐵道 明治五年、東京横濱間に鐵道を開き、同二十二年、東京、京都間にもこれを開いた。こ

れから官設、私設の鐵道は漸く延長したが、同三十九年、鐵道國有に決定してから、政府は重なる私設鐵道を買収し、これを官營としてゐる。

(四)海運 明治五年、岩崎彌太郎は三菱會社

を起し、外國汽船會社と競争して遂に近海の航權を握つたが、この會社は、同十八年、共同運輸會社と合同して日本郵船會社と改稱した。この日本郵船會社を始めとし、會社及び個人

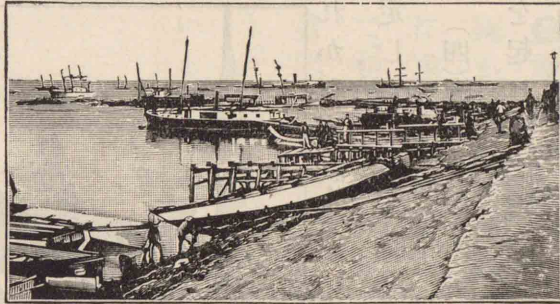


油斷出來ぬ形勢

政府の實業獎勵

開港當時の横濱

當時の寫眞によ
る。現景に比べ
ると實に今昔の
感にたへない。



經營の海運業は漸く發達し、特に世界大戰以來非常の發展をなし、英米について世界海運界の第三位を占むるに至つた。されど、最近財界の逆轉に遭ひ、競争頗る激烈で、少しも油斷が出来ぬ有様である。

七 實業の振興 維新以來、政府は熱心に實業の振興を圖り、特に新事業に對して保護獎勵を加へた。

(一) 農業 政府は各地方に農會農事試驗場、物産陳列所等を設けさせて、農業の改良進歩を促した。

(二) 工業 政府は率先して各種の大工場(印刷局造幣局造船所等)を設立したが、民間に於ても各種の工業が

漸く興つた。

外國トウキョウにおとらぬものを造るまで

たくみの業(工)にはげめもる人 (明治天皇)

(三) 商業 政府は、初め各地に國立銀行を、後に日本銀行等の特殊銀行を設立せしめ、また商業會議所、取引所(米穀株式等)等を設立せしめ、屢、内國



(筆崖芳野狩) 音 觀 母 悲

狩野芳崖は、長州の人、幼にして畫才があり、年十九の時、江戸に出で、狩野勝川の門に入り、嶄然として頭角をあらはした。明治の初年、西洋風が吹きすさんで、日本畫の如き、殆ど世人の顧る所とならなかつた時に當り、芳崖は、橋本雅邦、川端玉章等と共に、よく日本畫の命脈を維持し、東京美術學校の創立に際しても、大に盡力する所あつたが、惜しいかな、開校に先つこと、凡そ一箇月にして病歿した(明治二十一年十一月)。芳崖は實に日本畫壇の鬼才で、頗る創作慾に富み、其の慾のほどばしる所、初め描くもの、皆一種の奇癖があつた。然るに、或る時、小兒の描いた虎の圖を見て、大に感發する所あり、それから畫風が漸く奇癖を脱して、圓滿の域に進んで來た。そして其の圓滿の極に達したのは、即ち表面に掲げた悲母觀音の像(東京美術學校所藏)である。この像は實に明治時代の代表的傑作で、宗教畫として、雪舟以後第一の名畫だと賞讃する人もある。人生は短くして、藝術は長し。これ恐らくは、芳崖の名をして不朽ならしむるものであらう。

憂ふべき状態

日本美術の放棄
西洋人と日本美術

日本美術の復興

日本畫の高手

錦繪・西陣織・七寶燒

勸業博覽會等を開きなどして、産業の發達及び商業の進歩を圖つた。
(四) 外國貿易 政府は、五港(横濱・兵庫・長崎・神戶・新潟)の外に、漸く大阪等の三十餘港を開き、また條約を改正して關稅權を恢復し(第十二章參照)、熱心に外國貿易の隆盛を圖つた。最近世界大戰役の頃、貿易額が大に増加し、實業界は一時非常の活況を呈したが、その後、形勢逆轉して輸出入額共に大に減少し、實に憂ふべき状態となつてゐる。

八 美術・工藝の進歩 明治の初年には、外國文明輸入の風潮が急激で、我が國固有の美術の如きも、殆ど捨て、顧みない有様であつた。然るに、我が美術は却つて鑑識力ある西洋人の賞讃する所となり、これに刺戟せられて、明治十二三年頃から、識者も漸く古美術の保存を唱へ、ついで、官立美術學校、帝室技藝員等が設けられ、美術復興の機運が漸く盛になつた。そして、日本畫には、狩野、芳崖、橋本、雅邦、川端、玉章などの名手があらはれ、また西洋畫彫刻術等を始めとし、諸般の美術・工藝は次第に發達し、中にも錦繪・西陣織・七寶燒の如きは、我が國特有の美術

東京養育院
救世軍

日本赤十字社

奥村五百子

明治三十四年地方遊説に出かけようとする時うつした寫眞による。

愛國婦人會
濟生會

皇室と慈善事業

工藝品として世界の賞讃を博するやうになつた。

●慈善事業の發達 維新以來、我が國の慈善事業は漸く發達し、東京養育院(明治五年創立)を始めとし、公立・私立の救濟機關が次第に設けられ、救世軍その他慈善を目的とする多くの團體は漸く組織せられた。また我が國は、明治十九年、萬國赤十字條約に加盟し、その翌年、博愛社(明治



創立第八)は日本赤十字社と改稱した。日清戰役の際、この社及び愛國婦人會(奥村五百子首唱、明治三十四年創立)等は、大に活動した。現今、日本赤十字社、愛國

婦人會及び明治天皇の勅語及び恩賜金に基いて成立した濟生會(明治四十四年創立)を始めとし、大小無数の慈善團體は、いづれも各、その目的に向つて活動してゐる。凡そこれらの慈善事業に對し、我が皇室が常に至大の御助力を賜はり、また、天災・地變のあるごとに被害民をあはれみたまふことは、國民のひとしく感謝に堪へざる所である。

照るにつけくもるにつけて思ふかな

わが民草のうへはいかにと

(明治 天皇)

あやにしきとりかさねてもおもふかな

寒さおほはむ袖もなき身を

(昭憲皇太后)

第二十章 裕仁親王の攝政 今上天皇の即位

●ワシントン會議(華府會議) 世界の大戦亂は收まつたが、各國軍備の競争は止まず、これが爲に各國民は皆重税に苦しみ、不安の空氣は世界に充滿し、特に支那方面の形勢は甚だ憂ふべきものがある。そこで米

國大統領ハーディングの提議により、大正十年十一月から翌年二月まで、五大國(日、英、米、及、四國(支那、白耳義、和蘭、葡萄牙)の全權委員は、米都ワシントン(Washington)に集つて會議し、(1)五大國は主力軍艦の比率(英、五、日、三、米)などを約し、(2)

五大國及び四國は支那の主權・領土を尊重することなどを約し、(3)四大國(日、英、米、佛)は互に太平洋方面に於て領有する島嶼の權利を尊重し、並に日英同盟を終了せしむべきことを約し、(4)日支兩國間に膠州灣地

世界の不安

ワシントン會議

(大正十年十一月
二月同十一年)

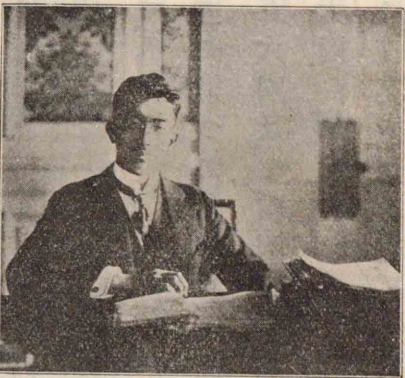
我、首席全權委員は加藤友三郎

日英同盟の終了

膠州灣の還附

攝政宮御
執務の圖

皇太子の外遊
(大正十年)



方還附等の約を結んだ。この協約により、我が國は膠州灣地方等を支那に還附し(大正十年)山東省駐在の軍隊を引揚げた。

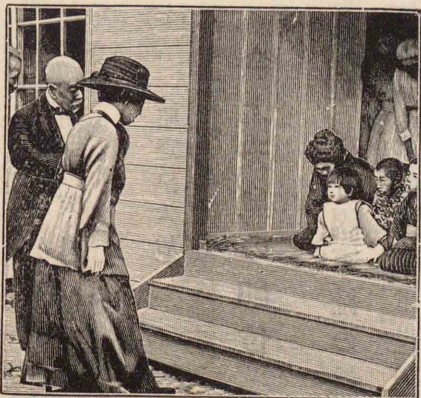
●裕仁親王 これよりさき、皇太子裕仁親王は未來の元首として御見聞を弘め、且つ列國との親交を益々厚くせられんがため、大正十年三月、外遊の途に上り、英・佛・白・蘭・伊の諸國を廻

皇太子の攝政
(大正十年十一月)

皇后御慰問の圖
これは震災の年九月三十日、日本赤十字社病院に罹災の兒童を御慰問の御有様である。

り、到る所非常の歓迎を受け、同年九月、無事に御歸りになつた。これ皇太子西洋渡航の始めである。その翌々月(十一月)皇太子は天皇久しきに互る故障により、大政を親らしたまふこと能はざるの故を以て、皇室典範の規定によつて攝政となられた。

●關東大震災火災 その翌大正十二年九月、關

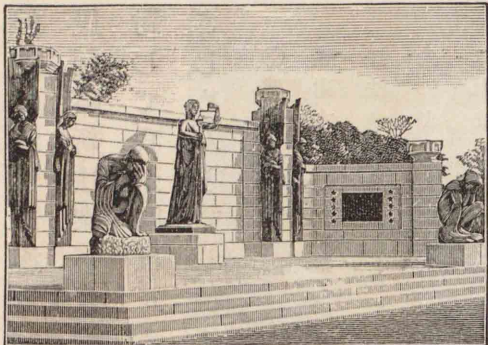


關東大震災火災
(大正十二年九月)

ニコライエフスキの變
(大正九年)

尼港遭難記念碑
東京市九段坂の上にある。

日露の國交恢復



東地方に大震災火災が起り、死者十數萬、財産の滅失數十億圓に達した。これ實に我が國未だかつて有らざる大變災である。この時、皇室は直に御救濟金一千萬圓を賜はり、全國民は奮つて同胞の救濟に努め、列國の人民もまた厚き同情を寄せられたが、やがて天皇は特に詔(附録四)を下して、帝都の復興と國民の心得とをお諭しになつた。

●日露の國交恢復

さきに我が國はシベリヤに出兵したが、やがて露國兇徒の一團はニコライエフスキ在留の我が守備隊及び居留民を虐殺した(大正九年三月)。過激派政府の成立以來、日露の國交は斷絶のまゝであつたが、近時兩國は屢々交渉の結果、大正十四年二月、遂に國交を恢復して、再び條約國として交際することになり、ついで樺太の石油や、漁業などの利權に關して協定が出来た。

●排日問題

日露戦役の後、米國に排日問題は

移民制限新法の
實施

起つたが、年を逐うて次第にやかましくなり、その結果、大正十三年、移民制限新法案が米國議會を通過し、同七月から實施せられた。これに對して、我が國は正義人道の上から彼を反省せしめ、正當の待遇をなさしめんと欲し、現に努力中であるが、中々困難の模様である。

◎感謝と警戒 關東大震災の時、米國人から多大の見舞品を贈られたのは、吾々の感謝する所であるが、その翌年、我が國の大に困つて居る場合に、嚴酷なる排日的移民法の實施せられたのは、實に感慨無量である。その後また米國の宣教師などの發企により、大正十五年その少女たちから平和の使と稱して多くの人形を贈られた。これまた吾々の感謝する所であるが、一方に於て排日の氣勢が少しも緩和された模様がない。されば我が國民は人形を贈つてくれた米國の少女たちの厚意を感謝し、國際關係の圓滑を圖ると同時に、常に世界の形勢に注意し、祖國擁護のため、萬一の覺悟と警戒とを怠つてはならぬ。

皇太子成婚式
(大正十三年一月)
大正天皇銀婚式
(大正十四年五月)

⑥皇室の式典 大正十三年一月、皇太子裕仁親王と良子女王(ナガコ)(久邇宮邦彦王第一王女)との間に、時節柄莊重にして質素なる成婚式を挙げられ、翌十四年五月、天皇皇后の成婚二十五周年式典(銀婚式)を挙げられた。翌年(大正十五年)四月

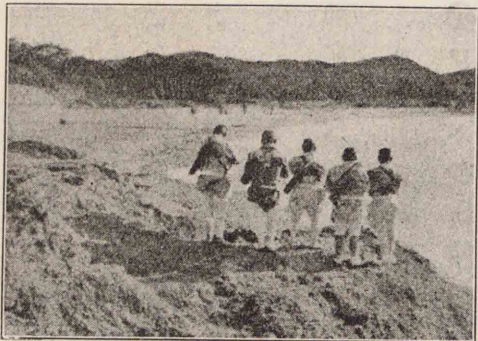
李王薨去

大正天皇の崩御
(大正十五年十二月)

月、朝鮮の李王(元韓國皇帝)が薨去せられたが、やがて朝廷は國葬を以て弔せられた。

⑦大正天皇の崩御と今上天皇の踐祚 天皇の御病氣は、國民のひと

今上天皇の踐祚
葉山の海岸に熱
禱を捧ぐる赤子



『』は朝見式勅
語中の御言葉。

大正天皇の大喪
儀

しく憂慮し奉るところであつたが、大正十五年十一月に入つてから益々重くならせられ、十二月二十五日、遂に葉山(神奈川県)の御用邸に於て崩御あらせられた(御年四十八)。この日、今上天皇は直に御踐祚あらせられ、改元して昭和と稱し、越えて二十八日、東京宮城に皇族以下文武百官を召して朝見式を行ひ、詔(附錄五參照)を下して、『舉國一體共存共榮を之れ圖るべきことをお諭しになつた。翌昭和二年一月、天皇は先帝を大正天皇と追號し奉り、翌二月、大喪の御儀式を行ひ、同月八日、國民哀悼の中に、靈柩を多摩陵(東京府西部)にをさめ奉つた。

即位式
(昭和三年十一月)

紫宸殿親臨

大嘗祭

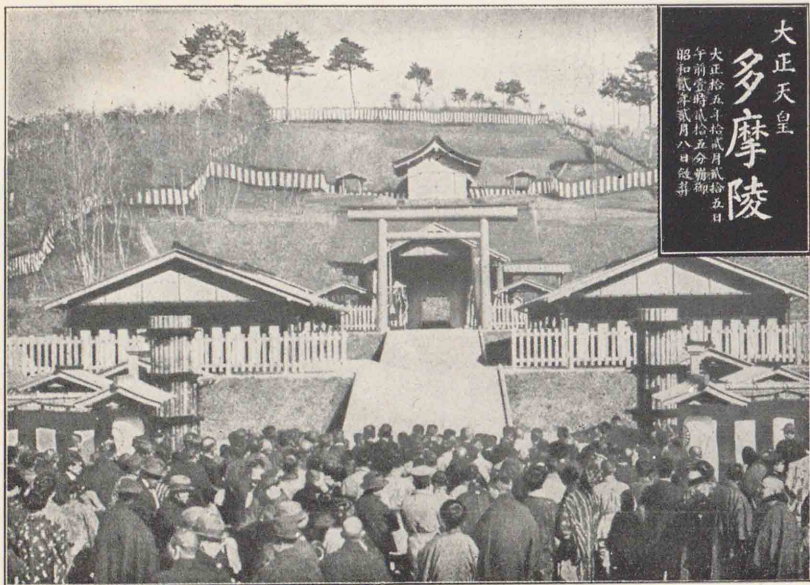
御陵御親謁

⑧ 即位式 昭和三年十一月、今上天皇は即位式を行はせられんがため、神器を奉じて京都に幸し、同月十日朝賢所を拜して皇祖天照大神に即位の事を告げ奉り、午後紫宸殿に親臨し、皇族文武百官外國使臣等を召し、高御座タカミイクラに昇つて即位の詔を賜はつた。これに對し、内閣總理大臣田中義一は、全國臣民を代表して恭しく壽詞ヨロコトを奏し、終つて萬歳を三唱し、參列の内外諸臣もこれに和し、又この瞬間に、全國民も一齊に萬歳を唱へて祝賀の意を表し奉つた。同月十四日、天皇は大嘗宮ダイシヤウキョウに於て大嘗祭(新穀を天照大神及び天神地祇に上り、天皇も親らこれを食したまふ大祭)を行はせられ、ついで、伊勢神宮及び神武・仁孝・孝明・明治・大正五天皇の御陵に御親謁あらせられたが、これらの御儀式は皆莊重森嚴を極めた。

⑨ ロンドン會議 さきに、ワシントン會議に於て、日英米佛伊の五大國は、主力軍艦の制限を約したが、米國大統領クーリッジは之に満足せず、更に補助軍艦等の制限を行はんと欲し、昭和二年、日英佛伊の四國に對して會議の開催を提議した。然るに、佛伊兩國は陸海空三軍の不



(寫謹夜日七月二年二和昭) 儀喪大皇天正大



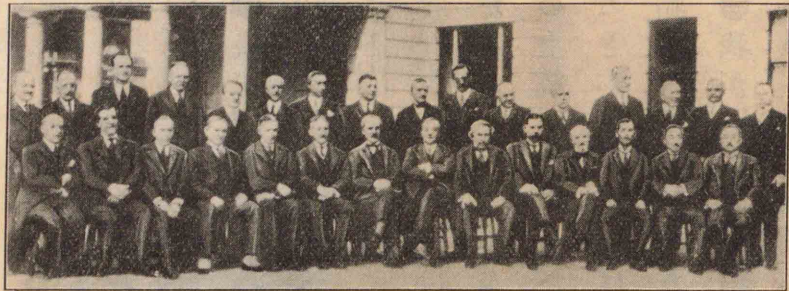
大正天皇
多摩陵
大正拾五年拾月廿五日
午前壹時成仁會葬
昭和元年九月八日發葬

多摩陵御名 (書御王親仁載) (様有御の間日十數時當葬歛御)
(そで宮玄はのるあに上の居鳥御) (る奉め埋を銘陵御に前の宮玄の)

ジュネーヴ會議
の不成功

ロンドン會議
(昭和五年
一月—四月)

ロンドン條約調印後直に撮影したもので、前列右から松平、財部、若槻の三人は全權委員、六人は佛國外相ブリアン、八人は日英首相マクドナルドである。



可分を唱へて参加を拒み、日英兩國のみ之に應じ、やがて、三國の全權委員は瑞西のジュネーヴに於て會議を開いたが、英米兩國は、各固く自説を主張して譲らざるにより、協議が遂にまとまらなかつた。その後、英國首相マクドナルド等の首唱により、上記の五大國の全權委員は、昭和五年一月、英京ロンドンに集り、いはゆる軍縮について、また會議を開いた。我が國から若槻禮次郎(元内閣總理大臣)、財部彪(海軍大臣)、松平恒雄(英國駐在大使)等は全權委員として出席し、補助軍艦については米國に對する七割、潜航艇については現有勢力を保有することを主張したが、大體に於て協議がまとまり、同年四月二十二日これが調印を終つた。



后 皇



皇 天 上 今

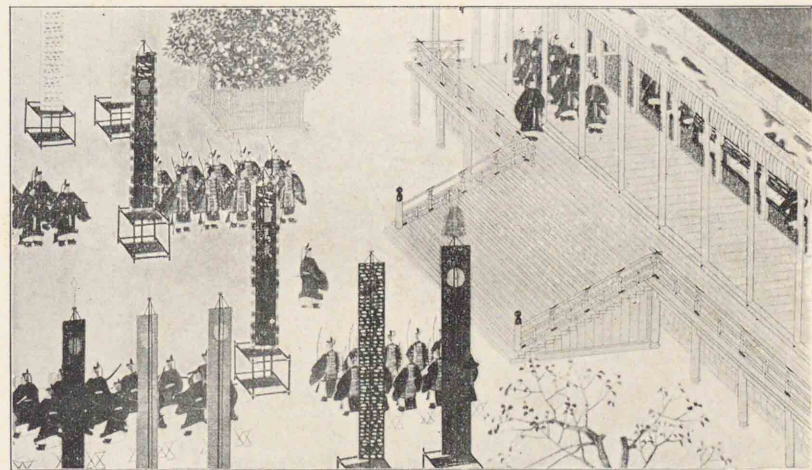


圖 式 位 卽 御 殿 宸 紫

(るよに卷繪典大御和昭報情眞寫際國)

第二十一章 約説

以上は光輝ある我が國史の概要である。今これを外國歴史と對照して、左に簡単に約説を試みたいと思ふ。

●我が國の二大特點 内外の歴史を對照すると、直に我が國に二大特點があることがわかる。それは即ち、(1)萬世一系の皇統を奉戴すること、(2)未だかつて外國の侵略を受けたことがないことである。凡そ古今東西の邦國は皆主權者が屢變り、又いづれも外國の侵略を受けた不名譽の歴史を持つて居る。然るに、獨り我が國のみ開闢以來、一系の皇統を戴き、また尺寸の地といへども、未だかつて外國に奪はれたことがない。されば、我が國民は、未來永久に一致協力して、この二大特點を維持せねばならぬことはいふまでもない。

●我が國民の幸福 我が國は、古より種々の波瀾はあつたが、大體か
らいへば、隆興の一路を歩んで來た。そして、我が國民は他の國民に比

萬世一系の皇統
外國の侵略を受
けたことがない
侵略を受けたこ
とがあつたけれ
ども、侵略を受
けたことがな
い。

我が國民の義務

我が國民の幸福

我が國民の義務

我が國民の仁愛

高野山の供養碑

この碑の面に
「高麗國在陣の
間の敵味方陣死
（陣死）の軍兵を
皆佛道に入らし
むる爲め也」と
記してある。こ
れでその博愛の
精神の厚かつた
ことがわかる。

較して、大體、これまで幸福であつたこと、及び現に幸福であることは、東西の歴史を對照すれば明白にわかる。されば、我が國民は常にこの幸福を感謝すると共に、その由つて來る所以を考へ、この幸福を子孫にのこすことを怠つてはならぬ。

●武勇と仁愛 我が國民は古より武勇をたつとび、仁愛の情に富ん



でゐる。されば、戦争の際も、外國歴史に於て常に見るが如き残忍の行は甚だしく、獨り國民相互の間に博愛

の精神を現はしたのみならず、外國人に對してもまた之を現はしたことは、遠くは島津義弘、同忠恒が高野山に建てた供養碑を見、近くは日清、日露等の戦役に於ける我が軍の行動を見てもわかる。されば、我が國民は、將來も常に武勇を以て己を守り、仁愛を以て他に接し、人道

をして普く世界に流行せしめることをつとめねばならぬ。

④ 我が國の文化

我が國民が文化の上に於ても、他の國民に劣らな

無垢淨光經
自心陀羅尼
南護薄伽伐
帝納婆納伐
底喃一三猿
三佛陀俱旺
那度多設多
索訶薩囉刹

い進歩的國民であることは、過去の歴史、特に最近五
六十年間の歴史に於て、よく證明されてゐる。なほ過
去にさかのばれば、我が國民が西洋人よりも文化の
進歩した時代のあつたことは、こゝに掲げた陀羅尼
の印刷物を見てもその一端がわかる。されば、我が國
民は、大に奮勵して、文化の上に於ても優秀の成績を
あらはし、東西の文明を融合して新文明を開くやう
にしなればならぬ。

⑤ 國家の前途

これを要するに、我國は、開闢以來、萬世一系の皇統を
戴き、未だかつて外國の侵略を受けたことなく、國運が益々隆盛となり、
特に明治天皇の威徳と國民の奮勵とによつて、世界一等國の列に入
り、最近遂に五大國の一となつた。されど、我が國民の實力は僅に世界

我が國の隆盛

陀羅尼
稱徳天皇は小塔
婆一百萬基を造
り、その内に陀
羅尼の印刷物
(恐らく銅の一
枚板で印刷した
ものならんとい
ふ)を入れて、十
大寺に納められ
た。これを彼ら
獨逸のグウテン
ベルヒガ、活字
を發明したと稱
する西紀一四五
五年に比すれば、
約七百年程
古い。我が國の
文化の早く進歩
したことがこれ
でもわかる。

産業・文化未だ
誇るに足らず

婦人の任務重大

國史上の婦人と
その功績

列國富力表
高橋秀臣の調査
による。

わかき婦人の責
任

に知られたのみで、我が文化も富力も未だ誇るに足らない。特に最近
の大震災火災によつて、多大の資財を失ひ、しかも外に於ては排日の聲
に到る所に高く、國家の前途、まことに憂慮にたへざる有様である。

⑥ 日本婦人の責任

おもふに、國家社會を構成する分子の半數は婦

米國	全體富力	八、二一三
英國	同	三、四六五
佛國	同	二、二八九
日本	同	一、〇一九
米國	一人當富力	七、七七二
英國	同	七、七三一
佛國	同	五、五〇〇
日本	同	一、七一一
米國	一人一日平均所得	二、三八
英國	同	二、一二
佛國	同	一、五三
日本	同	五四

人であるから、婦人の任務の重大なることは
言ふまでもない。神武天皇建國以來二千五百
有餘年間、歴史上に現はれた婦人は甚だ少い
が、我が國をして今日あらしめた功績の一半
は、全く婦人の力である。されば、我等の母、祖母
及びそれ以上の代々の婦人が、男子を助けて
我が國を盛ならしめたと同様に、今日のわか
い婦人もまた男子を助けて、益々國運の發展を
はかるべき責任がある。これを要するに、我が國の婦人は、男子を助け
て諸共に、益々忠君愛國の精神を振ひ起して、國家の隆盛を圖り、博愛仁

國民の責任

慈の心を勵まして、世界の文明及び人道の上に貢獻し、昭和の御代を
して光輝燦然たらしめるやうに努めなければならぬ。

かしの實のひとつ心に萬民

まもるがうれし蘆原の國 (明治天皇)

君臣の道明らかき日本の

國は動かじよろづ世までに (昭憲皇太后)

訂四校用 日本歴史教科書上級用終

伊藤博文	松方正義	朋有縣山	黒田清隆	文博藤伊	大總内三	臣右大
二五五	二五三	二五二	二五〇	二四九	二四八	二四七
明治二六	明治二五	明治二四	明治二三	明治二二	明治二一	明治二〇
五	四	二 四 五	一 〇 一 一	一 二 四	二 二 四	九
韓國防殺令事件落着す。	伊藤博文等條約改正委員となる。 露國皇太子ニコラスの大津遭難。	三條實美薨す。 郡制・府縣制實施。 露國皇太子ニコラスの大津遭難。	第一回帝國議會召集。 勅語下る。 刑事訴訟法公布(十一月より施行す)。教育に關する 勅語下る。	民事訴訟法公布(二十四年四月より施行す)。 立憲自由黨結黨式。 刑罰法公布(十一月より施行す)。教育に關する 勅語下る。	帝國憲法發布。皇室典範制定。 嘉仁親王皇太子に立ち給ふ。	外務大臣井上馨辭職す。 大隈重信外務大臣に任ぜらる。 市町村制公布(二十二年四月より施行す)。 露國鐵道サマルカンドに達す。 ドイツ帝ウリヤム二世即位す。
一八七	一八六	一八五	一八四	一八三	一八二	一八一
プロシヤ・フランス(普佛)戰役起る。 イタリヤの統一完成す。	ビルマ(緬甸)全く英領となる。	英露兩國アフガニスタンの境界を定む。 佛國佛領印度支那を組織す。	露國鐵道サマルカンドに達す。 ドイツ帝ウリヤム二世即位す。	ブラジル國共和制となる。	ドイツ首相ビスマルク辭職す。	シベリヤ鐵道起工。 露佛同盟成る。
佛國メコン河東岸の地を占領す。 クリーヴランド米國大統領に再任す。						

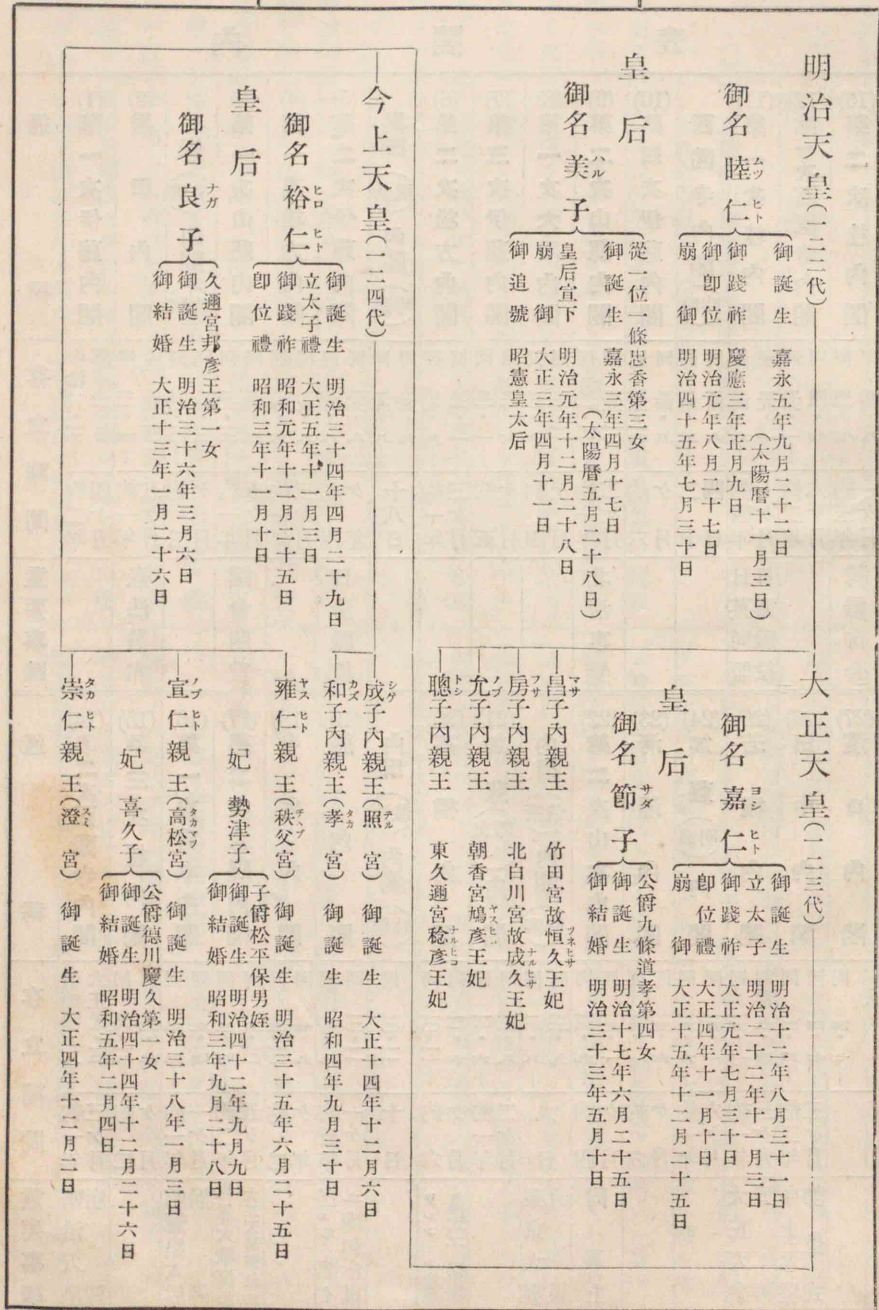
現代史年表 (其) 内治整理時代

輔弼者	皇紀	年	月	日	本	歴	史	西紀	外	國	歴	史
總裁 熾仁親王	二五七	慶應三	一〇一	一〇一	明治天皇踐祚。 徳川慶喜大政を奉還す。 王政復古の大號令を發し、三職(總裁・議定・參與)を置く。	伏見・鳥羽の戰。嘉彰親王征討大將軍に任ぜらる。舊幕府直轄の地を收む。中央政府の職制を定め、七科を設く。 各國公使始めて謁見す。三職・七科を廢し、八局を置く。熾仁親王東征大總督に任ぜらる。 五箇條の御誓文。徳川慶喜謝罪す。 江戸城及び舊幕府の軍艦等を收む。 (閏)八局を廢し、七官を置く。 江戸を東京と改む。 即位式を行はせらる。 明治と改元し、一世一元の制を定む。 奥羽平定。東京行幸。 京都還幸。皇后册立。	一八七	米國露領アラスカを購入す。 メキシコ帝マクシミリアン殺さる。				
輔相 三條實美・岩倉具視	二五八	明治元	二一	二一	薩・長・土・肥の四藩主版籍奉還を奏請す。 東京行幸。東京奠都。 函館平定(明治戊辰の役終る)。 版籍奉還を許し給ふ。 官制を改め、六省(民部・大藏・兵部・刑部・外務・宮内)を置く。開拓使を置く。 始めて東京・横濱間に電信を通ず。	一八六	露國、ブカラ汗國を保護國とす。 英國首相ヂズレーリ辭職し、グラッドストーンに代る。					
大臣 大政	二五九	明治二	三	三	平民の苗字を稱するを許す。 (閏)使節を英・佛・普・米四國に駐劄せしむ。 新律綱領を頒つ。 郵便制を東京・京都及び大阪の間に實施す。 伊達宗城を清國に遣はす。 官制改革。廢藩置縣。司法・文部二省を置く。日清修好條約締結。 散髮・脱刀を許す。華族・平民の通婚を許す。 岩倉具視等を歐米諸國に遣はす。 府縣を廢合して三府七十二縣とす。琉球の民臺灣の生蕃に殺害せらる。 華族・士族の農・工・商を營むを許す。	一八七	露兵支那のイリ地方を占領す。 プロシヤ・フランス戰役終る。 ドイツの統一完成す。					
大臣 大政	二五〇	明治三	四	四	陸軍・海軍二省を置く。 學制を頒つ。 東京・横濱間の鐵道開通式を舉ぐ。琉球國王尙泰を藩主となし、華族に列す。 禮服の制を定む。	一八七	曾國藩死す。					

(一日)太陽曆を實施す(太陰曆—明治五年十二月三)

幸雄口濱	一義中田	禮次若	明高藤加	奎清權山	友加	清是橋高	敬	原	毅正内寺	信重隈大	權山桂公西	郎太桂	望公寺園											
幸雄口濱	一義中田	禮次若	明高藤加	奎清權山	友加	清是橋高	敬	原	毅正内寺	信重隈大	權山桂公西	郎太桂	望公寺園											
二五〇	二五九	二五八	二五七	二五六	二五五	二五四	二五三	二五二	二五〇	二五七	二五七	二五七	二五七											
昭和五	昭和四	昭和三	昭和二	大正一五 昭和元	大正一四	大正一三	大正一二	大正一一	大正一〇	大正九	大正八	大正七	大正六											
二一	一〇七六五	一九五	六四二	一一二	一八五	一六	一一九	一四二	一九三	一	八六	一一九	一一八											
高松宮宣仁親王御成婚式。	伊勢神宮の遷宮式を挙げらる。 濱口内閣成る。	支那派遣軍引揚げらる。 不戦條約批准せらる。	支那山東省へ出兵。ジュネーブ軍縮會議開かる(六月八月)。	大正天皇御大喪。 田中内閣成る。	支那山東省へ出兵。濟南事件起る。	秩父宮雍仁親王御成婚式。 今上天皇即位大禮。	加藤高明薨じ、若槻禮次郎首相となる。 大正天皇崩御。 今上天皇踐祥。	日・露の國交恢復。 農林・商工二省を置く。 御成婚二十五年式典。雍仁親王英國へ御出發。 立憲政友會出身閣僚内閣を去る。 樺太石油に關する日露協約調印。	清浦内閣成る。政友本黨組織。裕仁親王御成婚式。 加藤(高明)内閣成る。松方正義薨去。	關東大震災。山本内閣成る。 國民精神作興に關する詔勅下る。	佛國元帥ジョフル來朝。大隈重信薨去。 ラシントン會議終る。山縣有朋薨去。 英國皇太子來朝。 加藤(友三郎)内閣成る。 膠州灣還附調印。この年皇軍シベリヤ撤退。	世界平和克復の大詔下る。 三月より五月に互りて尼港(ニコライエフスク)事件起る。ついで皇軍北樺太・尼港を占領す。 皇太子(裕仁親王)歐洲へ御出發。 皇太子歸朝。 原敬暗殺せられる。皇太子攝政となり給ふ。ラシントン會議開かる。	シベリヤ出兵。 政友會内閣(原内閣)成る。 休戰條約成立。 パリ講和會議開かる。 獨逸講和條約に調印す。 講和大使西園寺公望歸朝。	日露新協約成る。 憲政會組織。	大正天皇即位大禮。	昭憲皇太后崩御。 對獨宣戰の詔勅下る。日・埃國交斷絶。 青島陷落。	立憲同志會宣言書發表。 立憲同志會結黨式。	明治天皇崩御。 大正天皇踐祥。改元。朝見式。 明治天皇御大喪。	日英第三次同盟協約成る。	立憲國民黨組織。 日露協約成る。 韓國併合條約成る。	伊藤博文哈爾濱に於て暗殺せらる。	日米外交文書の交換。	戊辰詔書下る。 日韓新協約成る。日・露協約成る。	樺太廳を置く。 改正刑法公布(四十一年十月より施行す)。 日佛協約成る。 日韓新協約成る。日・露協約成る。
一九〇	一九元	一九六	一九七	一九六	一九五	一九四	一九三	一九三	一九二	一九〇	一九三	一九二	一九〇											
蔣介石等對閩錫山・馮玉祥等の戰爭。	張作霖暗殺せらる。 米國の提起せる不戦條約の調印成る。 支那國民黨政府成立。	支那國民軍と奉天派軍との戰。漢口・南京等の掠奪。張作霖北方の大元帥となる。	支那國民軍と奉天派軍との戰。漢口・南京等の掠奪。張作霖北方の大元帥となる。	張作霖・吳佩孚對馮玉祥の爭。段祺瑞罷む。 英國勞働大爭議。	孫文死す。上海等に同盟罷業起る。支那特別關稅會議開かる。張作霖・馮玉祥の戰。郭松齡の叛。ロカルノ安全保障會議。	奉天派・直隸派の再戰。段祺瑞臨時執政と成る。米國移民制限新法實施。賠償會議(ロンドン會議)。英露會議。國際移民會議。英・伊佛諸國露國との國交を恢復す。	曹錕大總統となる。中華民國憲法發布。トルコ共和國となる。クローヂ米國大總統となる。賠償諸會議(ロンドン會議・パリ會議)。	奉天派・直隸派の再戰。段祺瑞臨時執政と成る。米國移民制限新法實施。賠償會議(ロンドン會議)。	支那の奉天派・直隸派の戰。黎元洪再び支那大總統となる。 ロシヤ・ポーランド戰役。ギリシヤ・トルコ戰役。	支那の安徽派・直隸派の戰爭。 國際聯盟正式に成る。トルコ講和條約に調印す。ハーデング米國大總統となる。	孫文廣東政府大總統となる。外蒙古の獨立宣言。米國對獨及び對埃講和條約に調印す。ラシントン會議開かる。	ドイツ・オーストリア・ブルガリヤ各、講和條約に調印す。	徐世昌支那大總統となる。露國の單獨講和。獨・埃の革命。休戰條約の成立。	支那大總統袁世凱死し、黎元洪大總統となる。ヴェルダンの激戰。	日支協約成る。 イタリヤの宣戰。ブルガリヤの參戰。	オーストリア・セルビアの開戦(世界大戦役始まる)。露・佛・英等對獨・埃の開戦。トルコの參戰。	列國支那共和國(中華民國)を承認す。 第二回バルカン戰役。佛國大總統領ポアンカレ。米國大總統領ウィルソン就職。	清國革命亂起る。袁世凱總理大臣となる。 イタリヤ・トルコ開戦す。	清朝亡ぶ。袁世凱假大總統となる。 第一回バルカン戰役。モロッコ、フランスの保護國となる。	英王エドワード七世死し、ジョージ五世つぐ。 トルコの憲法發布。ブルガリヤの獨立宣言。 埃國ボスニヤ・ヘルツェゴヴィナを併合す。 タフト米國大總統となる。	韓國皇帝讓位。 英露協約成る。 第二回萬國平和會議。			

皇室略系圖



皇太子 皇孫 皇女 皇弟 皇妹 皇孫女 皇孫弟 皇孫妹 皇孫弟 皇孫妹

内閣		閣		表	
(1) 第一次伊藤内閣	明治六・三	約二年	憲法發布	(13) 第二次桂内閣	同
(2) 黒田内閣	同	約二年	議會開設	(12) 第一次西園寺内閣	同
(3) 三條(美實)内閣(時臨)	同	約二年	日清戰役	(11) 第一次桂内閣	同
(4) 第一次山縣内閣	同	約二年	北清事變	(10) 第四次伊藤内閣	同
(5) 第二次松方内閣	同	約二年	露英同盟	(9) 第二次山縣内閣	同
(6) 第二次伊藤内閣	同	約二年	日露戰役	(8) 第一次大隈内閣	同
(7) 第三次伊藤内閣	同	約二年	韓國併合	(7) 第三次伊藤内閣	同
(8) 第一次大隈内閣	同	約二年		(6) 第二次松方内閣	同
(9) 第二次山縣内閣	同	約二年		(5) 第二次伊藤内閣	同
(10) 第四次伊藤内閣	同	約二年		(4) 第一次松方内閣	同
(11) 第一次桂内閣	同	約二年		(3) 第一次山縣内閣	同
(12) 第一次西園寺内閣	同	約二年		(2) 黒田内閣	同
(13) 第二次桂内閣	同	約二年		(1) 第一次伊藤内閣	同
(14) 第二次西園寺内閣	明治四・八	約一年	明治天皇崩御		
(15) 第三次桂内閣	同	約二年			
(16) 第一次山本内閣	同	約一年	昭憲皇太后崩御		
(17) 第二次大隈内閣	同	約二年	世界大戰開始		
(18) 寺内内閣	同	約二年	大正天皇即位式		
(19) 原内閣	同	約三年	ヴェルサイユ講和會議		
(20) 高橋内閣	同	約六年			
(21) 加藤(友三)内閣	同	約一年	ワシントン會議		
(22) 第二次山本内閣	同	約四年	皇太子攝政		
(23) 清浦内閣	同	約六年			
(24) 加藤(高)内閣	同	約一年			
(25) 若槻内閣	昭和二・四	約一年			
(26) 田中内閣	同	約二年			
(27) 濱口内閣	同	約二年			

附 録

(一) 五個條の御誓文と同時に發布せられたる勅諭 (明治元年三月十四日)

朕幼弱ヲ以テ猝ニ大統ヲ紹キ爾來何ヲ以テ萬國ニ對立シ列祖ニ事ヘ奉ランヤト朝夕恐懼ニ堪サル也竊ニ考ルニ中葉朝政衰テヨリ武家權ヲ專ラニシ表ハ朝廷ヲ推尊シテ實ハ敬シテ是ヲ遠ケ億兆ノ父母トシテ絶テ赤子ノ情ヲ知ルコト能ハサルヤウ計リナシ遂ニ億兆ノ君タルモ唯名ノミニ成リ果其カ爲ニ今日朝廷ノ尊重ハ古ヘニ倍セシカ如クニテ朝威ハ倍々衰ヘ上下相離ル、事零壤ノ如シカ、ル形勢ニテ何ヲ以テ天下ニ君臨センヤ今般朝政一新ノ時ニ膺リ天下億兆一人モ其處ヲ得サル時ハ皆朕カ罪ナレハ今日ノ事朕自身骨ヲ勞シ心志ヲ苦メ艱難ノ先ニ立古列祖ノ盡サセ給ヒシ蹤ヲ履ミ治績ヲ勤メテコソ始テ天職ヲ奉シテ億兆ノ君タル所ニ背カサルヘシ往昔列祖萬機ヲ親ラシ不臣ノモノアレハ自ら將トシテ之ヲ征シ玉ヒ朝廷ノ政總テ簡易ニシテ如此尊重ナラサルユヘ君臣相親シミテ上下相愛シ德澤天下ニ洽ク國威海外ニ輝キシナリ然ルニ近來宇内大ニ

(二) 廢藩置縣の詔 (明治四年七月十四日)

開ケ各國四方ニ相雄飛スルノ時ニ當リ獨我邦ノミ世界ノ形勢ニ疎ク舊習ヲ固守シ一新ノ効ヲ計ラス朕徒ラニ九重中ニ安居シ一日ノ安キヲ偷ミ百年ノ憂ヲ忘ル、トキハ遂ニ各國ノ凌侮ヲ受ケ上ハ列聖ヲ辱シメ奉リ下ハ億兆ヲ苦シメン事ヲ恐ル故ニ朕茲ニ百官諸侯ト廣ク相誓ヒ列祖ノ御偉業ヲ繼述シ一身ノ艱難辛苦ヲ問ス親ラ四方ヲ經營シ汝億兆ヲ安撫シ遂ニ八萬里ノ波濤ヲ拓開シ國威ヲ四方ニ宣布シ天下ヲ富岳ノ安キニ置シ事ヲ欲ス汝億兆舊來ノ陋習ニ慣レ尊重ノミヲ朝廷ノ事トナシ神州ノ危急ヲ知ラス朕一度ヒ足ヲ舉レハ非常ニ驚キ種々ノ疑惑ヲ生シ萬口紛紜トシテ朕カ志ヲナサ、ラシムル時ハ是朕ヲシテ君タル道ヲ失ハシムルノミナラス從テ列祖ノ天下ヲ失ハシムルナリ汝億兆能々朕カ志ヲ體認シ相率テ私見ヲ去リ公議ヲ採リ朕カ業ヲ助テ神州ヲ保全シ列聖ノ神靈ヲ慰シ奉ラシメハ生前ノ幸甚ナラン

朕惟フニ更始ノ時ニ際シ内以テ億兆ヲ保安シ外以テ萬國ト對峙セント欲セハ宜ク名實相副ヒ政令一ニ歸セシムヘシ朕曩ニ諸藩版籍奉還ノ議ヲ聽納シ新ニ知藩事ヲ命シ各其職ヲ奉セシ

ム然ルニ數百年因襲ノ久キ或ハ其名アリテ其實舉ラサル者アリ何ヲ以テ億兆ヲ保安シ萬國ト對峙スルヲ得ンヤ朕深ク之ヲ慨ス仍テ今更ニ藩ヲ廢シ縣ト爲ス是務テ冗ヲ去リ簡ニ就キ有名無實ノ弊ヲ除キ政令多岐ノ憂無ラシメントス汝群臣其レ朕カ意ヲ體セヨ

(三) 立憲政體樹立の詔 (明治八年四月十四日)

朕即位ノ初首トシテ群臣ヲ會シ五事ヲ以テ神明ニ誓ヒ國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ求ム幸ニ祖宗ノ靈ト群臣ノ力トニ賴リ以テ今日ノ小康ヲ得タリ願ニ中興日淺ク内治ノ事當ニ振作更張スヘキ者少シトセス朕今誓文ノ意ヲ擴充シ茲ニ元老院ヲ設ケ以テ立法ノ源ヲ廣メ大審院ヲ置キ以テ審判ノ權ヲ鞏クシ又地方官ヲ召集シ以テ民情ヲ通シ公益ヲ圖リ漸次ニ國家立憲ノ政體ヲ立テ汝衆庶ト俱ニ其慶ニ賴ント欲ス汝衆庶或ハ舊ニ泥ミ故ニ慣ル、コト莫ク又或ハ進ムニ輕ク爲スニ急ナルコト莫ク其レ能朕カ旨ヲ體シテ翼贊スル所アレ

(四) 國會開設の詔 (明治十四年十月十二日)

朕祖宗二千五百有餘年ノ鴻緒ヲ嗣キ中古紐ヲ解クノ乾綱ヲ振張シ大政ノ統一ヲ總攬シ又夙ニ立憲ノ政體ヲ建テ後世子孫繼

クヘキノ業ヲ爲サンコトヲ期ス嚮ニ明治八年ニ元老院ヲ設ケ十一年ニ府縣會ヲ開カシム此レ皆漸次基ヲ創メ序ニ循テ歩ヲ進ムルノ道ニ由ルニ非サルハ莫シ爾有衆亦朕カ心ヲ諒トセン願ミルニ立國ノ體國各宜キヲ殊ニス非常ノ事業實ニ輕舉ニ便ナラス我祖我宗照臨シテ上ニ在リ遺烈ヲ揚ケ洪謨ヲ弘メ古今ヲ變通シ斷シテ之ヲ行フ責朕カ躬ニ在リ將ニ明治二十三年ヲ期シ議員ヲ召シ國會ヲ開キ以テ朕カ初志ヲ成サントス今在廷臣僚ニ命シ假スニ時日ヲ以テシ經畫ノ責ニ當ラシム其組織權限ニ至テハ朕親ヲ衷ヲ裁シ時ニ及テ公布スル所アラントス朕惟フニ人心進ムニ偏シテ時會速ナルヲ競フ浮言相動カシ竟ニ大計ヲ遺ル是レ宜シク今ニ及テ謨訓ヲ明徴シ以テ朝野臣民ニ公示スヘシ若シ仍ホ故サラニ躁急ヲ爭ヒ時變ヲ煽シ國安ヲ害スル者アラハ處スルニ國典ヲ以テスヘシ特ニ茲ニ言明シ爾有衆ニ諭ス

(五) 憲法發布の上諭 (明治二十二年二月十一日)

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕カ親愛スル所ノ臣民ハ即チ朕カ祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ其ノ康福ヲ増進シ其ノ懿德良能ヲ發達セシメムコトヲ願ヒ

又其ノ翼贊ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ

乃チ明治十四年十月十二日ノ詔命ヲ履踐シ茲ニ大憲ヲ制定シ朕カ率由スル所ヲ示シ朕カ後嗣及臣民及臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行スル所ヲ知ラシム

國家統治ノ大權ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳フル所ナリ朕及朕カ子孫ハ將來此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ之ヲ行フコトヲ愆ラサルヘシ

朕ハ我カ臣民ノ權利及財産ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其ノ享有ヲ完全ナラシムヘキコトヲ宣言ス

帝國議會ハ明治二十三年ヲ以テ之ヲ召集シ議會開會ノ時ヲ以テ此ノ憲法ヲシテ有效ナラシムルノ期トスヘシ將來若此ノ憲法ノ或ル條章ヲ改定スルノ必要ナル時宜ヲ見ルニ至ラハ朕及朕カ繼統ノ子孫ハ發議ノ權ヲ執リ之ヲ議會ニ付シ議會ハ此ノ憲法ニ定メタル要件ニ依リ之ヲ議決スルノ外朕カ子孫及臣民ハ敢テ之カ紛更ヲ試ミルコトヲ得サルヘシ
朕カ在廷ノ大臣ハ朕カ爲ニ此ノ憲法ヲ施行スルノ責ニ任スヘク朕カ現在及將來ノ臣民ハ此ノ憲法ニ對シ永遠ニ從順ノ義務

ヲ負フヘシ

(六) 清國に對する宣戰の詔勅 (明治二十七年八月一日)

天佑ヲ保全シ萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本帝國皇帝ハ忠實勇武ナル汝有衆ニ示ス
朕茲ニ清國ニ對シテ戰ヲ宣ス朕カ百僚有司ハ宜ク朕カ意ヲ體シ陸上ニ海面ニ清國ニ對シテ交戰ノ事ニ從ヒ以テ國家ノ目的ヲ達スルニ努力スヘシ苟モ國際法ニ戾ラサル限り各權能ニ應ジテ一切ノ手段ヲ盡スニ於テ必ス遺漏ナカラシムルコトヲ期セヨ

惟フニ朕カ即位以來茲ニ二十有餘年文明ノ化ヲ平和ノ治ニ求メ事ヲ外國ニ構フルノ極メテ不可ナルヲ信シ有司ヲシテ常ニ友邦ノ誼ヲ篤クスルニ努力セシメ幸ニ列國ノ交際ハ年ヲ逐フテ親密ヲ加フ何ソ料ラム清國ノ朝鮮事件ニ於ケル我ニ對シテ著著隣交ニ戾リ信義ヲ失スルノ舉ニ出テムトハ
朝鮮ハ帝國カ其ノ始ニ啓誘シテ列國ノ伍伴ニ就カシメタル獨立ノ一國タリ而シテ清國ハ每ニ自ラ朝鮮ヲ以テ屬邦ト稱シ陰ニ陽ニ其ノ内政ニ干涉シ其ノ内亂アルニ於テ口ヲ屬邦ノ拯難ニ藉キ兵ヲ朝鮮ニ出シタリ朕ハ明治十五年ノ條約ニ依リ兵ヲ

出シテ變ニ備ヘシメ更ニ朝鮮ヲシテ禍亂ヲ永遠ニ免レ治安ヲ將來ニ保タシメ以テ東洋全局ノ平和ヲ維持セムト欲シ先ツ清國ニ告クルニ協同事ニ從ハムコトヲ以テシタルニ清國ハ翻テ種々ノ辭柄ヲ設ケ之ヲ拒ミタリ帝國ハ是ニ於テ朝鮮ニ勸ムルニ其ノ稅政ヲ釐革シ内ハ治安ノ基ヲ堅クシ外ハ獨立國ノ權義ヲ全クセムコトヲ以テシタルニ朝鮮ハ既ニ之ヲ肯諾シタルモ清國ハ終始陰ニ居テ百方其ノ目的ヲ防碍シ剩ヘ辭ヲ左右ニ托シ時機ヲ緩ニシ以テ其ノ水陸ノ兵備ヲ整ヘ一旦成ルヲ告クルヤ直ニ其ノ力ヲ以テ其ノ欲望ヲ達セムトシ更ニ大兵ヲ韓土ニ派シ我艦ヲ韓海ニ要撃シ殆ト亡狀ヲ極メタリ則チ清國ノ計圖タル明ニ朝鮮國治安ノ責ヲシテ歸スル所アラサラシメ帝國カ率先シテ之ヲ諸獨立國ノ列ニ伍セシメタル朝鮮ノ地位ハ之ヲ表示スルノ條約ト共ニ之ヲ蒙晦ニ付シ以テ帝國ノ權利利益ヲ損傷シ以テ東洋ノ平和ヲシテ永ク擔保ナカラシムルニ存スルヤ疑フヘカラス熟シ其ノ爲ス所ニ就テ深ク其ノ謀計ノ存スル所ヲ揣ルニ實ニ始メヨリ平和ヲ犧牲トシテ其ノ非望ヲ遂ケムトスルモノト謂ハサルヘカラス事既ニ茲ニ至ル朕平和ト相終始シテ以テ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚スルニ專ナリト雖亦公ニ

戰ヲ宣セサルヲ得サルナリ汝有衆ノ忠實勇武ニ倚賴シ速ニ平和ヲ永遠ニ克復シ以テ帝國ノ光榮ヲ全クセムコトヲ期ス

(七) 遼東半島還附についての詔勅 (明治二十八年五月十日)

朕嚮ニ清國皇帝ノ請ニ依リ全權辦理大臣ヲ命シ其ノ簡派スル所ノ使臣ト會商シ兩國講和ノ條約ヲ訂結セシメタリ然ルニ露西亞獨逸兩帝國及法朗西共和國ノ政府ハ日本帝國カ遼東半島ノ壤地ヲ永久ノ所領トスルヲ以テ東洋永遠ノ平和ニ利アラスト爲シ交、朕カ政府ニ懇懇スルニ其ノ地域ノ保有ヲ永久ニスル勿ラムコトヲ以テシタリ願フニ朕カ恒ニ平和ニ眷々タルヲ以テシテ竟ニ清國ト兵ヲ交フルニ至リシモノ洵ニ東洋ノ平和ヲシテ永遠ニ鞏固ナラシメムトスルノ目的ニ外ナラス而シテ三國政府ノ友誼ヲ以テ切憚スル所其ノ意亦茲ニ存ス朕平和ノ爲ニ計ル素ヨリ之ヲ容ル、ニ吝ナラサルノミナラス更ニ事端ヲ滋シ時局ヲ艱シ治平ノ回復ヲ遲滯セシメ以テ民生ノ疾苦ヲ釀シ國運ノ伸張ヲ沮ムハ眞ニ朕カ意ニ非ス且清國ハ講和條約ノ訂結ニ依リ既ニ淪盟ヲ悔ユルノ誠ヲ致シ我カ交戰ノ理由及目的ヲシテ天下ニ炳焉タラシム今ニ於テ大局ニ顧ミ寬洪以テ事ヲ處スルモ帝國ノ光榮ト

威嚴トニ於テ毀損スル所アルヲ見ス朕乃チ友邦ノ忠言ヲ容レ朕カ政府ニ命シテ三國政府ニ照覆スルニ其ノ意ヲ以テセシメタリ若シ夫レ半島壤地ノ還附ニ關スル一切ノ措置ハ朕特ニ政府ヲシテ清國政府ト商定スル所アラシメトス今ヤ講和條約既ニ批准交換ヲ了シ兩國ノ親舊ニ復シ局外ノ列國亦斯ニ交誼ノ厚ヲ加フ百僚臣庶其レ能ク朕カ意ヲ體シ深ク時勢ノ大局ニ視徹ヲ慎ミ漸ヲ戒メ邦家ノ大計ヲ誤ルコト勿キヲ期セヨ

(八) 露國に對する宣戰の詔勅 (明治三十七年二月十日)

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本國皇帝ハ忠實勇武ナル汝有衆ニ示ス朕茲ニ露國ニ對シテ戰ヲ宣ス朕カ陸海軍ハ宜ク全力ヲ極メテ露國ト交戰ノ事ニ從フヘク朕カ百僚有司ハ宜ク各、其ノ職務ニ率ヒ其ノ權能ニ應シテ國家ノ目的ヲ達スルニ努力スヘシ凡ソ國際條規ノ範圍ニ於テ一切ノ手段ヲ盡シ遺算ナカラムコトヲ期セヨ惟フニ文明ヲ平和ニ求メ列國ト友誼ヲ篤クシテ以テ東洋ノ治安ヲ永遠ニ維持シ各國ノ權利利益ヲ損傷セスシテ永ク帝國ノ安全ヲ將來ニ保障スヘキ事態ヲ確立スルハ朕朕ニ以テ國交ノ

要義ト爲シ且暮敢テ違ハサラムコトヲ期ス朕カ有司モ亦能ク朕カ意ヲ體シテ事ニ從ヒ列國トノ關係年ヲ遂フテ益、親厚ニ赴クヲ見ル今不幸ニシテ露國ト釁端ヲ開クニ至ル豈朕カ志ナラムヤ

帝國ノ重ヲ韓國ノ保全ニ置クヤ一日ノ故ニ非ス是レ兩國累世ノ關係ニ因ルノミナラス韓國ノ存亡ハ實ニ帝國安危ノ繫ル所タレハナリ然ルニ露國ハ其ノ清國トノ明約及列國ニ對スル累次ノ宣言ニ拘ハラズ依然滿洲ニ占據シ益、其ノ地歩ヲ鞏固ニシテ終ニ之ヲ併合セムトス若シ滿洲ニシテ露國ノ領有ニ歸セシ平韓國ノ保全ハ支持スルニ由ナク極東ノ平和亦素ヨリ望ムヘカラス故ニ朕ハ此ノ機ニ際シ切ニ妥協ニ由テ時局ヲ解決シ以テ平和ヲ恒久ニ維持セムコトヲ期シ有司ヲシテ露國ニ提議シ半歲ノ久シキニ互リテ屢次折衝ク重ネシメタルモ露國ハ一モ交讓ノ精神ヲ以テ之ヲ迎ヘス曠日彌久徒ニ時局ノ解決ヲ遷延セシメ陽ニ平和ヲ唱道シ陰ニ海陸ノ軍備ヲ増大シ以テ我ヲ屈從セシメムトス凡ソ露國カ始ヨリ平和ヲ好愛スルノ誠意ナラモノ毫モ認ムルニ由ナシ露國ハ既ニ帝國ノ提議ヲ容レス韓國ノ安全ハ方ニ危急ニ瀕シ帝國ノ國利ハ將ニ侵迫セラレムト

ス事既ニ茲ニ至ル帝國カ平和ノ交渉ニ依リ求メムトシタル將來ノ保障ハ今日之ヲ旗鼓ノ間ニ求ムルノ外ナシ朕ハ汝有衆ノ忠實勇武ナルニ倚賴シ速ニ平和ヲ永遠ニ克復シ以テ帝國ノ光榮ヲ保全セムコトヲ期ス

(九) 韓國併合の詔書 (明治四十三年八月二十九日)

朕東洋ノ平和ヲ永遠ニ維持シ帝國ノ安全ヲ將來ニ保障スルノ必要ナルヲ念ヒ又常ニ韓國カ禍亂ノ淵源タルニ顧ミ曩ニ朕ノ政府ヲシテ韓國政府ト協定セシメ韓國ヲ帝國ノ保護ノ下ニ置キ以テ禍源ヲ杜絶シ平和ヲ確保セムコトヲ期セリ

爾來時ヲ經ルコト四年有餘其ノ間朕ノ政府ハ銳意韓國施政ノ改善ニ努メ其ノ成績亦見ルヘキモノアリト雖韓國ノ現制ハ尙未タ治安ノ保持ヲ完スルニ足ラス疑懼ノ念毎ニ國內ニ充溢シ民其ノ堵ニ安セス公共ノ安寧ヲ維持シ民衆ノ福利ヲ増進セムカ爲ニハ革新ヲ現制ニ加フルノ避ク可ラサコト瞭然タルニ至レリ

朕ハ韓國皇帝陛下ト與ニ此ノ事態ニ鑑ミ韓國ヲ擧テ日本帝國ニ併合シ以テ時勢ノ要求ニ應スルノ已ムヲ得サルモノアルヲ念ヒ茲ニ永久ニ韓國ヲ帝國ニ併合スルコトトナセリ

韓國皇帝陛下及其ノ皇室各員ハ併合ノ後ト雖相當ノ優遇ヲ受クヘク民衆ハ直接朕カ綏撫ノ下ニ立チテ其ノ康福ヲ増進スヘク産業及貿易ハ治平ノ下ニ顯著ナル發達ヲ見ルニ至ルヘシ而シテ東洋ノ平和ハ之ニ依リテ愈々其ノ基礎ヲ鞏固ニスヘキハ朕ノ信シテ疑ハサル所ナリ朕ハ特ニ朝鮮總督ヲ置キ之ヲシテ朕ノ命ヲ承ケテ陸海軍ヲ統率シ諸般ノ政務ヲ總轄セシム百官有司克ク朕ノ意ヲ體シテ事ニ從ヒ施設ノ緩急其ノ宜キヲ得以テ衆庶ヲシテ永ク治平ノ慶ニ賴ラシムルコトヲ期セヨ

(一〇) 大正天朝見式の勅語 (大正元年七月三十一日)

朕俄ニ大喪ニ遭ヒ哀痛極リ罔シ但タ皇位一日モ曠クスヘカラス國政須臾モ廢スヘカラサルヲ以テ朕ハ茲ニ踐祚ノ式ヲ行ヘリ
願フニ先帝睿明ノ資ヲ以テ維新ノ運ニ膺リ萬機ノ政ヲ親ラシ内治ヲ振刷シ外交ヲ伸張シ大憲ヲ制シテ祖訓ヲ昭ニシ典禮ヲ頒テ蒼生ヲ撫ス文教茲ニ敷キ武備爰ニ整ヒ庶績咸熙リ國威維揚ル其ノ盛德鴻業萬民具ニ仰キ列邦共ニ視ル定ニ前古未タ曾テ有ラサル所ナリ
朕今萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ統治ノ大權ヲ繼承ス祖宗ノ宏謨ニ

遵ヒ憲法ノ條章ニ由リ之レカ行使ヲ愆ルコト無ク以テ先帝ノ遺業ヲ失墜セサラムコトヲ期ス有司須ラク先帝ニ盡シタル所ヲ以テ朕ニ事ヘ臣民亦和衷協同シテ忠誠ヲ致スヘシ爾等朕カ意ヲ體シ朕カ事ヲ獎勵セヨ

(一一) 獨逸に對する宣戰の詔勅 (大正三年八月二十三日)

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本國皇帝ハ忠實勇武ナル汝有衆ニ示ス
朕茲ニ獨逸國ニ對シテ戰ヲ宣ス朕カ陸海軍ハ宜ク力ヲ極メテ戰鬪ノ事ニ從フヘク朕カ百僚有司ハ宜ク職務ニ率循シテ軍國ノ目的ヲ達スルニ勗ムヘシ凡ソ國際條規ノ範圍ニ於テ一切ノ手段ヲ盡シ必ス遺算ナカラムコトヲ期セヨ

朕ハ深ク現時歐洲戰亂ノ殃禍ヲ憂ヒ專ラ局外中立ヲ恪守シ以テ東洋ノ平和ヲ保持スルヲ念トセリ此ノ時ニ方リ獨逸國ノ行動ハ遂ニ朕ノ同盟國タル大不列顛國ヲシテ戰端ヲ開クノ已ムナキニ至ランメ其ノ租借地タル膠州灣ニ於テモ亦日夜戰備ヲ修メ其ノ艦艇ヲ東亞ノ海洋ニ出沒シテ帝國及與國ノ通商貿易爲ニ威壓ヲ受ケ極東ノ平和ハ正ニ危殆ニ瀕セリ是ニ於テ朕ノ政府ト大不列顛國皇帝陛下ノ政府トハ相互隔意ナキ協議ヲ

遂テ兩國政府ハ同盟協約ノ豫期セル全般ノ利益ヲ防護スルカ爲必要ナル措置ヲ執ルニ一致シタリ朕ハ此ノ目的ヲ達セムトスルニ當リ尙努メテ平和ノ手段ヲ悉サムコトヲ欲シ先ツ朕ノ政府ヲシテ誠意ヲ以テ獨逸帝國政府ニ勸告スル所アラシメタリ然レトモ所定ノ期日ニ及フモ朕ノ政府ハ終ニ其ノ應諾ノ回牒ヲ得ルニ至ラス
朕皇祚ヲ踐テ未タ幾クナラス且今尙皇妣ノ喪ニ居レリ恒ニ平和ニ眷々タルヲ以テシテ而カモ竟ニ戰ヲ宣スルノ已ムヲ得サルニ至ル朕深ク之ヲ憾トス
朕ハ汝有衆ノ忠實勇武ニ倚賴シ速ニ平和ヲ克復シ以テ帝國ノ光榮ヲ宣揚セムコトヲ期ス

(一二) 大正天皇即位式の勅語 (大正四年十一月十日)

朕祖宗ノ遺烈ヲ受ケ惟神ノ寶祚ヲ踐ミ爰ニ即位ノ禮ヲ行ヒ普ク爾臣民ニ誥ク
朕惟フニ皇祖皇宗國ヲ肇メ基ヲ建テ列聖統ヲ紹キ裕ヲ垂レ天壤無窮ノ神勅ニ依リテ萬世一系ノ帝位ヲ傳ヘ神器ヲ奉シテ八洲ニ臨ミ皇化ヲ宣ヘテ蒼生ヲ撫ス爾臣民世世相繼キ忠實公ニ奉ス義ハ則チ君臣ニシテ情ハ猶ホ父子ノコトクク以テ萬邦無比

ノ國體ヲ成セリ
皇考維新ノ盛運ヲ啓キ開國ノ宏謨ヲ定メ祖訓ヲ紹述シテ不磨ノ大典ヲ布キ皇圖ヲ恢弘シテ曠古ノ偉業ヲ樹ツ聖德四表ニ光被シ仁澤遐邇ニ霑洽ス

朕今不績ヲ續キ遺範ニ遵ヒ内ハ邦基ヲ固クシテ永ク磐石ノ安ヲ圖リ外ハ國交ヲ敦クシテ共和ノ慶ニ賴ラムトス朕カ祖宗ニ負フ所極メテ重シ祖宗ノ神靈照鑑上ニ在リ朕夙夜兢業天職ヲ全クセムコトヲ期ス朕ハ爾臣民ノ忠誠其ノ分ヲ守リ勵精其ノ業ニ從ヒ以テ皇運ヲ扶翼スルコトヲ知ル庶幾クハ心ヲ同クシ力ヲ戮セ倍國光ヲ顯揚セムコトヲ爾臣民其レ克ク朕カ意ヲ體セヨ

(一三) 世界平和克復に關する詔勅 (大正九年一月十日)

朕惟フニ今次ノ大戰亂ハ兵戈五年ニ彌リ世界ヲ聳動セシメタルモ我カ聯合諸友邦勇奮努力ノ威烈ニ賴リ戰氛一掃平和全ク復スルニ至リタルハ朕ノ甚ク懼フ所ナリ今斯ノ紛擾ノ局ヲ收メ安寧ヲ將來ニ規ルハ固ヨリ諸友邦ノ協同變理ニ須タサルヘカラス嚮ニ講和會議ノ佛國ニ開カルルヤ朕亦全權委員ヲ簡派シ其ノ商議ニ參セシメシニ平和永遠ノ協定新ニ成リ國際聯盟

ノ規模斯ニ立ツ是レ朕カ中心實ニ欣幸トスル所ナルト共ニ又今後國家負荷ノ重大ナルヲ感セスムハアラサルナリ今ヤ世運一展シ時局丕ニ變ス宜シク奮勵自強隨時順應ノ道ヲ講スヘキノ秋ナリ爾臣民其レ深ク之ニ省ミ進ミテハ萬國ノ公是ニ循ヒ世界ノ大經ニ依リ以テ聯盟平和ノ實ヲ擧ケムコトヲ思ヒ退イテハ重厚堅實ヲ旨トシ浮華驕奢ヲ戒メ國力ヲ培養シテ時世ノ進運ニ伴ハムコトニ勉メサルヘカラス

朕ハ永ク友邦ト偕ニ和平ノ慶ニ賴リ休明ノ澤ヲ同クセムコトヲ期シ朕カ忠良ナル臣民ノ一心協力ニ倚藉シ衆庶ノ康福ヲ充足シ文明ノ風化ヲ廣敷シ益祖宗ノ洪業ヲ光恢セムコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

(一四) 國民精神作興に關する詔書 (大正十二年十一月十日)

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養シ之ヲ振作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス是ヲ以テ先帝意ヲ教育ニ留メサセラレ國體ニ基キ淵源ニ溯リ皇祖皇宗ノ遺訓ヲ揭ケテ其ノ大綱ヲ昭示シタマヒ後又臣民ニ詔シテ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ申ネテ荒怠ノ誠ヲ垂レタマヘリ是レ皆道德ヲ尊重シテ國民精神ヲ涵養振作スル所以ノ洪謨ニ非サルナン爾

來趨向一定シテ効果大ニ著レ以テ國家ノ興隆ヲ致セリ朕即位以來夙夜兢々トシテ常ニ紹述ヲ思ヒシニ俄ニ災變ニ遭ヒテ憂悚交々至レリ

輓近學術益開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習漸ク萌シ輕佻詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革メスムハ或ハ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐ル況ヤ今次ノ災禍甚ク大ニシテ文化ノ紹復國力ノ振興ハ皆國民ノ精神ニ待ツヲヤ是レ實ニ上下協戮振作更張ノ時ナリ振作更張ノ道ハ他ナシ先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ實効ヲ擧クルニ在ルノミ宜ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智德ノ竝進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風俗ヲ匡勸シ浮華放縱ヲ斥ケテ實實剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ矯メテ醇厚中正ニ歸シ人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公德ヲ守リテ秩序ヲ保テ責任ヲ重シ節制ヲ尙ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ博愛共存ノ誼ヲ篤クシ入りテハ恭儉勤敏業ニ服シ產ヲ治メ出テハ一己ノ利害ニ偏セズシテ力ヲ公益世務ニ竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉トヲ圖ルヘシ朕ハ臣民ノ協翼ニ賴リテ彌國本ヲ固クシ以テ大業ヲ恢弘セムコトヲ冀フ爾臣民其レ之ヲ勉メヨ

(一五) 今上天皇朝見式の勅語 (昭和元年十二月二十八日)

朕皇祖皇宗ノ威靈ニ賴リ萬世一系ノ皇位ヲ繼承シ帝國統治ノ大權ヲ總攬シ以テ踐祚ノ式ヲ行ヘリ舊章ニ率由シ先德ヲ聿修シ祖宗ノ遺緒ヲ墜ス無カラシムコトヲ庶幾フ

惟フニ皇祖考淑聖文武ノ資ヲ以テ天業ヲ恢弘シ内文教ヲ敷キ外武功ヲ耀カシ千載不磨ノ憲章ヲ頒チ萬邦無比ノ國體ヲ鞏クセリ皇考夙ニ心ヲ養正ニ宅キ廻テ志ヲ繼明ニ尙クス不幸中道ニシテ聖體ノ不豫ナル朕儲貳ヲ以テ大政ヲ攝ス遽ニ登遐ニ遭ヒテ哀痛極リ罔シ但皇位ハ一日モ之ヲ曠クスヘカラス萬機ハ一日モ之ヲ廢スヘカラス哀ヲ銜ミ痛ヲ懷キ以テ大統ヲ嗣ケリ朕ノ寡薄ナル唯兢業トシテ負荷ノ重キニ任ヘサランコトヲ之レ懼ル

輓近世態漸ク以テ推移シ思想ハ動モスレハ趣舍相異ナルアリ經濟ハ時ニ利害同シカラサルアリ此レ宜ク眼ヲ國家ノ大局ニ著ケ舉國一體共存共榮ヲ之レ圖リ國本ヲ不拔ニ培ヒ民族ヲ無疆ニ蕃クシ以テ維新ノ宏謨ヲ顯揚センコトヲ懋ムヘシ

ニスルヤ其ノ中ヲ執ル是レ深ク心ヲ用フヘキ所ナリ
 夫レ浮華ヲ斥ケ實實ヲ尙ヒ模擬ヲ戒メ創造ヲ勗メ日進以テ會
 通ノ運ニ乗シ日新以テ更張ノ期ヲ啓キ人心惟レ同シク民風惟
 レ和シ汎ク一視同仁ノ化ヲ宣ヘ永ク四海同胞ノ誼ヲ敦クセン
 コト是レ朕カ軫念最モ切ナル所ニシテ不顯ナル皇祖考ノ遺訓
 ヲ明徴ニシ不承ナル皇考ノ遺志ヲ繼述スル所以ノモノ實ニ此
 ニ存ス有司其レ克ク朕カ意ヲ體シ皇祖考暨ヒ皇考ニ效セシ所
 ヲ以テ朕カ躬ヲ匡弼シ朕カ事ヲ獎順シ億兆臣民ト俱ニ天壤無
 窮ノ寶祚ヲ扶翼セヨ

(一六) 今上天皇即位式の勅語 (昭和三年十月十日)

朕惟フニ我カ皇祖皇宗惟神ノ大道ニ遵ヒ天業ヲ經綸シ萬世不
 易ノ丕基ヲ肇メ一系無窮ノ永祚ヲ傳ヘ以テ朕カ躬ニ速ヘリ朕
 祖宗ノ威靈ニ頼リ敬ミテ大統ヲ承ケ恭シク神器ヲ奉シ茲ニ即
 位ノ禮ヲ行ヒ昭ニ爾有衆ニ誥ク
 皇祖皇宗國ヲ建テ民ニ臨ムヤ國ヲ以テ家ト爲シ民ヲ視ルコト
 子ノ如シ列聖相承ケテ仁恕ノ化下ニ洽ク兆民相率キテ敬忠ノ
 俗上ニ奉シ上下感孚シ君民體ヲ一ニス是レ我カ國體ノ精華ニ
 シテ當ニ天地ト竝ヒ存スヘキ所ナリ

皇祖考古今ニ鑒ミテ維新ノ鴻圖ヲ闢キ中外ニ徴シテ立憲ノ遺
 猷ヲ敷キ文ヲ經トシ武ヲ緯トシ以テ曠世ノ大業ヲ建ツ皇考先
 朝ノ宏謨ヲ紹繼シ中興ノ丕績ヲ恢弘シ以テ皇風ヲ宇内ニ宣フ
 朕寡薄ヲ以テ忝ク遺緒ヲ嗣キ神宗ノ擁護ト億兆ノ翼戴トニ頼
 リ以テ天職ヲ治メ墜スコト無ク愆ツコト無カラムコトヲ庶幾
 フ
 朕内ハ則チ教化ヲ醇厚ニシ愈民心ノ和會ヲ致シ益國運ノ隆昌
 ヲ進メムコトヲ念ヒ外ハ則チ國交ヲ親善ニシ永ク世界ノ平和
 ヲ保チ普ク人類ノ福祉ヲ益サムコトヲ冀フ爾有衆其レ心ヲ協
 ヘ力ヲ戮セ私ヲ忘レ公ニ奉シ以テ朕カ志ヲ弼成シ朕ヲシテ祖
 宗作述ノ遺烈ヲ揚ケ以テ祖宗神靈ノ降鑒ニ對フルコトヲ得シ
 メヨ

大正十一年十月廿五日發行	大正十一年九月廿九日發行	大正十一年九月廿九日發行	大正十一年九月廿九日發行	大正十一年九月廿九日發行	大正十一年九月廿九日發行
昭和六年九月廿九日發行	昭和六年九月廿九日發行	昭和六年九月廿九日發行	昭和六年九月廿九日發行	昭和六年九月廿九日發行	昭和六年九月廿九日發行
昭和五年九月廿九日發行	昭和五年九月廿九日發行	昭和五年九月廿九日發行	昭和五年九月廿九日發行	昭和五年九月廿九日發行	昭和五年九月廿九日發行
昭和四年九月廿九日發行	昭和四年九月廿九日發行	昭和四年九月廿九日發行	昭和四年九月廿九日發行	昭和四年九月廿九日發行	昭和四年九月廿九日發行
昭和三年九月廿九日發行	昭和三年九月廿九日發行	昭和三年九月廿九日發行	昭和三年九月廿九日發行	昭和三年九月廿九日發行	昭和三年九月廿九日發行
昭和二年九月廿九日發行	昭和二年九月廿九日發行	昭和二年九月廿九日發行	昭和二年九月廿九日發行	昭和二年九月廿九日發行	昭和二年九月廿九日發行
昭和元年九月廿九日發行	昭和元年九月廿九日發行	昭和元年九月廿九日發行	昭和元年九月廿九日發行	昭和元年九月廿九日發行	昭和元年九月廿九日發行

四訂	女學	日本歴史教科書	上級用
校用			
定	價	金	七十三錢

四訂女子日歴上級用



不許 複製

編纂者 三省堂編輯所

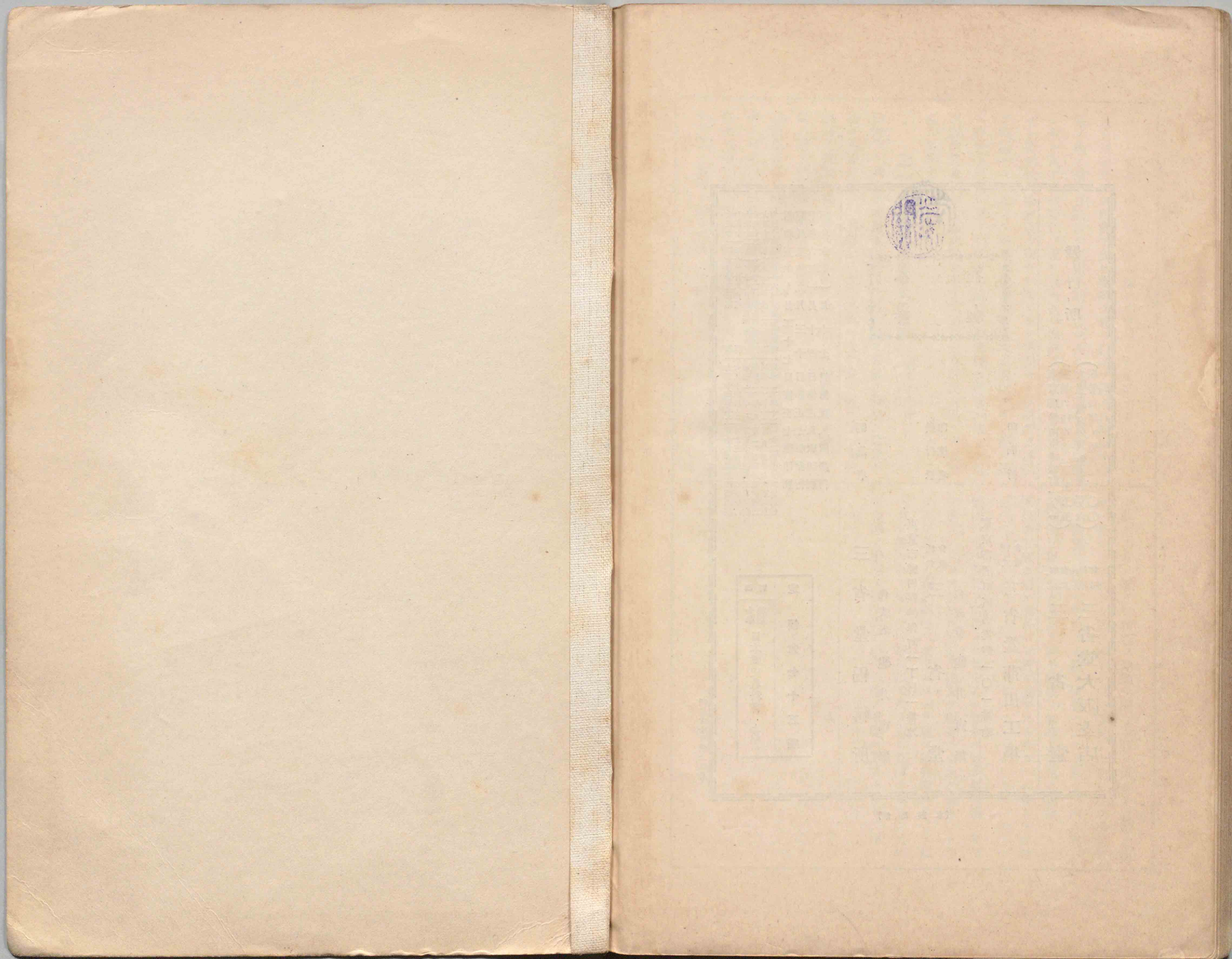
發行者兼 印刷所 代表者 龜井寅雄

印刷所 代表者 龜井寅雄

發行所 三省堂大阪支店

東京市神田區神保町一ノ一
 振替口座東京三二五五
 (大阪市西區阿波座下通二ノ六)
 振替口座大阪八一三〇〇

【本製島飯】





170
170
170

広島大学図書

2000065684



三省堂編輯所編纂

日本歷史教科書

上級用增補

株式會社
三省堂發行

上級用増補

満洲軍閥の暴政

満洲事變

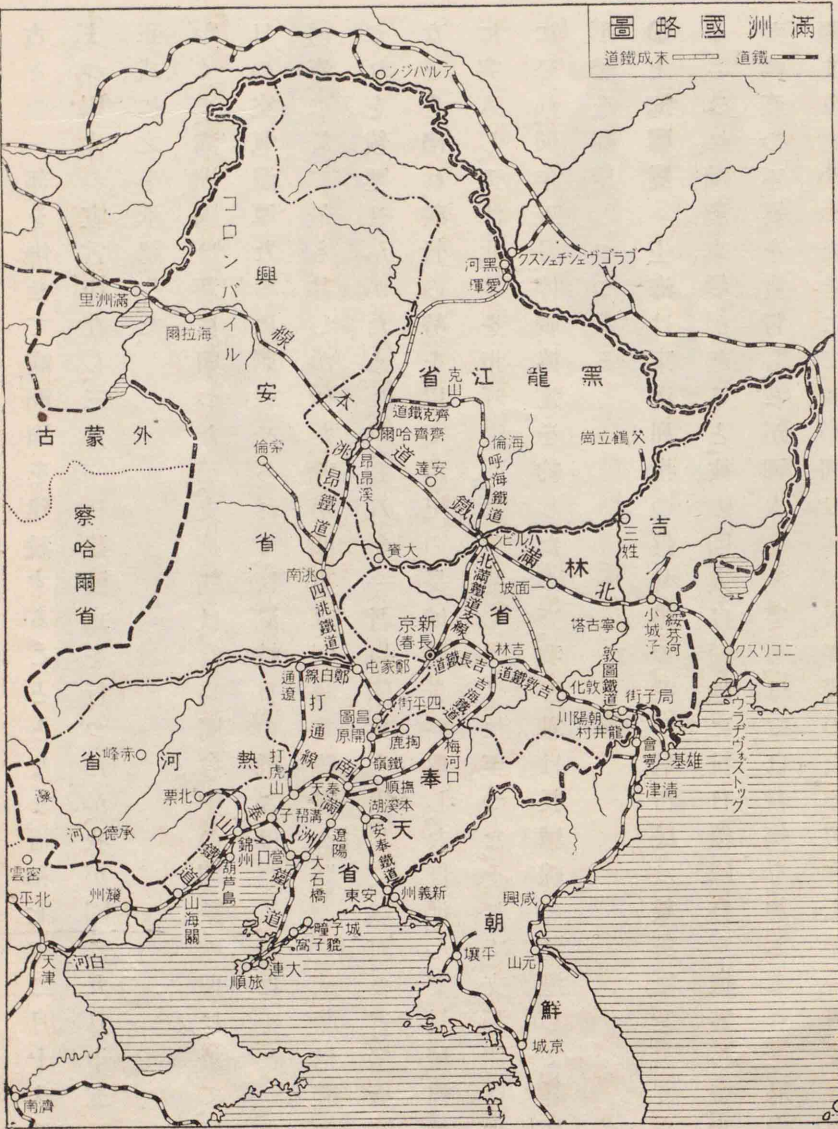
●満洲事變 満洲は我が國の隣りにあつて、兩者の關係の重大なることは、日露戰役の如きも要するに多くこの地に關することから起つたことでもわかる。清朝滅亡の後、張作霖が奉天に據つて久しく勢力を振つてゐたが、その死後子張學良に至つて惡政益、募り、住民は塗炭の苦しみに陥るに至つた。抑、満洲の今日あるは、我が國の努力の結果であるのに、學良等は、却つて我が國を侮蔑し、條約上承認されたる我が既得權益を無視するばかりでなく、我が軍人を殺害し、はては我が鐵道を破壊するなどの暴舉を敢てするに至つた。そこで、我が國は斷然之を膺懲せんがため、昭和六年九月、關東軍を動かし、國家自衛權行使の範圍内に於て軍事行動を起さしめた。爾來、我が精銳なる軍隊は、所在に馬占山等の兵匪を討伐して、禍亂の根源を一掃することに努めた。かくて、多年惡政に苦しんだ満洲の住民は、この機會を利用し、ここに安住の樂土を建設せんとの希望を起し、満洲と蒙

滿洲國

滿洲國の領土は奉天・吉林・黑龍江・熱河・興安の五省から成り、長春を首府として新京と呼び、年號を大同と定め、大同元年（昭和七年）三月九日宣統帝溥儀を執政に推戴した。

滿洲國略圖

鐵道成線 鐵道



滿洲國の建設

支那側の反滿抗日の聲

熱河討伐

停戰協定

上海事變の由來

古との一部を併せて滿洲國を建設することとなり、昭和七年二月十八日まづ獨立の宣言をなし、三月一日建國式を行つたが、我が國は九月十五日正式に之を承認した。

かくて、滿洲國は新に興つたが、支那側は、當時開會中の國際聯盟に於て、日本の空氣濃厚なるに刺戟せられて、反滿抗日の聲なほ高く、特にそれが熱河省に於て最も甚しかつた。我が關東軍司令官陸軍大將(後に)武藤信義はこれを鎮壓せんがために、昭和八年一月以降、兵を出して熱河の省都承德などを陥れ、破竹の勢を以て萬里の長城線を略取し、なほ進んで長城線外に突入し、天津・北平を指呼の間に望見し得るに至つた。そこで支那側は大に恐れ、同年五月、停戰協定を約したので、我が軍は長城線に歸還して、靜に形勢を觀望しつゝある。

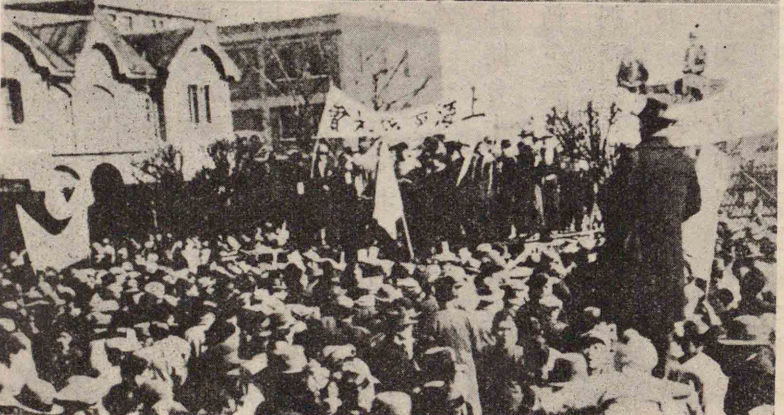
●上海事變 上海は東洋屈指の貿易港で、我が居留民は數萬に達してゐる。さきに滿洲事變が起ると、彼の國人は同地に抗日救國會を組織して、我が國産の不買を實行し、我が國人を迫害し、はては殺傷を加ふるなど、暴虐極まりなかつた。そこで、我が國は居留民保護のため、昭和七年一月、先づ海

滿洲・上海兩事變關係圖

上圖 執政溥儀の寫眞。

中圖 昭和七年(大同元年)三月九日、滿洲國執政就任式を終へて後、溥儀を始め參列者一同、威儀を正して滿洲國旗掲揚式を舉げた時の寫眞。

下圖 滿洲事變の起るや、上海の排日家の連中が抗日大會を開き、例の悲憤慷慨の口調を以て『今や滿洲は日本に掠奪せられた。我輩が誓つて之を挽回せざるべからず』と絶叫してゐるところの寫眞。



海軍派遣
日支兩軍の衝突

陸軍派遣

總攻撃
停戦協定

日支事件と國際
聯盟

國際聯盟の討議

軍を派遣したが、遂に支那軍との間に衝突を見るに至つた。しかし、我が軍は同地が國際都市たるを思ひ、隱忍自重して戰禍の擴大を防止することに努めたが、支那軍は却つて我が軍を侮り、益々われを威壓せんとしたので、我が國は居留民保護の萬全を期するため急に陸軍を派遣した。然るに、支那軍は巧に地形を利用し、容易に屈せざるを以て、我が國は更に有力なる部隊を増派して一舉にこれを排撃するに決し、同年三月、上海派遣軍司令官陸軍大將白川義則は總攻撃を命じ、忽ち敵を撃破して遠くこれを驅逐した。ついで、五月日支兩國の間に停戦協定が成立したので、我が國は、やがて全軍を撤收歸還せしめた。

③日支事變と國際聯盟 滿洲事變の起るや、當時開會中の國際聯盟では、反日の空氣頗る濃厚で、特に支那側が種々の策動を試みた結果、形勢益々惡化するやうになつた。そして、結局國際聯盟では調査委員として英國のリットン等を派遣し、その報告に基いて討議を開き、我が派遣代表松岡洋右等の説を排斥し、不法にも我が自衛權及び滿洲國の獨立を否認するに至つた。そこで、我が國は、東亞の禍根を除き、世界の平和を確立する方策に關し

國際聯盟離脱

國際聯盟會議
×松岡洋右
現在の情勢

世界的の不況

て所信を異にする國際聯盟と行動を共にすべからざるを思ひ、昭和八年三月二十七日、之に對して離脱の旨を通告し、また天皇は特に大詔を下して國民の取るべき道を示された。

④昭和の國內的情勢 明治維新以後、我が國は殆ど世界史上比類なき進歩をなし、明治・大正・昭和の僅か六十餘年間に、驚くべき發達を遂げた。しかし、これを現在の情勢に鑑みるに、我が國の前途は必ずしも洋々たるもののみではない。國勢の進展に伴ひ、年々歳出が膨脹し、今日は十數億圓に上るやうになつたが、特に關東震火災後は國債も増加して、今や六十億圓を超えるやうになつた。これに加へて、大戰後の世界的不況は益々深刻となり、我が國もその影響を受けて甚だ苦しんでゐる。歴代の内閣は、常に財政整理・産業立國等にあらゆる努力を



拂つて、この不況を打解せんとしてゐるが、これは實に國民の協力一致に俟たなければならぬ問題である。

⑤ 昭和の國際的地位 今や、東洋の平和は日本の双肩に懸つてゐるといつても過言ではない。しかも、西隣の中華民國は各國の利害交錯を好餌として徒らに利權の回收を圖り、その國民は一部の政客に誤られて頻りに排日行動を反復しつつある。そして、北隣の露西亞もまた我が國と國交を開いてゐるけれども、未だ十分に胸襟を開いて親交するまでに至つてゐない。この三國の鼎立の現状と、更に對米對英等の問題とに想到する時は、昭和日本の國際的地位は、必ずしも難局でないとはいへない。況んや、最近滿洲事變・上海事變が起り、今や全世界の視聽は翕然として我が國に集まりつつある。我が國民たるものは、ここに一段の戒心を以て多難なる前途に善處しなくてはならぬ。

中華民國の情勢

露西亞の情況

昭和日本の國際的地位